

第一百六十四回
会

参議院 経済産業委員会会議録 第十号

(一九六)

平成十八年四月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

松村 祥史君

補欠選任

太田 豊秋君

副大臣

経済産業副大臣

二階 俊博君

國務大臣

経済産業大臣

中小企業庁長官 望月 晴文君
国土交通大臣官房審議官 小野 芳清君

国土交通大臣官房審議官

小野 芳清君

委員長

経済産業大臣政務官

松 あきら君

策局長豊田正和君、中小企業庁長官望月晴文君及び国土交通大臣官房審議官小野芳清君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取する」とに御異議ございませんか。

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○工業再配置促進法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加納時男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〔〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

四月十四日

辞任

太田 豊秋君

補欠選任

松村 祥史君

大臣政務官

公正取引委員会

二階 俊博君

事務局側

常任委員会専門

竹島 一彦君

委員長

政府参考人

防衛厅防衛参事

官房審議官

文部科学大臣官

厚生労働大臣官

経済産業大臣官

経済産業省貿易

経済産業省経済

経済産業省政策

経済産業省環境

経済産業省技術

経済産業省製造

経済産業省商務

経済産業省政策

経済産業省次長

絏産政局長

代に入つてくるんではないかということを中国や韓國の人とも議論を交わしたところでございます。そこで、国内の構造的な問題としては少子高齢化が進んでいくという予想もあるわけでございますが、そういうふた国内の状況を受けながら、大きな環境変化の中で、やっぱり国際的に我が国は競争力というものを保つていませんと、資源もない、人しかいないと、こういうものが我が国のジオグラフィカルな状況でございますので、この中で引き続き豊かで安定した生活を国民に保障するためには、製造業の国際競争力というのは大変大事だというふうに思つておるところでございます。

付加価値が高くして消費者に喜んで受け入れてもらうと、こういうようなものを、いかに製品を常に提供していくことが、これが重要であるとかと思ひます、今回のこの法律、いろいろな中身今から聞いてまいりたいと思いますが、まず大臣に、こういう大きなこの経済社会の変化の中で、どういう戦略の中で位置付けられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 御答弁の前に、先般来度々御紹介申し上げてまいりました、「元気なモノ作り中小企業三百社」という選考をいたしておりました。ようやくそれがまとまりましたので、委員長、各理事、委員各位のお許しをいただきれば、後ほどお配りをさせていただきたいと思いますが、それじゃ、どうぞお願いします。

○委員長(加納時男君) どうぞお配りくださいませ。

〔資料配付〕

○國務大臣(二階俊博君) 今後、ただいま林議員から、これから国際競争力という面からどう考えているのかという御質問であります。国際競争の更なる進展、急速に進む少子高齢化など、我が国の経済社会構造の大きな変化が予想されることは当然のことであるわけであります。

こうした構造変化の中で、製造業の国際競争力

を強化することは、正に国富を拡大し、豊かな国民生活を実現するための国家戦略の大きな柱となると位置付けをいたしております。今回のこの法律は、この製造業の競争力を強化するため、その源でもあるものづくり中小企業の優れた技術力を更に高めようとするものであります。

具体的には、中小企業が担つているものづくりの基盤技術の中から鋳造やメッキなどに重要な技術を選び、そしてそれらの技術に対し予算措置、金融面での支援など総合的な、政策的な支援を行つてまいりたいと存じます。将来また、税制面におきましても、今ある中小企業技術基盤強化税制などの活用をしっかりと願うとともに、今後の拡充強化をするなど、万全の対策を講じてまいりたいと存じております。

○林芳正君 ありがとうございました。

大きなこの位置付けを大臣からお聞かせをいたしましたけれども、そういうものづくりを支えている中心はやっぱり何といつても中小企業でありまして、今、大臣からこれをお配りいただきました。

皆さんもそうだと思いますが、これをいたしたこと最初に開けるのが自分の地元のページということでございまして、今日はせつかりますから三百六十一ページをごらんいただければ、こういふふうに思うわけでございますが、山口県の我が地元の企業、三百六十一ページから四社ほど出ておるわけでございます。いずれも顔写真出でおりまして、それどれ大変お世話になつておる皆さんなんでござりますが、例え、このページ目の柳屋さん、全国のいろんなお世話をされておられますけれども、よく海外出張されて、本当はゴルフに行つておるんぢやないかと言う人もいるぐらいいゴルフも上手なんですが、駆け回りながらカニかま、皆さんもよく食事をされるときあると思いますけれども、あれの機械を造つておられると、二代目でございますが、ここに書いてありますように七〇%を占めるシェアを実は持つておるとい

てひしひしと感じるのは、彼ぐらいになつて、毎月のように東京に出てきていろんな勉強会をやつたりというふうな方でも、どうしても、大企業の大きなブランドイメージとかネットワークというのとどうやって太刀打ちをしていくのかと。なかなか大きな、最近はスカットドミサイルぐらいに竹やりで挑むようなものだという話を聞きます。最近ちょっと違うのは、インターネットなんか出てきて、大きなお金を使わなくて済むインターネットを通じていろんなことができるということは出てきたようございますが、やはりこういったすばらしい技術を持っていて、実はもうかなりの実績も持つておる企業が国内や立地地域においてもまだ十分に知られていないというケースも多々あるんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございまして、こういう世界に冠たる日本の中小企業というもののアピールということについて、まあこの本も作つていただきたいわけでございますが、今後どういったことが考えられるのか、大臣にお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) このたび、今お示しをいたしておりますこの小冊子は、世界に誇れる日本の中のづくり中小企業の象徴として、全国四百三十二万社の中から三百社を選定させていただいたところであります。

今、林議員御指摘のように、ちょうどこの三百といいますと、衆議院などは三百選挙区でござますから一地域に一つかと、こうまあ皆おつしやるわけでございますが、今回は、申し訳ありませんが、そういうことは一切考慮に入れずに、大学の先生、だとか言論界の方とか、各界の代表的な

私もよくお付き合いをこの皆さんとしておりますけれども、非常に元氣のいい、また、いろんなアイデアを持った方であります。この本の中にはほかの県の方がいろいろ出ておられますけれども、それぞれそういう方が選ばれておられるんだろうと、こういうふうに思うわけでございまして、これぞそういうことを言われるわけでございます。自分の地域は思ったより多いときにはこの三百社には卒業していただい、新たな三百社を選んでいくと、いうふうにしたいと思つております。

そして、これならば私の会社も入る、私たちの会社も入るんぢやないかと思われる方もいらっしゃると思うんです。今この選定をしておる最中にこうした情報がいろんなところに伝わるや、海外からも是非これを英訳して送つてくれないかと、またO E C D の事務総長もこの前お見えになりましたので、日本の経済の元気を取り戻しつつある今日、その源はやっぱり中小企業にあるのかという御質問もありましたので、私たちはこの中小企業の技術力ということに大いに期待をして頑張つてみたいと思うので、O E C D でも機会があればこの紹介をしていただきたいということを申し上げた次第であります。

一般も日銀の総裁とちようど席を隣り合わさる会があつたわけです。この冊子をごらんになりますが、このページをめくつて、みんないお顔をながらこのページをめくつて、みんないお顔をされておりますねというのが第一番目の印象として語られました。御苦労されてみんなが頑張つて、だんだんこんないお顔になるとすれば本当にうれしいことです。ということを申し上げたんであります。そこで、日銀を通じてもこの中小企業にやはり配慮をする、目を配るという姿勢が是非お願いをしておきたいということを申し上げましたら、近々、支店長会議があります。私はこれを日銀の支店長に紹介をして、あなた方は恐らくこれだけ有力な、有名な中小企業の経営者、ほとんど顔見知りでしようねということを問うて、もし顔見知りでなければ自ら足を運んでこの会社の状況等をみんなで調査をする、そういう構えで対応したいと、こういうふうにおつしやつていただきまし

たので、中小企業に日銀が足を運んでくれるということは恐らくいまだかつてなかつたかも知れない。しかし、そういう配慮が、予算だけの面ではなくて、中小企業を励ますことになるので、中小企業に自信を付けていたぐく、そういう意味からも是非御配慮をいただきたい。

先ほども申し上げましたが、全国にはこの三百社に勝るとも劣らないような企業が存在していることも事実であります。今後も我が国の製造業の、縁の下のこの御努力をいただいておるものづくり中小企業に光を当てる政策を考えていかなくてはならないと思っております。地道に今日まで頑張ってきていただいているこの中小企業の皆さんに奮起をしていただき、このことが我が国経済を持続的に好調、更に発展に、繁栄につなげていく大きな要素になるのではないかと考えておる次第であります。

○林芳正君 ありがとうございました。
今、大臣おつしやつたように、学術的といいます
すか、専門的な見地から選んでいただいている
と。山口県も小選挙区四つでございますが、たま
たま選ばれていない小選挙区、安倍官房長官のと
ころでございますので、なるほどそうかなと、こ
ういうふうに今思いましたが。
まあ冗談はさておきましても、日銀の方に所管
を越えてお話をいただいていると、大変力強く感
じた次第でございます。もう一つ、大変いいお言
葉だと思いましたのは、卒業していただくという
ことでございまして、ここで今回選ばれた方がま
たまた次にこうやって擧げなきやいけないといいう
ことではなくて、これをきっかけにどんどん羽ばた
かれていたみたいで、次にここに来る人はまた次の
人が来ると。是非こういういい循環をつくつて
いついていただきたいと、こういうふうにお願いを
しておきたいと思います。

◎ 理论

ふうに私も思つてゐる次第でござります。

このものづくり基本法というものは、そもそも平成十一年に制定をされまして、ものづくり基盤技術といふものが、その中でござります。これは、中小企業が有する技術の中でも我が国の製造業の競争力の強化あるいは新たな産業の創出に特に資すると考えられる技術について、中小企業政策審議会云の意見を聴いた上で経済産業大臣が指定をすることとなつております。どういうことが指定をされることかということでござりますけれども、具体的にはメッキ、鋳造、鍛造、プレス加工など、当初は十七程度の技術、これを対象とすることを現在検討しております。

正に先生がおつしやつたとおり、きちんと川下の、ニーズを持っている川下の企業あるいはいろいろ

んな技術を持つている中小企業、こういうところに広く聞かなきやいけない、せつかくこれだけの三百社の本を作つていただきたんだから、こういう方たちに広く意見を伺いなさいということであると思いますけれども、正に私どもはそうした様、広く御意見を聞いてこれは策定する予定でございます。きちんと、こうした技術高度化の指針は、市場のニーズを踏まえて技術開発の羅針盤として重要な役割を果たすというふうに思つております。

中小企業政策審議会は、大学の先生などでつくられております。けれども、そこから一つ一つのこうした指針を作るのは、こういう方たちをヘッドとして、それぞれに、例えばメッキに係る技術、鋳造に係る技術、プレス加工に係る技術等々のある具体的な研究開発の目標、これが示されるものと私ども認識をしておりまして、そのため頑張つてまいる所存でございます。

○林芳正君 是非、その方向でよろしくお願ひをしたいと思います。

このくわいと しきりにか

とにかくお願いをしたりしておつたんだ
が、今回も、なかなかこういう方々 ここへ出で
くる方々はそれなりにスタッフもいるんですが
もう少し小さいところになるとなかなかもうその
紙を書く手間すら大変だと、こういう方々もたく
さんおられるわけでございまして、例えば添付資
料がたくさん要るとか書くところがいっぱいある
と、これは適度にきちんと書いてもらわなければ
いけないんですけど、その辺りの、可能な限り簡素
化していくということが必要になる、こういうふ
うに思いますけれども、これは長官にその辺の御
決意をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 先生御指摘のとお
り、本法案は、技術の高度化に関する方向性を示
した技術高度化指針に沿つてものづくりの中小企
業自身が研究開発計画を策定をして認定を受けた
場合に支援策が講じられるという仕組みになつて
ございますので、この高度化の方向性に沿つた研
究開発の目標とか具体的な内容とか実施期間とい
うものがその研究開発計画の中に盛り込まれてい
ないと支援が受けられない、こういう仕組みにな
なつてございます。また、研究開発の実施に当たつ
て、川下企業や大学などの研究機関と協力する場
合には、その内容や研究開発を行うための必要な

Digitized by srujanika@gmail.com

けでございますけれども、これもまあ十二種類書かせたところで何ほどの意味があるのかということも十分精査をいたしまして、例えば今回のやつにつきましては五種類ぐらいに、自己資金が借入れか投資なのか何かというようなことを含めて、五種類ぐらいに整理できるんではないかというようなことも中で議論しているわけでございます。そういう一つ一つのチェックをした上で、極力様式を簡素化をしていくというような配慮をしていきたいという所存でございます。

あわせまして、さはさりながら、書くこと自身が大変慣れない方多いわけでございますので、この研究開発計画の作成に際しましては、窓口である経済産業局、あるいは場合によっては中小企業基盤整備機構が窓口になることも、物によつて違うわけですけれども、そういう窓口になるところが冷たいお役所の受付窓口みたいなことではなくて、むしろ適切にその指導助言を窓口の方からしてあげられるような形で温かい窓口にするというようなことが、実際問題、こういう心理的な壁を乗り越えて効果的な支援になるんじゃないかなといふふうに思つてますので、そういったことも心掛けて対応してまいりたいというのが当面の私どもの決意でございます。

○林芳正君 ありがとうございます。
是れが窓口になること、物によつて違うわけですけれども、そういう窓口になるところが冷たいお役所の受付窓口みたいなことではなくて、むしろ適切にその指導助言を窓口の方からしてあげられるような形で温かい窓口にするというようなことが、実際問題、こういう心理的な壁を乗り越えて効果的な支援になるんじゃないかなといふふうに思つてますので、そういったことも心掛けて対応してまいりたいというのが当面の私どもの決意でございます。

是非、社会保険庁のようにならないようにしていただいたらと、こういうふうに思いますし、この間、参考人へ来ていただきたときに、実は大変面白いといいますか、なるほどなということをお聞きしたんですが、余り細かく事前の段階で決め過ぎちゃうと、中小企業の現場というのは、ものを作つて、また戻つて作つて、この繰り返しで、その中から新しいものも出てくる可能性があるということでありますから、その辺はその現場に合つたフレキシビリティーというのもこの中で取り込めるようにしていただきたいということも併せてお願いをしておきたいと、こういうふうに思っています。

そこで、予算の面での中心というのが、ものづ

くり基盤技術の研究開発支援六十四億円ということがで措置をしていただいてるところでありますけれども、この間も参考人のときにもお話をあつたと思いますけれども、やはり一社だけというふれか投資なのか何かというようなことを含めて、五種類ぐらいに整理できるんではないかというようなことも中で議論しているわけでございまして、そういう一つ一つのチェックをした上で、極力様式を簡素化をしていくというような配慮をしていきたいという所存でございます。

あわせまして、さはさりながら、書くこと自身が大変慣れない方多いわけでございますので、この研究開発計画の作成に際しましては、窓口である経済産業局、あるいは場合によっては中小企業基盤整備機構が窓口になることも、物によつて違うわけですけれども、そういう窓口になるところが冷たいお役所の受付窓口みたいなことではなくて、むしろ適切にその指導助言を窓口の方からしてあげられるような形で温かい窓口にするというようなことが、実際問題、こういう心理的な壁を乗り越えて効果的な支援になるんじゃないかなといふふうに思つてますので、そういったことも心掛けて対応してまいりたいというのが当面の私どもの決意でございます。

○政府参考人(望月晴文君) 御指摘の戦略的基盤技術高度化事業は、指針に沿いまして中小企業者が研究開発計画を策定をし、認定を受けた者のう

か、長官、お願ひします。

そういうような、ほかのところと連携をしながら研究開発をやっていく、今回の予算措置でその辺が具体的にどういうふうになつておるでしようか。

○林芳正君 ありがとうございます。

は、そこ関係のある研究機関や独立した研究機

が、その関係のある研究機関や独立した研究機

くり基盤技術の研究開発支援六十四億円ということがで措置をしていただいてるところであります。それからもう一つはやっぱりユーザーの方と、これはもう少し大きな企業になる場合が多いんです。が、その関係のある研究機関や独立した研究機関、こういうところとも連携をしてやっぱりやらないと、なかなかうちだけではねと、こういうところも多いわけです。

○林芳正君 ありがとうございました。

是非その連携がうまくいくよう、何といいま

すか、ポイントみたいなものがやっぱりあると、

そういうふうに思います。今まで幾多の施策で

産学連携というのはもう経産省中心になってやつ

てきた、まあ言わばお手の物のところでございま

すので、そのポイントを押さえた支援というもの

をお願いしておきたいと思います。

もう一つ、ただなかなか研究開発というのは

できませんから、お金をどうやって確保するか、

これが大変に重要な課題であります。かなり大き

なところになりますとともに予算でRアンドDとい

うのは確保されるわけでございますが、中小企業

というのはもうなまなかの研究開発というの

で、これが大変に重要な課題であります。かなり大き

なところになりますとともに予算でRアンドDとい

うのは確保されるわけでございますが、中小企業

というのはもうなまなかの研究開発というの

までの、このメーンバンクという制度は中小企業の世界ではまだ厳然としてあると、こういうふうに思うんです。

あの当時、非常に銀行の方が世知辛くなつてしまつて、たとえことわざつて、ずっとお付き合いしてたメーンバンクですら非常に冷たいと、こういうふうに思うんです。

たとえことわざつて、どうしたらしいのかな、もう少しバーゲニングパワーとのを付けてもらおうとしても変えないと中小企業者が思つた場合に、

A銀行がメーンバンクだつたとしますと、B銀行

ということがありまして、どうしたらしいのかな、もう少しバーゲニングパワーとのを付けてもらおうとしても例えれば第

二抵当なるものを入れてお金を借りる。

この第二抵当でリスクを取つてお金を貸してくれるというB銀行に対して保証なり支援をする

うのがこのSBAの仕組みだつたとしますと、B銀行が今度新しく規新規で貸してくれようとしても担保の余力がないということで、どうしても例えれば第

二抵当なるものを入れてお金を借りる。

この第二抵当でリスクを取つてお金を貸てくれるというB銀行に対して保証なり支援をする

うのがこのSBAの仕組みだつたとしますと、B銀行が今度新しく規新規で貸してくれようとしても担保の余力がないということで、どうしても例えれば第

二抵当なるものを入れてお金を借りる。

この第二抵当でリスクを取つてお金を貸てくれるというB銀行に対して保証なり支援をする

うのがこのSBAの仕組みだつたとしますと、B銀行が今度新しく規新規で貸してくれようとしても担保の余力がないということで、どうしても例えれば第

二抵当なるものを入れてお金を借りる。

この第二抵当でリスクを取つてお金を貸てくれるというB銀行に対して保証なり支援をする

うのがこのSBAの仕組みだつたとしますと、B銀行が今度新しく規新規で貸してくれようとしても担保の余力がないということで、どうしても例えれば第

二抵当なるものを入れてお金を借りる。

この第二抵当でリスクを取つてお金を貸てくれるというB銀行に対して保証なり支援をする

うのがこのSBAの仕組みだつたとしますと、B銀行が今度新しく規新規で貸してくれようとしても担保の余力がないということで、どうしても例えれば第

二抵当なるものを入れてお金を借りる。

てお聞きしたいと思いますので、長官、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(望月晴文君) まず最初に、この本法案における信用保証の特例について御説明を申し上げます。

この法案に基づいて、中小企業が研究開発計画を実施するために必要な資金を民間金融機関から借りる場合に、中小企業が利用可能な信用保証の限度額を増やす、大ざっぱに言えば倍にするということでござりますけれども、具体的には、通常の保証限度額二億円に加えまして、普通保険で二億円、無担保保険で八千万円、特別小口保険で千二百五十万円、それぞれ別枠を設定をします。また、新事業開拓保険というカテゴリーがございまして、それにつきましても限度額の二億円を三億円に引き上げるという限度額の特例を受けることができるようになります。

また、研究開発計画を実施するために必要な二十年以内の設備資金か原則五年以内の運転資金につきましては、中小企業金融公庫から、最優遇の金利であります特利三、今現在では一・五五%になつておりますけれども、で借り入れ可能ということが今回の法案にかかる金融面での支援策になつているわけでございます。

それから、先ほど後半で先生御質問いたしました、中小企業がメインバンクとの付き合いの方の中で、新しいメインバンクのような方にお金を借りるときに担保がない、そういうときにはどういうふうに対応するんだという御指摘だったと思いますけれども、今現在、信用保証協会の保証は、件数で八〇%、金額で七〇%が無担保になつてゐるわけでございます。

これは、私ども、デフレ不況の中で不動産価値が非常に下がつて中小企業の信用力が、自分の事業は何の落ち度もないにもかかわらず信用力が落ちいくという事態の中で、できる限り不動産担保に依存しない金融というものを広める必要がある。それは官民の金融で広める必要がある。その先駆的な役割として、官の関与した金融のと

ころで実施すべきであるということで無担保の金融というものを進めてまいりましたが、そういうことを行つた中で、信用保証協会の保証制度も無担保の割合が非常に高まつております。特に、過去の趨勢を見ると、金額ベースでいいますと、やつぱり

り、先ほど先生おっしゃいました平成十年から、十年より前は五〇%弱だったのが、十年を越えたところから無担保の比率が急増いたしまして、七〇%を超える数字に今なつているわけでござります。したがいまして、そういう信用保証協会の保証制度を利用すれば、一定の条件の下に利用すれば、無担保の保証を受けて新たな金融機関との付き合いを始めることができるということでござります。

ただ、特別保証、金融が非常に混乱したときに問題になりました、信用保証協会を使つてかつての既存債務を借り換えるというためのダイレクトな保証をするということは信用保証協会の本来の目的ではありませんので、それはちよつと対象にはいたしておりませんけれども、ルールどおり返していくながら片方の方で新しいお付き合いを始めるという際には、今の無担保の保証制度といふのを活用すれば新たな銀行とのお付き合いを始めることができるという制度になつてていると思ひます。

ただ、特別保証、金融が非常に混乱したときに問題になりました、信用保証協会を使つてかつての既存債務を借り換えるというためのダイレクトな保証をするということは信用保証協会の本来の目的ではありませんので、それはちよつと対象にはいたしておりませんけれども、ルールどおり返していくながら片方の方で新しいお付き合いを始めるという際には、今の無担保の保証制度といふのを活用すれば新たな銀行とのお付き合いを始めることができるという制度になつてていると思ひます。

○林芳正君 ありがとうございました。随分進んだなと、こういうふうに今聞いて思いましたけれども。

確かに、今借りているお金を全部すぐ返してしまつということであれば、金利をその分、期待利

益みたいなのがなくなつちゃうわけですから、正

に今長官おっしゃつたように、徐々に、総

額は一緒なんですけれども、それが入れ替わつて

いくと、入れ替わつていく間は二重になりますか

ら、まあ第二抵当というお話をさつきしました

が、そこが無担保であればもつといいわけでございまして、まあ、こうすることを勧めるわけではないんですね。なるべくメインバンク等がきちつ

と付き合えばそれはそれにこしたことはないで

すが、どうしてもという場合にこういうところがあるという仕組みが、不適に銀行の方が競争力がある、関係が強いということにならない一つの抑止効果みたいなのがあるんではないかと思います。

で、こういうものも併せてこの支援措置の一つにしていただいたら、こういうふうに思うわけでございます。

いろいろな支援をいただいて、この間も参考人に来ていただきたような、またこの本にも取り上げていただいているような割といいものを持つておられる、技術基盤を持つておられる中小企業者にとって、この知的財産に係る戦略というものは大変大事だらうと、こういうふうに思つておられます。

そこで、この法律案におきましては、技術の高度化に取り組むものづくり中小企業の研究開発成果につきまして、審査請求料を半額、それから特許料につきましては最初の六年間を半額ということで、その負担軽減の対象といたしているわけでございま

す。

また、加えまして、中小企業が外国において権利化を行う場合に必要となる弁理士費用や翻訳費用などの補助する支援制度も別途昨年から始めているわけでございます。また、コピー商品などの被害が外国であった場合に、その調査費用を補助する支援制度も整備をいたしているところでございます。

それから、あわせまして、本年度から新たに知的財産に関する駆け込み寺というものを全国の商工会、商工會議所に整備をいたしているわけでございまして、これはなかなか、日本の津々浦々、地域に参りますと弁理士さんの数も少なくて相手もいないということで、全国の商工会、商工會議所自身がその相談相手として、万全の能力を保持しているわけではございませんけれども、相談の窓口としてしかるべきところにきちつとつなげることの意味での駆け込み寺を従来の相談制度に加えまして開始をいたしまして、できる限り中小企業の知的財産に関する相談を受け付ける窓口となりたいということで、地域における中小企業の知的財産問題につきましても支援をしてまいりたいということでございまして、今後ともこの知的財産の問題というのは、中小企業のます戦略としてなかなか、権利を取ることがベストの戦略なのか、あるいはノウハウとして自分の手元に隠しておくことがいい戦略なのかということも含めまして、中小企業自身なかなか難しい問題を抱えておりますけれども、権利化をするときであれば、そのためのその手段として私どもとしての支

○政府参考人(望月晴文君) 御指摘のとおり、も

のづくり中小企業にとりましては、自らの知的財

産を戦略的に保護し活用できる仕組みということを整備することは大変重要な課題であるわけでもありますし、またかなり困難な課題であることもあります。

この法律案におきましては、技術の高度化に取り組むものづくり中小企業の研究開発成果につきまして、審査請求料を半額、それから特許料につきましては最初の六年間を半額ということで、その負担軽減の対象といたしているわけでございま

す。

また、加えまして、中小企業が外国において権

利化を行う場合に必要となる弁理士費用や翻訳費

用などの補助する支援制度も別途昨年から始めて

いるわけでございます。また、コピー商品などの

被害が外国であった場合に、その調査費用を補助

する支援制度も整備をいたしているところでござ

す。

また、加えまして、中小企業が外国において権

利化を行う場合に必要となる弁理士費用や翻訳費

用などの補助する支援制度も別途昨年から始めて

いるわけでございます。また

援の制度を整備しつつあるというような状態にあります

○林芳正君 かなりきめ細かくやつていただける

ということは今の御答弁で分かりましたけれども、この駆け込み寺、分かりやすい名前だと思うんですね。

ちょっとと確認なんですが、今、長官おつしやつたこの駆け込み寺というのは、最後の方で大変大事なことを一つおつしやつて、本当に権利を特許として取つちやうのか、取ると一応ここへ出てきましたから、公開をされてそのライセンス料を払つてくれれば使うんですが、似たようなものを、ああ、なるほどというのがあると、こういうところは出さない方がいいという選択肢もまあ経営戦略としてあり得るということでありましたが、その辺りの、どうしようかなという御相談もこの駆け込み寺というのはやつてくれるということございましょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 今、私申し上げた話というのはなかなか難しい実態にございます。権利化をすると公開されるということ、公開された場合にはまねされる可能性出てきて、まねをされることは対してはそれと、その侵害を訴えて闘わなければいけないわけで、中小企業の方々にとって、自分の事業以外のところでその労力を使わなければいけないということは、きつと스타ッフが整つていてる大企業などに比べればはるかに困難なことであるわけございまして、その辺で中小企業の方々は生来的にそういう実態というものを直感しておられて、場合によつては、むしろノウハウとして持てるだけ隠していて、それどころまでちつと自分の利益を確保していくということをねらうという戦術も、これよくあらざいます。

その点の戦略について、本当に適切な相談相手というのは一体だれなんだということがございますけれども、ただ、私どもは、やっぱりそういうことについての相談にも乗れるような経営相談というのがやっぱり本当の経営相談じゃないかといふ

うことで、私が口で申し上げている話と実態との間にある程度のギャップがあることは重々承知していますが、駆け込み寺の充実というものは図つていません。

○林芳正君 ありがとうございます。ツの方でよく有名な話は、手塚プロが、「ライオン・キング」というのが「ディズニー」であります。二束三文ではなかつたでしようけれども、全くこぢらは今おつしやつたように法律的なスタッフもいますけれども、作つて、これを見付けたディズ

ニーがこれ買いたいんだということで、当時、までもない、権利のこともよく分からぬ、まあの「ディズニー」が買つてくれるんだからということです。「ライオン・キング」になつて、この「ライオン・キング」というのはもう「ディズニー」の定番で物すごい収益を上げているわけですが、もしあのとき駆け込み寺があつたら、手塚プロが駆け込まれ寺へ行つて、いやこれはちゃんと将来の収益の何割は、またキャラクター商品の何割は戻つてく

るようにしておいた方がいいですよ、もしあのとくそいうものがあれば、「ライオン・キング」というのは「ジャングル大帝」の焼き直しなんですと、今の日本の映画が、ハリウッド版ができるようなことがあつたとき起つてたかもしれない

と、こういうふうに思うわけでございまして。長官おつしやつたように、そういうことを、経

ト、情報というものを与えるようない駆け込み寺にしていただけなら、こういうふうにお願いをしておきたいと思います。

やはり、そういう技術を使って付加価値の高い相談相手のところにきちつと相談できるせめてルートを持つている窓口をつくりたいということ

でございます。

○林芳正君 ありがとうございます。二束三文ではなかつたように、お客様の方に、やつていてるうちに、取られてしまうんではないかということを心配される方がおられます。

いつたんそういうことになりますと、元々敵同士やるよりも、元々一緒にやつていたものですから離婚訴訟みたいなもので本当に厳しい話になるわけございまして、それで二の足を踏むということもあります。

これから、特に、こういう場合にアイデアを持っている中小企業が大企業にその製造委託をするというような共同研究開発みたいなものもあるわけござりますけれども、その大企業側が相応の対価を支払うことなくその製造ノウハウやアイデアなどのまだ必ずしも権利化されていないようなものの提供を要請するというようなこともよくある話でございまして、こういった話、よくあるといふか、そういう可能性がある話でございまして、こういった話につきましては、私ども、実は下請代金支払遅延等防止法で禁止しているところの不当な経済上の利益の提供要請ということに当たるわけございまして、ちょっと厳しい話を申し上げれば、経済産業省といたしましても、基盤技術を用いる事業分野においても関係行政機関と連携してこういった下請代金支払遅延等防止法などの運用についての徹底を図る、あるいはそれについての親企業、下請企業の間においての十分な理解をしていくと、そういうカルチャーを醸成するとともに今先生御指摘になつたような問題の解決のためには重要なことはないかと思いますし、場合によっては毅然として対応するというこ

ものは、開発の寄与度を基に適切になされねばものというふうに考えております。

また、中小企業が不利になることのないよう、定期的な評価を行いまして計画の実施状況を確認するなど、適切な執行を行つていただきたいと。つまり、たまたまこの共同研究開発は官が一定程度のと話が出ましたように、お客様が大企業である

場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるうと話が出ましたように、お客様が大企業である場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるう

と話が出ましたように、お客様が大企業である場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるう

と話が出ましたように、お客様が大企業である場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるう

と話が出ましたように、お客様が大企業である場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるう

と話が出ましたように、お客様が大企業である場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるう

と話が出ましたように、お客様が大企業である場合が多いと。そうしますと、打合せをし、今おつしやつたようにノウハウをどうするかを考えながらやつていくわけですが、やはり今、正にお話しになつたように、お客様の方に、やつていてるう

最後は自分で判断するにしても、十分なサポー

とも必要ではないかというふうに思つております。

○委員長(加納時男君) 大臣、御発言ありますか。

○國務大臣(二階俊博君) いいですか。

○二階経済産業大臣。

○委員長(加納時男君) じゃ、今の件について、

○二階俊博君。

今、望月長官から詳しく述べたところであります。先ほど林議員

から、大企業のいわゆる知財の取扱いといいますか、大企業と相対して協力関係を持続していく上において知財の取扱いというのは極めて重要な

御指摘がありました。私も全くそのとおりだと思います。せっかく蓄えた技術、せっかくも

うとらの子のようにして一生懸命育て上げて立派になつた技術を、大企業の資本と、そしてそういう

いわゆる力によってそれが一举に奪い取られてしまうというようなことは、これはもうモラルの

上から見ても許してはならぬことでありますから、その点と、今答弁申し上げた下請代金支払遅延防止法であります。私はひよんなことからあ

の法案ができるときの状況等を承知をしているわけであります。が、今日までほとんど、あの法律が適用された事実というのは全くないと言つても差し障りないほどないわけです。それは、大企業と下請との力関係によつて、この法律に訴えていくということはほとんど不可能な状態であるわけであります。

私は、委員各位も同じような思いを持つておられると思いますが、私ども、これから経済産業省として大企業のいろんな関係の皆さんと協会その他でお目に掛かる機会がありますが、そのときは、この知財の問題と支払遅延防止法の問題は、大企業としての本当のモラルとしてお互いに大企業を守つていただきたいということを私は当委員会においてもらいたいということを私は當委員会において、今後そうしたことに懸命の努力を注いでまいりたい、私はこう思いましたので、あえて

答弁をさせていただいた次第でございます。

○林芳正君 大臣、誠にありがとうございます。

た。今、長官の御答弁に私ちょっとと確認をしようと思つておりますことを大臣のお口で自らおつしやつていただきまして、大変にうれしく思つておる次第でございます。正に、法案をお作りにな

るときの過程をよく御存じだということでございまますから、どこをきちっと押さえればもう少しそういうふうに思います。

最初にアジアとの関係を申し上げましたが、実はその会議に小林政務官も御出席であります。そこでも出たんですけど、やはり特に我が国

の場合はこの狭い国土、資源もないということ

で、最終的には、今いろんなことを申し上げました、知財をつくるのも技術をつくるのも汗をかくのもみんな人であります。やはり、人・物・金のうちどれか一つということであれば、やっぱり間違ひなく人ということになると、こういうふうに思いますが。

一方で、三Kという言葉もあるように、この製造現場、この間も参考人の方もおつしやつておられましたけれども、なかなか、この現場で汗をかいてこう旋盤回すというのを敬遠をするというよ

うな風潮も一方であるわけでございまして、特にこの将来の日本のものづくりを担つてもらう日本の若者というものに対して、どういうふうにこの

ものづくりの魅力といったようなものを伝えてい

うふうになつております。

先ほど、世界に誇れる中小企業三百社の公表に

ついてもお触れをいたしましたけれども、この

我が国産業の競争力を支えているものづくり中小企業に光を当てるという取組は、例えば、若い人

たちが自分の地元にこういうすばらしい企業があ

るんだということそのものづくりの企業に例え

るふうなことそのものづくりかけにもなると

いふたり技能というのを高めていたらしいのか

と。政府でどういう取組をされておられ、またさ

れていこうとされておられるのか、小林政務官にお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(小林温君) 今、林議員から日中韓

の会議についても御言及いただきましたが、人口

うことも認識を改めてさせていただいた次第でござります。

この法案に先立ちまして、私もいろんなものづくりの現場に視察に行きましたが、例えば企業の中であるいは産業の中でこの人材育成、いろんな形で取り組まれてますが、うまくいっている

部分とうまくいっていない部分がやっぱりあるん

だらうと思います。

そういう意味では、今回の法案も含めてきめ細

やかな支援策というものが必要だろうというふうに思うわけでございますが、現在まで行つて

支援策について少し御説明をさせていただきます

と、一つには、ものづくり現場の魅力を伝達する

観点から、その中核を担う優秀な人材をものづくり日本大賞によつて表彰しております。それから、小学校、中学校、高校において、ものづくり

体験などを通じたキャリア教育を推進もしております。一方、その技術を高めるという観点からは、地域の産業界と大学などが連携をし、ものづくり

現場の中核となる高度専門人材を育成する事業を行つておりますし、また地域の産業界と工業高等

専門学校、これが連携をしてものづくり現場を担う若手技術者を育成する事業も始める予定という

ふうになつております。

先ほど、世界に誇れる中小企業三百社の公表に

ついてもお触れをいたしましたけれども、この

我が国産業の競争力を支えているものづくり中小企業に光を当てるという取組は、例えば、若い人

たちが自分の地元にこういうすばらしい企業があ

るんだということそのものづくりの企業に例え

るふうなことそのものづくりかけにもなると

いふたり技能というのを高めていたらしいのか

と。政府でどういう取組をされておられ、またさ

れていこうとされておられるのか、小林政務官に

お聞きしたいと思います。

○林芳正君 ありがとうございました。

最後に、大臣に通告しておきましたのはこの二

つ廃止される法案のことでございましたが、それ

に加えて、特にこの工業再配置法なんというのがなくなつて、ものづくり基盤法ができる。これ

に、感慨ひとしおというほど私も年を取つてしまつた。そこで、今後、このものづくりを含めた広いサ

ービスや知財や我が国の産業戦略いかにあるべきかと。この間も指針を出していただきたところです

が、どこが日本の強いところだと、どういうふうに支援していくんだという御決意を最後に大臣からお聞きして、私の質問を終わらしていただきたうふうに思います。

そこで、今後、このものづくりを含めた広いサービスや知財や我が国の産業戦略いかにあるべきかと。この間も指針を出していただきたところです

が、どこが日本の強いところだと、どういうふうに支援していくんだという御決意を最後に大臣からお聞きして、私の質問を終わらしていただきたうふうに思います。

この間も指針を出していただきたところです

が、どこが日本の強いところだと、どういうふうに支援していくんだという御決意を最後に大臣からお聞きして、私の質問を終わらしていただきたうふうに思います。

あります。そこで、このたび新経済成長戦略の策定を急いでおるところであります。大体五月じゅうに世に問うといいますか、国民の皆さんにお示しをし、御一緒に、日はまた昇るではありますせんが、経済の新しいステージを構築していく、かなり積極的にこの問題に取り組んでおります。したがいまして、今お尋ねありましたようなことをも十分念頭に入れて、新経済成長戦略における積極的なこの産業政策を展開してまいりたいと思っておる次第であります。

○委員長 加納時男君 林芳正君の質疑は終りました。
○若林秀樹君 民主党・新緑風会の若林秀樹でございます。

私の方からは、この三つの廃止法案につきましては、基本的にその役割を終えたということです。具体的には小林正夫議員の方から後ほどまた質問させていただきますけれど、この中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法案に絞つて質問させていただきたいと思います。

ものづくり産業の重要性、位置付けについてはお話をさせていただいたところであります。企業にも選択と集中が必要なように、国においてもやっぱり選択と集中が必要な時期に来ていると。その意味では、ものづくりに成果が表れるような、帰結するような、やはり資源の再配分、あるいは教育の重要性が必要ではないかということを申し上げたところでございます。

今 の 景 気 回 復 も、 や は り す そ 野 が 広 い、 も の づ
く り が 今 元 気 に な つ て き た か ら、 や は り 全 国 各 地
で 経 済 が 立 ち 直 り つ つ あ る ん で は な い か な と う
ふ う に 思 っ て い る こ と ろ で あ り ま す。 そ の 意 味 に
お い て は、 自 動 車、 電 機、 鉄 鋼、 造 船、 様 々 な 大
き な も の の づ く り 産 業 が あ る 中 で、 そ れ を 下 支 扱 す
る この 基 盤 技 術、 い わ ゆ る ま あ 金 型、 鑄 造、 鍛 造、
ブ レ 斯、 メ ッ キ、 様 々 な 基 盤 技 術 に 光 を 当 て て る と
い う こ と に つ い て は も う 大 賛 成 で ござ い ま す ん

で、是非いい運用をしていただきたいなというふうに思つていろいろところでござります。
私自身も、学校を卒業して以来、まあ多かれ少なかれものづくりに身を置いてずっと今日まで至つているわけでありますし、特に国会議員になつてからは、国が何をなすべきなのか、どういう支援策をやるべきなのかということを、まあある意味ではこれは自分に対する自問自答ということで、今日まで明確な答えは必ずしもないわけでですが、そこに一つのやつぱり考え方、理念、原理原則がないと私はいけないというふうに思つてゐるわけであります。

極端に言えば、じゃ、競争力強化するんだった
ら法人税ゼロにしちゃええいいじゃないか、固定
資産税ゼロにすればいいじゃないかと、そういう
考え方もないわけじゃないんですけれど、私はも
ちろん必ずしもそうあっていいわけではないとい
うふうに思いますんで、まず経済産業省の大臣と
して、このものづくり、国際競争力の強化のため
に政府としてはどういう考え方で支援すべきかと
いうことについてのお考えを伺いたいと思いま
す。

國務大臣 〔階段修博君〕 我が國のものづくりの実態等を十分的確に把握された若林議員から、今、このものづくりが日本經濟の元氣の源であると、また基礎技術についてしつかり光を当てることは大いに結構なことだという御意見をちょうだいし、私どもも大変力強く思つておるところであります。

リッド自動車等の革新的技術の製品によるところが大きいと認識をいたしております。アジアの急速な追い上げの中、国際競争力を維持強化するために我が国の世界のイノベーションセンターとして取り組むことが重要であろうと。そこで、私たち経済産業省の政策を、世界のイノベーションセンターとしてどうあるべきかということに焦点を当ててこれから対策を講じてまいりたいと考えて生み出された。例えば、薄型のテレビやハイブ

おるところであります。つまり、世界の最先端の産業を育成する、そういう心構えで取り組んでまいりたいと思っております。先ほども申し上げましたが、新経済成長戦略の下では技術革新への政策資源の集中を考えております。

次に、特許や国際標準といった市場環境の整備であります。今日は御承知のとおり発明の日でございまして、特許の関係の皆様をだいま表彰あるいはまたそうした皆さんに感謝の集いを行つてある最中であります。この技術革新への政策資源の集中、そして特許国際標準といった市場環境の整備、知的財産の保護等、国内外の制度を整備していく、委員の皆さんの御理解やまた御指導によりましてこの点を懸命に取り組んでいきたいと思つております。

今朝ようやくでき上がつたばかりでございますが、産業財産権の活用企業で百の優秀企業を選んでみました。そして、まあ役所の仕事としては見ええるようなスピードで、今日の特許の日に間に合わせるということで、先ほど間に合つてまいりました。ここには今、一部しかございませんが、後ほど、これまた委員長のお許しをいただければ

すぐ準備をして委員各位にお配りをして是非こちらをいただき、また御指導、御意見をちょうだいしたいと思っております。

な協力がなくてはなりませんが、そうした面で委員各位の一層の御指導御協力を特にお願いを申し上げておきたいと思います。

○委員長(加納時男君) 大臣の御発言にありました資料につきましては、後ほどどうぞお配りください。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

私は、もう少しその理念、原理原則的なものについては伺いたかったわけでありまして、企業も

やはり自らの自立した企業体として、やつぱり自己責任原則に基づいて企業を經營しなきやいけないということにおいて、何を国としてやるべきなのか、どこまでやるべきなのかということについての考え方方がやつぱり必要ではないかなというふうに思います。

そういう意味では、国として、経済産業省として、もうちよつとマクロ全体でのその政策の誘導とか、あるいは企業ではできない基礎研究なり、あるいは企業が失敗してもやり直せるような、そういう環境づくりということが私はやつぱり必要なんだるうなどいうふうに思いますんで是非よろしくお願ひ申し上げたいなというふうに思います。

あわせて、どこまでやるべきかということなん

ですけれど、例えばWTOでは農業輸出補助金について既に禁止になるということで、これは工業製品についても輸出を前提とした補助金というのは駄目なんですね。しかし、中小企業の研究開発はいいということになりますけれど、たゞ、元々、輸出比率の高いものづくり産業への補助というものは、補助金というのは、あるいは支援とい

うのは、ある意味じや輸出と運動しているわけですが、そ
から、その辺のやっぱり切り分けも難しいとい
うふうに思つわけすけれど、その辺について、
どういう理念、哲学でこの輸出比率の高いものづ
くり産業への支援があるべきかということについ
て、改めてちよつとお伺いしたいというふうに思
いますが、いかがでしようか。——どっちでも構
いませんけれども、基本的には大臣に。

○國務大臣(二階俊博君) 法令にあるいは事実上、輸出を条件として企業に交付される輸出補助金や特定の産業のみを対象とした財政支援措置は、他国との関係で、自国産業を必要以上に保護強化をし、自由な貿易競争を妨げるものとなることから、議員が先ほどお述べになりましたところ、WTOの補助金協定に基づき禁止あるいは規制の対象となつております。

他方、一般の施策は、輸出を条件としているわ

けではなく、特定の産業に着目した支援策でもあります。重要な製造業全般に必要とされる汎用性の高い基盤技術を指定し、事業者が提出した個別の計画を政府が認定した場合に支援を行うこととなつております。WTO協定上、こうした支援措置は問題ないものと考えておるわけであります。

また、経済産業省としては、自由貿易確保のための国際ルールを守り、我が国製造業の競争力強化と新たな産業の創出のために適切な支援を図つてまいることに留意していきたいと思つております。

○若林秀樹君 ありがとうございます、三番目の質問に関連するわけであり

ど、やはり農業と工業というのは、もちろん違うわけではありませんが、一方途上国も、農業の比率が多い中で、やはりものづくりなりそういう製造業に少しずつ花開かせていくこうという努力もあるわけですから、適切なやつぱり支援の在り方というのもあるだらうと思いますし、最終的には、やつぱり途上国に対する適切な投資あるいは技術の育成、移転も必要なんではないかなというふうに思います。

ありますように、中小企業と大企業、発注メーカーとの連携が必要であると。つまり、一方で大企業、

発注メーカーも生き残らなきやいけない。そつち
もないと中小企業も育成、発展できないという関
係にありますと、このグローバル経済の中であつ
ぱり相当数シェアを取つていかないと、大企業そ
のものが生き残れない時代に入つてゐるわけです
ね。

うに思います。

うに思います。日本では、ある意味じや、逆に、独占と言つたらおかしいですけれど、ある程度シェアを取らなければいけない、逆に寡占ぐらいにならないと世界と競争できない。従来からの観点でいえば、これはもう不当で、公正な競争を阻害する部分になつていたかも知れない。世界の全体の中でのやつぱり企業の在り方といったときには、考え方があつぱり変わつてくるのではないかなどというふうに思いますけれど、その辺について公取としてどういう認識があるのか、お伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(竹島一彦君)おこしやるとおり、経済のグローバル化といった事態を踏まえて、日本国の中市場において最終的には消費者利益を損ねないような、そういう企業活動が行われているかどうかということをチェックするというのが我々の仕事であると思つております。

御指摘のような論点がよく言われるわけでござりますが、私どもは、この日本の独禁法というのは

当然日本の国内市場を見ているわけでありまして、
国内市場におけるプレーヤーの行動をチエツ

クしているわけでございまして、大きいから即駄目などというような考え方はもちろん待つておりま

せん。しかしながら、グローバル化しているんだから、世界競争に勝つために日本国で大きな企業

を得ないしやないかといふ考え方についても、やはり一定の留保をさせていただく必要がある。

本當はクローハルなフレーヤーで、それらが日本国内において、外資系も日本系も正に競争して

いるということであれば、それはそれで問題ない
ということがあり得ますが、ライバルの外資系は

日本には余り来ておらない、それに対しても同種の企業が日本で一つか二つしかない、日本のマーケ

ケツトを事実上独占ないしそれに近い形で押さえていると、そういう合併でも国際競争のために認め

めろというお話になりますと、これはやはり問題

ある。日本の国内市場における競争が阻害されないかどうかということをございますので、事実上輸入品も外資もここに入っていないということになりますで、しかし世界市場では戦っている企業結合を日本国内において認めるということになりますと、これは正に独占の弊害ということを中心配せざるを得ない。

日本国は消費者が輸入による代替もままならず、外資系のサービスも受けられないという状態のままで日本の大きな企業が事实上マーケットシェアを大変たくさん持つというようなことは、正に独占の弊害のおそれがあるということになりますので、その辺をやはり個別に見ていかなければいけないというふうに思つております。

○若林秀樹君 非常に重要な問題だというふうに思います。

そこには、ある一定のルールなり、消費者利益あるいは国内での公正な競争をやっぱり阻害するといった個別ごとの判断もあるのかなというふうには思いますけれど、大きくやつぱりグローバル経済における公平公正な競争の在り方について今ちょうど問われている時期ではないかなという感じがします。

その上で、経産省として、結果的に寡占にならざるを得ないような状況をつくるために特定の企業は応援できないわけありますけれど、一方では、そういう状況にならないとやっぱり世界で生き残れないという商品群も抱えながら、行政府としてどういう考え方でやっぱり支援があるべきかということについて伺いたいというふうに思います。

特定企業を挙げると問題がありますけれど、やつぱり韓国等の巨大メーカーに対し、投資能力を持たないと、ある程度、寡占状態の中で、余力をもつた、技術力を持たないとやつていけないというところがあるわけですけれど、その辺についてどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(松あきら君) 先生の問い合わせまして

直接的なお答えではないかもしませんけれども、本当におっしゃるとおりに、グローバル経済が進む中で世界の有力企業と伍していくなければならないといふこと考へますと、やはり規模あるいは競争力を有した大企業の存在というものは我が国経済の発展に非常に大事な必要なものであると私どもも認識をもちろんいたしております。こうした大企業をしかし支えているのは、正に先ほど来審議にありますように、正に中小企業、正にものづくりを中心とした中小企業がこうした大企業を支えているわけでござります。

ですから、今般提出をいたしましたこの法律案は、こうしたものづくりを支える中小企業が川下の大企業とも密接に連携をしつつ、その技術力の一層の高度化を図ること、これを支援する法案であらうござります。

あるわけにござります。
私どもは、しかし、先生も今おつしやいました
ように、特定の企業を支援するということはもち
ろん言えないわけでございます。しかし、大企業、
中小企業を問わずに、新たな事業に挑戦する企業
の意欲と能力を最大限に引き出せるような環境、
これは是非整備をしたい。そうすることによつて

投資能力を高めていただけなのではないかというふうにも期待をしているところでございます。

○若林秀樹君　ありがとうございます。
そういう意味で、外資系企業があつても、国内

にある限り、それは当然支援の対象になるべきだと思いませんけれど、一方では、ファンド系の投資

会社というんでしようか、どつちかというと企業価値を高めて、ある程度ものづくりでもどんどん

買収が始まりつつある。一方では、転売も視野に置きながらそういう動きも出てくると。しかし一

方、この支援策は国民のやつぱり税金であると。
それを使ってやるからには当然ある判断も必要だ。

と思ひますけれど、これについて何かお考えあれ
ば経産大臣の方から伺いたいと思います。

○大臣政務官（小林温君） もう一度確認をさせていただきますが、今般の施策の目的は、中小企業

の基礎技術を高度化し、我が国製造業の国際競争力を強化することにあります。このため、あくまでも、国内に立地し、そして川下企業が求める基盤技術の高度化に取り組む中小企業であれば、今お尋ねの件でございますが、外国資本が参加しているか否かにかかわらず、これは支援の対象になるというのが基本的な考え方でございます。

なお、今回の支援制度のみならず、中小企業支援策の一般については、これはもう外国資本と国内資本とで差を設けるということは今のところはしております。

○若林秀樹君 今回の法案に限らず、一般論として伺つたところでありますので、当然のことながら、何というんでしようか、内外無差別の原則といふのは適用されるべきだと思いますが、一方で、明らかに転売を前提としたようなそういうファンダの動き等々もやっぱり注視しておく必要はあるんじゃないかなというふうに思つてはいるところであります。

その意味で、今回の法案に関する質問に入りましたいんですけれど、今回の法案は、私なりに理解すると、ある意味じや、実力のある企業を更にその力を高めていこうという意味では、中小企業といつても対象となる企業数は限られているんではないかなというふうに思いますが、具体的にはどの程度の企業が対象となりまして、幾つぐらいの研究機関のプロジェクトを資金面で支援しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 技術開発に対する支援いたしましては、今年度予算に六十四億円の予算を計上いたしております。一件当たりの事業規模というのは、当然、様々な研究開発が含まれているわけでございますので多様であろうかと思つておりますので、私どもとしてもそれについては柔軟に対応するようになければいけないと思つております。したがいまして、規模的には、一件当たり数千万円から場合によつては数億円程度ということがあります。

したがいまして、対象となる研究開発プロジェ

クトの数は、採択される案件の規模にもよりますが、ある意味では予想というか予定というか、といふものでは八十件から百件程度ぐらいのものがござります。

実際の研究開発に当たりましては、単独の中小企業による実施というよりは、プロジェクトの性格から、恐らく周辺技術を担う他の中小企業者やあるいは川下の製造業者、それから先ほど来ております大学などと研究機関との共同で実施することを想定をしているわけでございます。このた

め、支援対象となる中小企業の数といったしましては数百社に上るんではないかと。つまり、八十件から百件ぐらいのプロジェクトの中に数社ずつ入つてくるというようなことが、想定をしているところでございます。

具体的にはこれから法律が成立した後の申請状況いかんによるわけですが、今私どもが検討しているところではそのぐらいになるんではないかというのが予想でございます。

○若林秀樹君 私の最初の質問のところは、今回の法律によって対象となる、結果として申請していく企業数じゃなくて、元々ベースとしてどの程度、日本全国のどの程度の企業数を対象としているのか、あるいは、中小企業の中での上部何%を対象としているのか、そういうお考えあれば聞きたいということであります。

○政府参考人(望月晴文君) この法律の思想が、先ほど来た議論になつております、日本を支える先端的なものづくりを更に支えている基盤技術を扶持している中小企業と、こういうことになるわけござりますので、ある程度高度な技術の層といふことでございますので、ある程度高度な技術の層といふのは、富士山の山のようになつていて、かなり上の方になるんではないかと思つておられますので、そういう意味で、四百三十万の中企業者の中で申し上げれば、一割とか二割とかいうところが直接的には対象可能性のあるところではないかと思つております。

ただ、そういう企業が、むしろ私どもが注目し

ておりますのは、ここ三百家に表れております

ように、トップの企業になろうとして努力をしたういう企業がどれくらいあるかということだと思つてはいるわけでございまして、高度化をしようとする企業というものを高度化するために、こ

こで、法律で想定しているような新しい取組ということを他の企業と共同してやりたいといふことをその他の企業に対してもはむ

う、そういう意欲のある企業に対して私どもはむしろ支援をしたいということござりますので、その意欲ある企業がそのうちまだどれぐらいかと、あるいは私ども想定している幾つかの基盤技

術の中でそういうことをやりたいという企業がどうぞいらっしゃるかというのは、若干、今想定の範囲を申し上げるのは非常に困難でありますけれども、私どものイメージはそういうことでございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

非常に難しい答えだと思いますけれど、要は、私ども、これやつたらひょとしたら申請して受けられたなと、非常にやっぱり意欲もわいてくると思いますので、そういう配慮をよろしくお願ひ申し上げたいなというふうに思います。

○大臣政務官(小林温君) ありがとうございます。

まず一つ目の御質問でございますが、これまでの支援策がどの程度有効だったのかということだと思いますが、従来の中小企業に対する技術開発支援策の代表としては、委員も御承知のとおり、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業などの、これは研究開発の一一定割合を補助する技術開発補助金、こういったものと、試験研究費の一一定割合を税額控除できる中小企業技術基盤強化税制などが挙げられるというふうに思います。

例えば中小企業・ベンチャー挑戦支援の前身でありました創造技術研究開発費補助金については、この補助金を通じてその事業化率が三三%に達するなど、資金力に乏しい中小企業の積極的な研究開発やその成果の事業化の促進につながつたといふふうに理解をさせていただいております。また、税制措置も、中小企業の試験研究への投資

度有効だったのか、そして今回のこの支援策がどういう形でこれフィットしていくのか、そして全体としてどういうふうに整理統合されていくのか

かなるかやつぱり見にくいくんではないかと思ひます。分かりやすく言えれば、何がこれまでの方針、施策の中で足りなくて、なぜ今回こうなったかということについても含めて、お答え、幾つかちょっと質問を重ねて言つていただければというふうに思ひます。

ただ、そういう企業が、むしろ私どもが注目し

いただければというふうに思ひます。例えば、これ見てみますと、失敗知識のデータベースの整備で百五億円の予算が計上されているんですよね。あるいは一方で新規産業創造技術開発費補助事業で六十一億円、これちょっと古いでありますけれど、今回の例えれば六十四億円に対しても、非常に凹凸がありながら、本当にこの程度でいいのか。六十四億は決して少ない額でないと思うておりますけれど、その辺の全体像におけるこの高度化支援策がどういう位置付けにあるのかといふことについて、できる限り分かりやすく御説明いただきたいと思います。

○大臣政務官(小林温君) ありがとうございます。まず一つ目の御質問でございますが、これまでの支援策がどの程度有効だったのかということだと思いますが、従来の中小企業に対する技術開発支援策の代表としては、委員も御承知のとおり、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業などの、これは研究開発の一一定割合を補助する技術開発補助金、こういったものと、試験研究費の一一定割合を税額控除できる中小企業技術基盤強化税制などが挙げられるというふうに思ひます。

まず一つ目の御質問でございますが、これまでの支援策がどの程度有効だったのかということだと思いますが、従来の中小企業に対する技術開発支援策の代表としては、委員も御承知のとおり、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業などの、これは研究開発の一一定割合を補助する技術開発補助金、こういったものと、試験研究費の一一定割合を税額控除できる中小企業技術基盤強化税制などが挙げられるというふうに思ひます。

まず一つ目の御質問でございますが、これまでの支援策がどの程度有効だったのかということだと思いますが、従来の中小企業に対する技術開発支援策の代表としては、委員も御承知のとおり、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業などの、これは研究開発の一一定割合を補助する技術開発補助金、こういったものと、試験研究費の一一定割合を税額控除できる中小企業技術基盤強化税制などが挙げられるというふうに思ひます。

まず一つ目の御質問でございますが、これまでの支援策がどの程度有効だったのかということだと思いますが、従来の中小企業に対する技術開発支援策の代表としては、委員も御承知のとおり、中小企業・ベンチャー挑戦支援事業などの、これは研究開発の一一定割合を補助する技術開発補助金、こういったものと、試験研究費の一一定割合を税額控除できる中小企業技術基盤強化税制などが挙げられるというふうに思ひます。

や都道府県の中小企業支援センターなどにおいては、例えば知的財産戦略など経営課題への支援あるいは助言、技術的な支援なども含めて一定の実績が上がっているわけでございまして、これらの今までの実績を整理統合して更に今般の支援策につなげるわけでございますが、このことを通じてものづくり中小企業の一層の強化を図っていくと、いうのがこれまでの実績、さらに今般の支援策の中身だというふうにまずお答えをさせていただきたいというふうに思います。

法によってどう整理統合をされるのかということをございますが、ものづくりに対する支援策としては、平成十五年度から十七年度まで、これは金型とロボット部品に関する中小企業者の研究開発に対しても重点的に予算措置を講じてまいりました。この成果等も踏まえて、今般、金型やロボット部品のみならず、鋳造、鍛造、メックなど、ものづくり基盤技術の高度化のための法案を今回提案をさせていただき、関連する各種施策を体系的に推進することとさせていただいております。

この中では、当然昨年度まで行ってきた事業についても新たに組み替えて拡充を図るということになつておりますし、これは特に、後ほどまた論点もあるかと思いますが、製造業の国際競争力にとつて重要な技術を特定をして、その高度化に向けた取組を重点的に支援する、めり張りの利いた施策というふうに我々は考えさせていただいているところです。

最後に、幾つもの支援メニューが重なっていることについてございますが、これはあくまでも使いやすい、そして中小企業者の皆さんにとっては分かりやすい施策として整理統合していくという視点が必要だと思います。

例えば、中小企業の支援策全般については、この委員会でも御審議をいただきましたが、中小企業新事業活動促進法、これは三つの法律を一つに統合するなど利用者にとって分かりやすく整理して必要な充実を行ってきたわけでございますが、

こういう考え方を、例えば今回の法案の中でも鋳造、メツキなど特定の技術に、繰り返しになりますが、着目し、その高度化に向けた研究開発を支援していく。具体的には、法案に基づいて技術別の指針を策定し、その内容に沿った事業者の取組に対し予算面、金融面での支援を集中的に行つてまいります。

表し、更に幅広い関係者の方々から御意見をお伺いした上でその内容を決定してまいりたいと存じます。

指針の内容については、例えば鋳造については、川下企業、いわゆる自動車等の組立て産業から求められる部品の軽量化、さらに、超精密化等の技術開発の方向性を示します。このように、もとのづくり中小企業が目指すべき実効性のある具体的な研究開発の目標を示してまいることになつております。

表し、更に幅広い関係者の方々から御意見をお伺いいたします。

指針の内容については、例えば鋳造についていは、川下企業、いわゆる自動車等の組立て産業から求められる部品の軽量化、さらに、超精密化等の技術開発の方向性を示します。このように、もとのづくり中小企業が目指すべき実効性のある具体的な研究開発の目標を示してまいることになつております。

○若林秀樹君　まだイメージがちょっとよく分からぬところもあるんですけど、ある意味では、日本の大企業、中小企業の強さと弱さを明らかにするような部分も私は非常にあるんじゃないかなというふうに思います。

それが指針として出たときに、これは日本国内だけじゃなくて、全部オープンになるわけですから、当然それは翻訳されて海外にもどんどん出ていく。それを見た中小企業、あつ、これは日本企業としてはこういうことを求めているんだ、いや、これをやれば、我々自身がやっぱり日本企業を助けて自分たちのビジネスにもなるという可能性も非常ににあるわけで、ある意味では非常にヤンシティイブな私は指針ではないかなというふうに思いますし、逆に、具体性がないと非常に抽象的で分かりにくいという非常にジレンマもあるわけなんですが、それに対しての、指針の在り方としてどんな注意を払うべきか、お考えがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君)　これは、委員御指摘のように大変センシティブな部分がございます。ただ、最初ちょっとおつしやいましたように、公開をしてしまえば、外国にいる企業がそれを読んで直ちに対応できるということかどうか、ということにつきましては、元々このものづくりの法案が出てきた背景、今の時代的背景を申し上げますと、日本のものづくり、組立て産業が、日本の非常に高度な技術を持つたものづくり中小企業が日本に集積していることについて意味を感じ

その中小企業と大企業がすり合わせをして技術を進めている。こういう事態というのを評価した上で、これがこれから五年、十年、同じような環境が続くかどうかということを考えてみますと、今の中小企業の中にある様々な問題、高齢化の問題だとか、技術の情報の流通が非常に、だんだん困難になってきているような親企業、下請関係であるとか、そういう問題があるんで今のうちに準備をしておかなければいけないので、この中小企業のところを今の高度な状態を更に進めておく必要があるというのが、この法律の言つてみれば時代的背景であるわけでございます。

したがつて、申し上げました川下企業が今これから向かおうとする方向を、ただ単にそれを発表して、ただ単にと申し上げても、かなり技術開発の指向性は出すにしても、発表したからといつて今の、ある意味では密接なすり合わせなどを前提とした国内企業と同じように海外にいるサプライヤーの企業が対応できるかというと、それは圧倒的な優位性は日本にある、今の現にあるものづくり中小企業群の方があるんではないかという前提に立つて物事をやろうとしているわけでございます。

もちろん、その情報の開示には限度があつて、本当に細かいスペックのところまで公開してしまつたんでは困難になると思いますし、現に、発注側の企業にとっても、具体的に対象になる、あるいは自分と一緒にやるような中小企業だけ公開できる情報もあることも事実でございますから、おのずと段階はあると思っております。

今私どもは、ちよつと分かりにくくて恐縮ですがれども、指針のベースになるような勉強をいたしておりますけれども、例えば自動車部品で、铸造でいろいろな部品、軽量化しなきゃいけないといつたときに、今ここで先生方が言つておられるのは、材料自身を変えて、铸造の、铸物の材料自体を変えて軽量化するというのが一つのやり方の大好きな方向じやないかということを提案をされよ

うとしているわけで、これについてはまだ出たわけじやございませんから最終的な結論ではございませんけれども、材料自身を軽量化してやるのか、あるいは形の設計を軽量化するための設計をしていくのか、いろんな選択肢があると思いますけど、そういう選択肢の中でも、じゃ材料自身の方の変更をねらっていくんだというような方向性が出された場合に、下請中小企業側での、自分自身の研究開発の指向性というのはより分かりやすい方向へ、これから自分はどこへお金を投資して研究開発をしていくということは、下請の中小企業にとってみれば非常に分かりやすいその指向性が示されるんではないかと、そういうふたりの指針というものを今検討しているということございます。

○若林秀樹君 趣旨は分かるんですけど、やっぱりオーブンにするということは、当然海外の中

小企業、日本が何を、大企業が何を求めているのかということが分かるわけですし、明確にその進むべき方向が分かれやすくなる、目標が分かりやすくなるわけで、これは非常に海外の中小企業メーカーにとっても重要な要素だと思うんですね。

目標が明確化になれば当然そこに立つて、当然、日本の企業に対して接觸してくるだろうと思いまし、そのことが外資を呼び込むことにもなるんで、日本経済全体にとってプラスになる部分もあるかと思いますが、一面、そういう海外の外資を呼び込むことによる影響というのもあることをやっぱり注視していく必要はあります。その上で、次に知財について伺いたいというふうに思います。

今回の環境整備の中には、中小企業の知的財産の活用や課題解決のための知財駆け込み寺を整備拡充一億円というところがあるわけですから、

一方では昨年六月にまとめました知的財産推進計

画二〇〇五年では、これは中小企業基盤整備機構だと思うんですけれど、中小企業・ベンチャー総合支援センターの窓口を知財駆け込み寺として機能するよう整備すると、これ書いてあるんですよ。ですから、要は、分からるのは、一方でこちでやつて、ということが分かりにくんですけれど、例えばこの中小企業・ベンチャー総合支援センターとのほどどの程度じゃ今整備が進んでいるのか、まずお伺いしたいと思います。

○副大臣(松あきら君) 先生おっしゃいますように、非常に大事だというふうに思っております。

しかし、ちょっとと言いくらいですけれども、

平成十七年度におきましては全国で九か所、中小企業・ベンチャー総合支援センターが知的財産相談窓口として専門家を配置しまして、中小・ベンチャー企業が知的財産に関する相談ができる体制を整備をしたところでございます。

平成十七年度のこうした相談件数は千百三十二件、まだ少のうございます。同センターでは、本事業を中小・ベンチャー企業に周知するためにパンフレット及びホームページを通じた広報を行うとともに、知的財産に関するセミナーの開催を実施いたしております。

まだ浸透していないところに関しましては、反省もしなければいけないというふうに思っております。今年度におきましてもセミナーの開催回数を増やすなど更なる広報に努めてまいりました

○若林秀樹君 全国で九か所ですか。ホームページで調べてもなかなかこういう知財駆け込み寺をやっているというような情報も外にはオーブンになつていませんし、まだまだ広報活動も足りない

んじゃないかなというふうに思います。その上

で、あえて言えば、足りないといふんであれば、各都道府県に中小企業支援センターとかあるいは特許庁が各都道府県ごとに設置している知的所有権センターと同じようなことをやつてあるわけで、

すから、まずはやつぱりそこを活用すべきではな

いかというふうに思いますが、いかがでしょう

か。全国で五十九か所ございます。ここでも相談に乗つておりますし、また知的所有権センターにおきましても中小企業からの知的財産に関する相談に応じているところでございます。都道府県の中

小企業支援センターでは年間約三千件のこうした相談に応じておりますし、知的所有権センターにおきましては年間約五万四千件の相談に応じております。それから、更には商工会、商工会議所でもこうした知的財産に関する駆け込み寺というものをつくる必要があるということで整備をいたしております。

今後とも、経済産業省では一層こうした中小企業の知的財産の活用を支援してまいる所存でございます。

○若林秀樹君 お話を総合しますと、知財駆け込み寺のようなものが何か所かにわたってその町にやつぱりあるということが現実的に発生する場所もあるわけですよ。その上で更に商工会、商工会議所での駆け込み寺をつくるというのは非常に私はやつぱりちょっと中途半端な感じがしますし、ましてや一億円で何するんですかと。それ以前に、まずはやつぱりワンストップとして、ここに行つたらすべて知財については解決するというようなやつぱり相談窓口能力を強化することが私は先決じゃないかなというふうに思います。

ましてや、人材といえどもそんなに多く有して

いるわけじゃありませんから、やはり専門能力を有する相談機能を特化してやつぱりワンストップセンターぐらいにしていくという方向にしていかないと、またこれで全国の中小企業、行つたら何でもやつてくれる、商工会議所に行けば何でもやつてくれるような錯覚を与えると私はやつぱり良くないんじゃないかなというふうに思います

○政府参考人(望月晴文君) これは中小企業施策の場合によく使う手法でございますけれども、いろいろないことを中小企業施策はやつてているんだけれども、現実の、先ほど来申し上げている四百三十万中小企業のところに届かない、あるいは情報が来ない、あるいは使おうと思つても県庁所在地に行かないと窓口がない、そういう御不満が私どもにとつては一番難しい御不満としてあるわけだと思います。そのときに、中小企業施策というのではなくだけじゃなくて都道府県もやつてているわけだと思います。そのところをいかに有機的に連携をして幅広く窓口を開くかというのが、よく私どもは悩む手法でございます。

今申し上げた、確かに沿革から申しますと順次できてきた格好ではございますけれども、まずは中小企業基盤整備機構が中心になつて、これは支

部が全国で九つございまして、そこいろいろな情報があるわけでございますけれども、そこに知的財産の専門家を具体的にきちんと配置をして、とにかく一番難しい相談でも受けられるようになります。それから、当然、都道府県によつてはそれがある県となり県と出てきちゃいますから、そういうときに都道府県自身も、今、知的財産の問題、非常に重要な中小企業支援の都道府県行政の問題でもあるわけでございますので、都道府県が持つている各センター、中小企業対応の窓口のセンターのところにそういうものを置く、あるいはできれば特許庁の支援で各県に知的財産センターラーを一つずつ整備すると。

こういうことを実施してきたわけでございますが、さらに、じゃ地域に行くと、弁理士さんといふのは何人いるかということになると専門家はい

ないわけでございまして、そういう方々が、じや自分はどうしたらいいんだと。いや、県庁所在地に行かなきやいけないというわけにはなかなかいられないわけでございまして、私どもとしては、できれば、せめてそういうものの課題を受け付ける窓口ぐらいは商工会議所とか商工会という中小企業の専門家の、相談の専門の方々のところに開いて、そこに一人ずつ弁理士さんを配置するわけになかなかまいりませんから、その窓口からかかるべき専門家のところにきちっとその相談なりなんなりをつないで、お答えもある程度できるような体制の窓口を地域の市町村につくるということも可能になるんではないかということで商工会議所、商工会に協力を求めて、その地域における一番口一ヵ所なところにおける窓口というものを開設をすることが必要じゃないかということでやつたわけでございます。

さらばさらばそういう形でやるというのはいかがなものかなと。本当に、それで行つたら、窓口能 力もなかつたりしたら、逆にやらない方がいいわけですから、そういう危惧もするわけでございま すので、是非注視してやつていただきたいとい ふうに思います。

最後の方になりますけれど、基盤技術の承継の 内滑化、技能、技術の伝承ということについて伺 いたいというふうに思います。

二〇〇七年問題を含めまして、どうやつて我が 国の技能、技術、技能工さんのこの技能を伝承し ていくかというの是非常に重要な問題でございま す。

私も十年ぐらい前に、この技能、技術をIT化 によってどこまで伝承できるかということを一回 調査したことがあります。そこで分かったのは、 やつぱり人はすごいと、人の目というのにはもう瞬 時に全部判断をして、光り具合から角度からなん かをやって、そして手作業で、熟練の経験から踏 まえた手探り状態でやつぱり調整をしていくとい うこととは現実的にほぼ無理だなというのが私自身 の結論であります。もし違つてたら教えていただきたいんです。ある程度まではもちろん行くわけ ですけれど、やつぱりそれぐらい大変なことであ るということを一方で分かりながら、何にもしな いわけにはいかないという意味において、こうい う生産技術、ノウハウを目に見える形でデータ化 ベース化していくこと自体は必要ではないかなと いうふうに思います。

その意味で、経済産業大臣に伺いたいんです が、本会議の答弁では、もう既にそういうデータ 化することとは可能であり、そういう手法はもう 開発済みであるかのような御発言をされまし たけれど、ややその後、少し微妙にちょっと修正さ れたかに伺いますけれど、現状についての認識に ついてまず伺いたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 経済産業省では、平 成十三年から十七年度にかけて、鋳造とか切削だとか機械加工の十五の分野を対象といたしまし

て、加工技術のデータベースというものを開発し、これを公表いたしております。

このデータベースには、加工に関する基礎知識、加工作業の事例などが集められておりまして、中小企業がこれを活用することによって比較的簡単に加工条件を見付けられるという特徴があります。現在、このデータベースというのは四千七百の中小企業の方々にアクセスをしていただけで、利用をしていただけです。これらの中企業から、データベースの使い勝手や有用性について伺いましたところ、今やっている作業の作業時間が短縮されるなどの評価を受けているということでございます。そういうデータベースは既にある意味では作っているというのがまず現状でござりますけれども。

○若林秀樹君 それだけですかといふ感じなんですが、「データベースを整理する」というのはいいんですか? されど、本当に技能、技術をソフト化して実用化しているのかどうかということについて私は、私はまだまだ開発できていないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、「データベース化してそれをマニュアル化しただけじゃなくて、もうちょっと幅広く、さつき言いましたように技能、技術をIT化して、ソフト化して、それを機械で置き換えることで、やっぱり幅があるわけですから、その辺についてどこまで行っているかということについて御認識を伺いたかったんです。

○政府参考人(望月晴文君) 最初に先生おつしやいましたように、熟練技術者の言つてみればノウハウになつてゐるような部分といふものは、先ほど申し上げた加工データベース、加工技術のデータベースの中ではデータベース化なかなか困難な部分があるわけでございます。

それで、今その技術の承継をしていかなきゃいけないということになりますと、そういうノウハウを持つた熟練技術者が手取り足取り若者に教えなければ本来なかなか伝わらないところでござりますけれども、これを何とか伝える方法を研究しま

ようそういうことを今やろうと今回思つてゐるわけ
でございまして、その中で、本来であれば熟練技
術者のノウハウ、まあよく暗黙知なんて言われま
すけど、ノウハウに属する部分につきましていろ
んな問い合わせの質問を作りまして、それで自分は
こういう加工、一般的な技術に対し、実際にや
るときにはこういう要素を付け加えて判断をして
この加工をやつてゐるんだと。そのこういう要素
を付け加えてというところをできる限り言つてい
ただきまして、それでそこをデータベースの中へ
取り込むという作業をしていかなきやいけない
と。

ただし、それは個々の熟練者との関係で、ほと
んど一つ一つつくつていかなきやいけないような
熟練技術でござりますので、まず我々がやらな
きやいけないのは、そういう、こういう質問を作つ
て、データベース化するための手法、そのソフト
ウェアみたいなところをまず開発をし、その開発
されたソフトウェアを使って、それぞれの会社に
おられる熟練技術者のノウハウというものを引き
出さしていくなどと、それで伝えていくと、こう
いうようなやり方をできるんではないかといふこ
とを今研究を開始しているところでござります。

○若林秀樹君 そういう意味では、データベース
化による技能、技術の伝承というのは緒に就いた
段階であるという、その程度だということで、あ
る意味じや、データベース化してマニュアル化し
つつあるというところで、まあ進むべき道はまだ
まだ長いというふうに私は今答弁を伺つて聞くわ
けであります。

一方、二〇〇七年問題をもう来年に控えている
わけですから、私は、後でここに聞く四・九億円
のこの予算といふのは、正にこれこそ政府がやら
なきやいけないものづくりの支援策ではないかな
というふうに思います。これは一企業でできない
んです。やっぱり政府としてはこういう支援策で
そ、一けたこれ足りないんじやないかと、もつと
やつぱり莫大なエネルギーとお金をここにつぎ込
んでやるぐらいのものが私は国としての支援策で

はないかなというふうに思いますが、二階大臣、いかがでしようか。これこそが日本がやつぱり政府としてやるべき仕事ではないでしょうか。

○國務大臣(二階俊博君) 大変力強い御支援をいたいだたという感じがいたしますが、今ちょうど予算が国会を通していただいたところでござりますから、今この額につきまして私の方から直接申し上げることはいかがと思いますが、今議員が御指摘のように、こうしたことこそ積極的に対応していくことが中小企業政策、ものづくり政策の上に重要であるという認識は同じくいたしております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

やつぱり一企業ではできない分野としては私はこういうエリアがあるんではないかなというふうに思いますんで、やつぱりそれが分かつたら、そこに特化して政府としてはやっていくべきではないかなというふうに思っていますんで、まあ、ちよば

ちよばとは言わないんですけど、様々、幾つかある予算を細切れに使われますけれど、やつぱりやるところはどんとめり張りを付けた支援策を

していただきたいというふうに思っていますんで、最後にもう一度、ものづくり、この高度技術化に向

けた御決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思

います。

○國務大臣(二階俊博君) 我が国のもつくりの基本を成すものとして、ただいま若林議員の御指摘はもつともなことだと思っております。

今後におきまして、私どもは、この問題を大きなテーマと考え、積極的に努力をしてまいりたいと思います。

○委員長(加納時男君) 若林秀樹君の質疑は終了いたしました。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

○委員長(加納時男君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山根隆治君 衆議院の方でも議事録見ますと我

が党の議員が五人質問いたしております。今日

も林先生、若林先生も御質疑があつて、なかなか重ならないでと思つていましたけれども、重なる部分多少ありますので御理解をいただきたいと思

います。

まず冒頭、大臣に、本法案の成立によりまして短期、中期、長期で我が國のものづくりの技術の向上、あるいは経済全体に及ぼす影響、それをどのように御認識をされているのか、この点について簡単に冒頭お尋ねをいたしておきたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 今回の法律で支援対象とする技術は我が国の製造業にとって不可欠であ

りまして、適用範囲の広い基礎技術を支援する、そういう方向で進めていきたいと思つております。

今回の法律に基づく支援により、このような基盤的技術について、中小企業によるレベルの高い研究開発が行われることが期待されるわけであります。それにより、我が國のものづくりが一層高

度化し、日本の製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出につながるものと確信をするものであります。

○山根隆治君 ありがとうございます。

今年度の予算の中いろいろと措置をされてい

るわけでありますけれども、この法案の中、後半の部分で、五年間たつたところで直すところがあ

ればまた直すというふうな記述も法文の中にあるわけでありますけれども、このことの意味でありますけれども、五年たつて更に必要とあれば予算を大きく増やしていく、あるいは継続をしていく

ということなのか。そして、この五年間、今年度

予算から五年間、必要があればその予算の増と、今年度よりも増ということをお考えになつていくのか。あるいは、増減なしということで五年間推移していくというふうに考えたらいのか、その点について予算措置のお考えをお尋ねをいたします。

○政府参考人(望月晴文君) 今も政府の予算の、単年度予算方式になつておりますので、私どもは毎年その時点において私どもの考え方を述べてやらなきゃいけないことになるわけでございます。

したがいまして、この法律を担当する立場から申し上げれば、今年法律を成立していただきまして、速やかに執行をし、それで多大な成果を上げて、来年度更に充実させたいと、更に一層充実して増額させたいと、こういうのが担当する所管の立場から言えど、心からの気持ちでございます。

○山根隆治君 そこを言つていただきないとならないと思ったんです。増額という言葉を使つたんですね、今ちょっと聞き取れなかつたんですが、それでおろしいですね。はい、分かりました。

実は、午前中の質疑の中で、当委員会で参考人の先生方においてをいただきましていろいろと御意見聞く中で、これは林議員の方から触れられましたけれども、書類の提出、これは補助金の経験でございますが、非常に煩雑だというふうな御指摘等もありまして、御答弁にもございましたとおり、本法案に係る書類の提出につきましても、長官も御答弁いただきましたので、しっかりと、十

幾つかある項目の中を今度五つぐらいに絞るといふふうなお話でございましたけれども、数字のこと

を言つても、五つを三つにしろというような話してもしょがないんですけど、なるべく簡素化ということでひとつ一層の御努力をお願いしたいと思います。

もう一点、参考人からの要望で、私、気になつておりましたところ、非常にいいアイデアがございましたが、それは、中小企業で技術開発ということで、その開発の担当者への表彰制度というものを与えると非常に効果があるのでないかとい

うふうな御指摘もございました。大臣表彰といつたものを積極的に活用したらどうかというふうな提言もございました。この質問については事前にしっかりと申し上げておりませんでしたけれども、そういった大臣表彰というのも積極的にこうしたものづくりについて活用すべきというのが私の考え方でありますけれども、大臣の御所見、この点について簡単にお伺いしておきます。

○國務大臣(二階俊博君) 中小企業の皆さんには、世間からそんなに目立った存在でもなく、黙々と技術の研さんんに励んで、そして力を付けてこれら立派な方々が多くいらっしゃるわけであります

が、そういう方々を顕彰し、そして世の中に出ます。それが、大変失礼な言い方になるかもしませんが、みんなで支援して押し上げていくといふことが大事であると思います。やつぱり、スポーツの世界でも、多くのファンの皆さん拍手、多くの皆さんのファンの声援によって鍛えられて

くるものだと思うわけであります。ですから、中小企業のそういう技術の世界に生きる皆さんに対しても、いろんな場面で顕彰していくことなど、私は、大変重要なことでございまして、委員の御指摘のとおりであり、また今後においてどうすればいいかということを検討してみたいと思います。

私は、先ほども、少し先方に伺うのが遅れてしましましたが、お昼の休みの時間を利用して、今日は、午前中も申し上げましたが、発明の日でございまして、全国から発明の日に表彰される皆さんをお集いになつておられましたが、みんな自信に満ちた、しかも国際社会で頑張つておられる方々、本当はじつくり話をお聞きしなければならないお集いでしたが、お昼の休みの時間を利用して、今までございましたが、私は、また別の機会に、関係者の皆さんに、御上京の機会があれば一度、皆さんの現在の特許という問題についての専門的な具体的な御意見などを承りたいと申してきたわけですが、しつかりものづくりに対しても頑張つておられる皆さんに対しての敬意を払う、国を挙げてそ

○山根隆治君 それでは、続きまして、法文の、重要なことだと思っております。

○山根隆治君 それでは、続きまして、法文の、逐条的に解釈等についてお尋ねをいたしておきた

ついてはどのようにカウントをしていくのか、その定義についてお尋ねします。

○山根隆治君 中期的というのはどれくらいで

○委員長(加納時男君) 望月中小企業庁長官、日本語として分かりやすく説明してくださいといふところから申します。これらへも頑張ります。

本語として分かりやすく説明してくださいといふことあります。よろしくお願ひします。

道筋的に解釈等についてお尋ねをいたし、おさか
いと思います。

企業者の定義にかかわります。常時使用する従業員の範囲につきましては、中小企業基本法におきま

べての場合に明確に当てはまるというのは非常に難しいんですけども、私どもは通常、こういう場合には五年ぐらいのことを考えてます

○政府参考人(望月晴文君)　はい。
ここに法文上出てまいります「経済産業大臣」
は、経済産業省の長たる機関の長は、製造業を所
管する大臣、例えば国土交通大臣であつたりする

義については抽象的にお答えということになりまして、
しようが、その想定しているところをお伺いした
いんですけども、この場合の、今という時点から
ら考えると、今日的にとらえてみると、これは多
種少量のものというふうな理解をしたらしいのか
どうか。その辺のところ、イメージ、特別にある
のかどうか、なければならないで結構です。お答えく
ださい。

〇山根隆治君 続きまして、同じく第二条の一項
考えています。
「この法律において「特定ものづくり基盤技術」
とは」というところがございまして、「中小企
業者者がその高度化を図ることが我が国製造業の
おむね同等である者というふうに解すべきものと
考えています。

○山根隆治君 同じく第二条第四項でありますけれども、この点についていかがでしよう。——

えでありますので、そのようなものというふうに私は考
えておりますけれども、

れども、「特定ものづくり基盤技術を指定し、又
はこれを変更しようとするときは、製造業所を所管
する大臣に協議するとともに、」ということの文
言がございます。この場合に、「大臣に」という
のは適切な表現ではなく、私は「大臣と」とい
うことだろうが適切だと思うわけでありますけれども、
この点についてはいかがでしよう。——

ことがござりますけれども、機関の長たる大臣においても、機関として協議をするということになるわけですが、さいまして、その場合、通常、法文上は「に」という言葉を使うのが通例でございまして、私どもも法制局と相談をしてこういう文言になつていろいろいうのが実態でございます。

○山根隆治君 時間もないんであれですけど、日本語としては美しくないということだけ申し上げておきたいと思います。

その同じところの行で「中小企業政策審議会の意見を聽かなければならぬ。」とされておりま

あります基盤技術は、先ほど来話が出ております
加工技術が中心でございますので、切削だとかある
いは鋳物だとか、そういうことだと思います。
そういう場合に、高度化と一般的に、まあこれ
技術の種類によっても相当違いますけれども、申
し上げますと、より難易度の高い加工ができると
いうことが高度化であるということを意味すると
思います。そのことによつて、具体的には、例え
ば製品の精度が非常に上がるとか、生産のスピーダ
ーが速くなるとか、そういうことが向上するこ
とを私どもとしては高度化のイメージとして考

国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをい「う。」ということです」といいますけれども、で、この場合の我が国製造業の国際的な競争力の強化又はということで資するものというところの概念でありますけれども、この評価というものは時間的な枠というもののばとのぐらいのもので考えておられるのか。スパンはどのぐらいで考えていいのか。つまり、すぐに役に立つてすぐにもうかるもの、あるいはある一定の期間がたつて、何年かたつてこれは製品化されたりして高い評価を下すことができるというふうなもの、二つの見方が

ども、この点についてはいかがでしよう。
じゃ、もうちょっとと言いましょうか。

○委員長(加納時男君) もう少し説明されます
か。ちょっと質問を十分に理解してから答えてもら
いたいと思います。山根隆治君。

○山根隆治君 国語の勉強ではなくて
申し上げているんですけれども、つまり具体的に
は私は、「大臣」というふうにすべきだ、つま
り経済産業大臣とそのほかの大臣と協議するわけ
でありますから、経済産業大臣とそのほかの大
臣、製造業を所管する大臣と協議するということ
の方がより分かりやすいわけであります。
このままの文章で読むと、文法的に合つてない
かどうかは、私、間違っているかどうかが分かりま
せんが、非常に日本語として読みにくいものだと

その同じところの行で「中小企業政策審議会の意見を聴かなければならぬ。」とされております。これは既存の組織でありますけれども、本法案がもし可決されたということになつた場合に、特定の組織に対する相当な見識を持つた方がいいとなかなか適切な判断ができるのではないかと思うんですが、この中小企業政策審議会のメンバーについての変更というものはお考えになつていらっしゃるんでしようか。

○政府参考人(望月晴文君) 実は、今回のものづくり基盤技術の高度化に関する施策につきましては、昨年の秋以来、中小企業政策審議会の経営者支援部会におきまして審議をいただいて、政策提言をいただいた上で法律を立案し、国会に諮つているわけでございます。

したがいまして、現在の中小企業政策審議会の

それでは、続きまして、第二条の第一号でありますけれども、「常時使用する従業員の数」といふことでござります。

明白な時間というのではないんですけれども、ただ、私どもこの研究開発計画とかいうものを作り場合に、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、二、三年のスパンの研究開発計画を想定をいたしております。と申しますことは、その後に成結果が必要とされるというイメージでござりますので、ある種の中期的な期間のことと想定しているものと思ております。

私は思つております。
この点について、あるいはこの「大臣に」ということをそのまま入れるのであれば、私は協議を申し入れ等の文言がこの中に入れば、「に」という言葉を使っても日本語としては素直に読めるわけでありますけれども、これは非常に不適切な言葉の使い方だというふうに思います。いかがでしょうか。

したがいまして、現在の中小企業政策審議会の経営支援部会の皆様方は、この法案について最も熟知し、御提言をいたいたい方々だというふうに理解しておりますので、法案の施行に当たりましても、必要な事項はこの経営支援部会に諮らるるというふうに考えておりますので、当面、特段段員を変更するということは考えておりません。

す。
第三条の第二項のところで、それぞれ一から四の定める事項がございます。例えば、第二では「達成すべき高度化目標」、それから第三では「高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法」ということを、これは経済産業大臣がこれを定めるとされているわけでありますけれども、かつて、まあ戦後、産業界を引っ張っていた経済企画庁、通産省の時代であればうまくいっていまして、それなりの意味もあつたと思いますけれども、今日のように民間企業が世界を相手にいろいろな活動をしている中で、私は、こうした達成すべき高度目標等を官がそれを示すということが本当に能力的に可能なのかどうかが非常に疑問であります。むしろ、民がそれをまとめ上げて、そしてそれを官があまんづかの中で選択をしていくというふうなことであれば分かりますけれども、これは官の力を過大に少し評価し過ぎて白いものではないかという思いがありますが、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 先ほども経営支援部会の話を申し上げましたけれども、この経営支援部会の構成は、学識経験者とそれから民間の事業者あるいは専門家が数多く入っております。それから、実はこのこういった指針の詳細にわたる部分につきましては、経営支援部会の下に、種々の基盤技術を専門としたります学識経験者を加えました技術小委員会を設置することといたしております。そして、その技術小委員会における原案作成といふことをベースにして国として決定をするということになるわけでございますので、そういう面では官の技術的分野における、あるいは知識あるいはその方針についての能力不足のところにつきましては、そういうところからの大げな判断をし、判断をし、作っていくことにならうかと思っております。

○山根隆治君 じゃ、次に行きます。

第四条でございます。「特定研究開発等計画の認定」であります。第一項のところで、特定研究

開発等に関する計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済大臣に提出して、その計画が適切である旨の認定を受けることがであります。これをそのまま読みれば、提出すればすぐ認定を受けられるというふうな理解がこの文からは出でます。そしてその後でいろいろな条件がかなえばとやって、申請をすることができるということにして、そこで書くべきではないかというふうに思うわけになります。

こういうふうな書きようをしているということは、事前審査があつて、事前にある程度のものが、細かな審査があつて、実際に書類を提出する段になると認定が受けられると、こういうふうなイメージを持つんですが、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 実は、その同じ条文の二項に、まず何をそういうときに書いてこなければいけないかということが書いてございますので、認定を受ける者は、その二項の要件、要件といふか、二項の記載事項についてまずきちんと書いてこられるということがベースであつて、それを三項のところで、経済産業大臣は、一項の認定の申請があつた場合において、次の各号の、つまり認定要件に合致するものである、適合すると認めるとにはその認定をするものとするという手続がございます。

したがいまして、内容が今申し上げたことを述べて満たしていた場合には認定が自動的に下りるということです。場合によって、これは先ほどから中小企業者の方々がどういうふうに書いたらいいんだとか、そういう分からぬところもございますし、それだけのまあなかなか人の手も割けないわけでございますので、そういうふうに思つておられるわけですが、この法律の条文だけで、あることは官の技術的分野における、あるいは知識あるいはその方針についての能力不足のところにつきましては、そういうところからの大げな判断をし、判断をし、作っていくことにならうかと思つております。

○山根隆治君 私は、やはり法文というのも、見てすごくやつぱり分かりやすさというものを追

求する必要があると思うんですね。そういう意味では、こここのところで、申請を出せばもう認定を受けられるというふうな書きぶりではなくて、申請をすることができるということにして、

そしてその後でいろいろな条件がかなえばとやって、申請をすることができるということにして、申請をすることができるということにして、申請をすることができるということを書くべきではないかというふうに思うわけになります。

細かな議論になつて大変恐縮でございますけれども、最初に、提出すればもうすぐオーケー、認定されるんだというふうに書いてあつて喜んでいたら、後の方で駄目ですよというのは、これはちょっとと嫌らしくないですかね。

○政府参考人(望月晴文君) 第四条は全体として計画認定の手続を定めたところでございますので、その四条の一項から三項までを通して読んでいただければ、その認定を受けるための必要条件で、認定を受ける者は、その二項の要件、要件といふか、二項の記載事項についてまずきちんと書いてこられるということがベースであつて、それを三項のところで、経済産業大臣は、一項の認定の申請があつた場合において、次の各号の、つまり認定要件に合致するものである、適合すると認めるとにはその認定をするものとするという手続がございます。

したがいまして、内容が今申し上げたことを書いてある法律の書き方でございますので、そこは幾つかの困難があるかと思ひますので、そこはよく御相談をしながら、支障のないようにしたいということは分かりやすく明示されているんではないかという気はいたしますけれども、ただ、ここに書いてある法律の書き方でございますので、私どもは中小企業の皆様方がこれを満たすために、いたければ、その認定を受けるための必要条件といふか、二項の記載事項についてまずきちんと書いてこられるということがベースであつて、それを三項のところで、経済産業大臣は、一項の認定の申請があつた場合において、次の各号の、つまり認定要件に合致するものである、適合すると認めるとにはその認定をするものとするという手續がございます。

第五条の第一項のところでござりますけれども、当該認定に係る特定研究開発計画を変更しようとするときは、経産省令の定めるところにより、経産大臣の認定を受けなければならないといふことと申しますのは、第二条の第四項では、関係大臣との協議や審議会の意見を聴くことなどを書いております。丁寧な措置となつておられますけれども、ここでは経済産業大臣のみの認定でいいと、こういうふうなことになつておられるわけですが、この法律の条文だけで、あることは官の技術的分野における、あるいは知識あるいはその方針についての能力不足のところにつきましては、そういうところからの大げな判断をし、判断をし、作っていくことにならうかと思つております。

○山根隆治君 私は、やはり法文というのも、見てすごくやつぱり分かりやすさというものを追

う。
○政府参考人(望月晴文君) 今御質問あつた項目は、個別の開発計画で、企業の個別の開発計画でございますので、根っこになるその指針を作るに当たつての基本的な国の政策の立案にかかる部分についての担当大臣との協議ということと、個別の認可についてはそういう協議なしという簡易な仕組みにしているという法体系でございますので、変更も簡易になつておられるということだと思います。

○山根隆治君 法文の解釈すとやつていてかなり時間も掛かりますし、一つ一つもつと深いことを要望をしておきたいと思います。
次に、午前中の質疑で若林議員からも御指摘がございました。外資系の企業についてもこれ適用されるという方が既に御答弁であつたわけですが、本音ではそうだよなと思つておられるところがあつたら、是非何かの機会に御検討いただきたいということを要望をしておきたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 基本的には日本法人を対象にするわけですが、その法人の所有者がいかなる方であるかということは問わないということです。ですから、日本支店とおつしやつた場合には、外國法人そのものでござりますけれども、それでは外國企業の日本支店については対象となるのかどうか、この点についてお尋ねします。
第五条の第一項のところでござりますけれども、当該認定に係る特定研究開発計画を変更しようとするときは、経産省令の定めるところにより、経産大臣の認定を受けなければならないといふことと申しますのは、第二条の第四項では、関係大臣との協議や審議会の意見を聴くことなどを書いております。丁寧な措置となつておられますけれども、ここでは経済産業大臣のみの認定でいいと、こういうふうなことになつておられるわけですが、この法律の条文だけで、あることは官の技術的分野における、あるいは知識あるいはその方針についての能力不足のところにつきましては、そういうところからの大げな判断をし、判断をし、作っていくことにならうかと思つております。

○山根隆治君 日本支店とそれから外資系、まあ外資系という意味、いろんな定義ございますけれども、例えば経済産業省では外資系企業動向調査の中での定義はこういうふうに書いてあります。「外国投資家が株式又は持分の三分の一超を所有している企業」ということで、経済産業省の方は規定をいたしておりますけれども、こうした

ついては、具体的にはどのような影響があるとうことになつて分けてはいるのか、その点についてお尋ねします。

○政府参考人(望月晴文君) この法律の全体系もそうでございますけれども、特に補助金の場合に、私どもが補助金の交付をする対象というものは、我が国の予算を使って支援をするという観点から、特にこういう産業政策上の支援をするということでおざいます。したがつて、日本法人に限つては、日本法人に限つて、外國法人の支店というものは対象にしないということでございま

す。

○山根隆治君 それでは、少し別の角度から質問をさせていただきますけれども、例えば外資系、その外資の比率が非常に高いところの企業が特許を得たということの場合ですね、これは日本で特許を得ても、W I P O によってこれは国際的に直ちにもうどこでも適用されるものになつてくるわけでありましようけれども、日本の企業との競合ということが当然、純粋な日本の企業、外資ではない日本企業との競合ということになつた場合に、国益を結果して損ねるということになるわけありますけれども、この点については致し方なしといふ理解でよろしいのでしようか。

○政府参考人(望月晴文君) ちょっと御質問の趣旨を十分に理解していかなければなりませんけれども、この点については致し方なしといふ理解でよろしいのでしようか。

○山根隆治君 それでは、少し別の角度から質問をさせていただきますけれども、例えば外資系、その外資の比率が非常に高いところの企業が特許を得たということの場合ですね、これは日本で特許を得ても、W I P O によってこれは国際的に直ちにもうどこでも適用されるものになつてくるわけでありましようけれども、日本の企業との競合ということが当然、純粋な日本の企業、外資ではない日本企業との競合ということになつた場合に、国益を結果して損ねるということになるわけありますけれども、この点については致し方なしといふ理解でよろしいのでしようか。

○政府参考人(望月晴文君) ちょっと御質問の趣旨を十分理解していないかと思いまして、そうしたら修正させていただきますけれども、私どもがこの支援措置をする相手は日本法人ですと、それの所有者がどなたであるかということは余り興味は、興味というか関係はちょっとないということになつております。

ただし、日本法人であつても、例えば大企業の子会社の、一〇〇%子会社の、まあ規模としては小さい中小企業というのは、みなしで大企業として見て、この中小企業向けの補助金は渡さない、交付しないというのがルールでございます。

そういう意味でいうと、外国の大企業の日本法人というのが仮にあつた場合に、それが一〇〇%子会社であるような場合には、私どもとしては日本

おつしやいましたような日本の国益を、まあ害するかどうかはあれでございますが、国際競争という観点からいって、そういう意味では十分配慮しなきゃいけないようなケースというのは、日本法人であつて、外國の大企業が持つてあるような法的な配慮が必要かというようなものと考えておりますので、直ちには今私どもの施策のやり方で問題が起きるとは思つておりません。

○山根隆治君 十分にケアして運用をしていただきたいということをこの際申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

○政府参考人(小島康壽君) 中小企業の基盤整備とともにづくりということでお話をいたしま

す。

○政府参考人(小島康壽君) 陸海空それぞれで、製造業における民間の企業との取引の業者の数というのはどのように把握されていますか。

○山根隆治君 ただいま御質問がありまし

た陸海空の自衛隊が使用しております艦船

でありますとか戦車ですか、そういうふ

うに思つておりますけれども、防衛庁の方にお尋ねをいたします。

○政府参考人(小島康壽君) 陆海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ことで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくということでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ことで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ことで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ことで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ここで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ここで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ここで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

○政府参考人(小島康壽君) 今、陸海空で分けた

数字は持ち合わせておりませんけれども、ざつと

ここで申し上げれば、陸が半分、空、海がその

また半分ずつというような感じだと思います。

○山根隆治君 防衛産業の生産規模というのは大

体二兆円近くになるだろうというふうに言われておりますし、我が国では就業者の数も四万人、ま

あカウントの仕方によりますけれども、四万人程

の大きさはフランスの防衛産業に匹敵するものでありますので、私はこの防衛産業というものにも

もう少し光を、ある種の光をやつぱり当てて、しっかりと認識をしていく必要があるんだろうというふうにも思つております。つまり、民生への技術の転用、そして今回の法案とのかかわりもござい

ますけれども、そうした零細中小企業の技術力というのもも高めていくことでの意味と

のも十分感じるわけであります。

○政府参考人(小島康壽君) 例えば魚の雄雌の判断をする装置を作られて

いたり、あるいは自動車のエアバッグもそうだと

言われています。家庭用のゲーム機というのもそ

の一つでありますし、そのほかの多機能のディスプレーもございました。あるいはまた、これも

当時、私もかなりのショッキングなニュースとして見ましたけれども、日本の商社とアメリカの宇

宙航空業界がジョイントしまして衛星写真ビジネスというものが行われてきたというふうなこともあります。あるいは、さらにまた掃海艇のノウハウを生かして木造住宅を造つて、それを販売する

ということ等が今日まで行われてきたわけでございます。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛産業というと一つタブー視される傾向、空

た主要な装備品の調達に関しまして防衛庁が平成

十六年度に契約をいたしました企業の数は、約七百八十社でございます。

○山根隆治君 陸海空で分けるとどうなりますか。

</

歐米から我が国へ防衛産業についての圧力が掛かっているというふうなことも言われているわけあります。

私は、防衛産業技術というものについて、国産品のやつぱり比率を高めることができることになりますし、そしてそれが今私が問題提起しているように民生への転用ということも増加させるということになるんではないかというふうに思つてゐるわけでありますけれども、これらについて防衛庁の方から御見解、御認識を聞かせてください。

○政府参考人(小島康壽君) ただいま防衛品の製造、調達に関しまして国産化をすべきじゃないかということのございますが、現在、先ほど全体で二兆円くらいの調達をしているということですが、現在、日本企業から調達している部分は八五%ぐらいでございまして、その中にももちろん日本企業が輸入をしているもの、あるいは防衛庁が直接輸入しているものもございまして、そのところは具体的にどの部分、実際に輸入と国産というものは明確に分けられないでの数字はございませんけれども、基本的には自衛隊の運用に直接影響があるような部分はできるだけ国内で調達する、あるいは技術が欧米のものであつてもライセンス国産するとか、あるいは整備に関するライセンスの技術の供与を受けるとか、そういうことで運用に支障が生じないよう国産技術、国産製品を使うということはやつております。

○山根隆治君 そうすると、輸入は減つているということでしょうか。国産品の比率といふものは変わつてないんでしようか。減つてあるんでしようか増えているんでしようか、どうでしよう。

○政府参考人(小島康壽君) ちょっと今数字を持ち合わせておりませんけれども、ごく最近の数字では、数字といいますか状況では、御承知のようにイージス艦の装備ですとか、それからベトナム戦争等の装備ですとか、そういうものが非常に巨額の装備が近年増えていますので、その分で若干輸入が増えているかもいたしませんが、從来

から使つてゐるようないわゆる正面装備品というのについては余り変わりはないと思います。

○山根隆治君 それで少し安心したところあります。しかし安心したところあります。この場合のスピノフといふのは民間のものに転用をするというふうな意味であろうかというふうに思つておりますけれども、この実態調査を受けて、この感想、少し問題も起きやせないかということで、あえてお尋ねをさせていただいだわけでございます。

私は、やはりこれから我が国の防衛ということも考え、そして防衛産業ということを考えた場合には、やはりしっかりと部品の調達ということもそうでありますし、防衛力、防衛機器の、私はやはり圧倒的な、他国に比べて圧倒的な品質の良さあるいは精度あるいは機能というものをやっぱり高めるということが、これ逆に軍縮といふもののを国際的にも高めるということにもなるんだろうというふうにも思つてゐるわけございまして、そういう意味で、研究開発費ということについて、私は、日本の平和戦略といふものはどうも認めているところでござります。平和路線というものは認められているところでありますから、そういう意味では防衛のための機器の能力の向上ということについては非常に意味があると思います。

○政府参考人(小島康壽君)

防衛庁におきましては、防衛装備品の研究開発費について一千億を超える研究開発費を毎年使用しておりますし、また、防衛庁です。

○政府参考人(小島康壽君) 防衛庁におきましては、防衛装備品の研究開発について一千億を超える研究開発費を毎年使用しておりますし、また、防衛庁です。

○政府参考人(小島康壽君) お尋ねの報告書でございますけれども、まず防衛産業の技術が民生分野で応用されている事例、そういうスピノフを分析したものでござりますが、その中でアンケート調査による分析を行つております。その中で、スピノフに関心のある企業、そういうもののうち実際にこれを試みた企業、それがどれぐらいあるかと、六割ほどございます。このうち、さらに、スピノフが成功した、ある一定程度の売上割合を占めるようになつたと、そういう企業がその中で七割というようなことでござります。

具体的例を一例申し上げますと、航空機用エンジンの部品を作つてゐる企業でござりますけれども、チタン合金ボルトを医療用の人工骨に転用した例と、そういうようなものが挙げられておりました。

そういう成功例とかうまくいかなかつたケースとかいろいろ見てみると、そういう成功した例では、技術的課題というのももちろん解決したというはあるわけですから、販売面、営業面です。

そういう成功例とかうまくいかなかつたケースでうまく企業を見付けることができたとか、それから、逆にうまくいかなかつた例としては、自分たちはあるわけですから、販売面、営業面です。

○政府参考人(小島康壽君) ちょっと今数字を持ち合わせておりませんけれども、ごく最近の数字では、数字といいますか状況では、御承知のようにイージス艦の装備ですとか、それからベトナム戦争等の装備ですとか、そういうものが非常に巨額の装備が近年増えていますので、その分で若干輸入が増えているかもいたしませんが、從来

でござります。

○政府参考人(石毛博行君) お尋ねの報告書でござりますけれども、まず防衛産業の技術が民生分野で応用されている事例、そういうスピノフを分析したものでござりますが、その中でアンケート調査による分析を行つております。その中で、スピノフに関心のある企業、そういうもののうち実際にこれを試みた企業、それがどれぐらいあるかと、六割ほどございます。このうち、さらに、スピノフが成功した、ある一定程度の売上割合を占めるようになつたと、そういう企業がその中で七割というようなことでござります。

具体的例を一例申し上げますと、航空機用エンジンの部品を作つてゐる企業でござりますけれども、チタン合金ボルトを医療用の人工骨に転用した例と、そういうようなものが挙げられておりました。

そういう成功例とかうまくいかなかつたケースでうまく企業を見付けることができたとか、それから、逆にうまくいかなかつた例としては、自分たちはあるわけですから、販売面、営業面です。

○政府参考人(磯田文雄君) お答え申し上げます。

高等専門学校は、産業界の強い要望にこたえます。一九六二年に創設されました高専、高等専門学校は、当初はいろいろな世の中の批判にさらされてしまひまして、大変な厳しいスタートでございましたけれども、現在時点での高専の果たしてきた社会に対する役割、評価、どのようにお持ちの点については御質問はもう終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、技能教育の現状と施策とすることでお尋ねをさせていただきたいと思います。

○山根隆治君 防衛庁及び防衛施設庁、イメージ

がちょっと今悪くなっていますが、そういうところにはしっかりと技術というものを広げていつて

いただいたい、汎用していただきたいということ

をこの点については御要望を申し上げまして、こ

の点についての御質問はもう終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、技能教育の現状と施策とすることでお尋ねをさせていただきたいと思いま

す。

○山根隆治君 防衛庁及び防衛施設庁、イメージ

がちょっと今悪くなっていますが、そういうところにはしっかりと技術というものを広げていつて

いただいたい、汎用していただきたいということ

をこの点については御要望を申し上げまして、こ

ところは資質の問題なんでしょうかね、持つて生まされた、その辺はどう考えますか。

○政府参考人(布村幸彦君) 大きな課題として受け止めておりますが、最近の脳科学の研究の成果でも、脳の可塑性という発達段階にも年齢に応じたピークがあるようで、そういう機会に適切な教材が当たるようにならうことは今後の大きな課題だと思いますが、現在、理科、数学の教育につきましては、まず、数学におきましての九九のようないいながら、それを実際に生活において、社会において活用する力、考える力といふものを作り出せるような先生方の働き掛けというのも大切にして、基礎、基本のしつかりとした定着と自ら学んで考える力といふものもしっかりと身に付けてもらおうという視点から取り組もうと考えているところでございます。

○山根隆治君 少し、ちょっと質問落としちゃつたところがありますので、がらっとまた変えます。

予算のところで、ものづくり基盤技術の研究開発支援六十四億、そして事業者の出会い促進で二億、高専等を活用した人材育成支援四億、製造中核人材育成事業二十八・四億というふうなことで予算措置が一覧表の中に出ているんですけど、これ、具体的にどのように使うかというのにはもう固められているものなんでしょうか。主なところだけ結構ですけれども、お答えください。

○政府参考人(望月晴文君) その予算を作成しましたときに一定の仕組みをそれぞれつくっておりで結構ですけれども、お答えください。

○政府参考人(望月晴文君) その予算を作成しましたときに一定の仕組みをそれぞれつくっておりで結構ですけれども、お答えください。

○政府参考人(望月晴文君) その予算を作成しましたときに一定の仕組みをそれぞれつくっておりで結構ですけれども、お答えください。

れども、そういう仕組みでやることになつておりますが、大臣はいかがかということを申し上げましたら、自分としてできるだけ速やかにこの公募手続を開始をしたい

までの程度の経済効果があつたのか。また、雇用創出の効果を含めてどうだったのかということをお聞きしたいと思います。さらに、それらの効果はどのように評価をされているのか、この質問をいたします。

や地域経済の振興、活性化のために、これまで国で百八十五件の施設整備を支援してまいりました。民活施設に対する総投資規模は約三兆円に及んでおります。周辺の商業施設に対する投資や地域の雇用創出という効果も勘案いたしますと更に

あります。

○政府参考人(望月晴文君) 私が申し上げることかどうか、あれでございますけれども、先ほども大臣申し上げましたように、予算成立したばかりでございましたし、私どもとしては、今ちょうど大いに予算をきちっと有効に全部使うというところをまず第一の目標としてやりたいと思っております。

○山根隆治君 最後に、大臣、引きも切らずいろいろな知恵が出てたり申請が出たら、いいものだつたらどんどんおれに任せるという一言、お願ひします。

○國務大臣(二階俊博君) 先ほど来、大変幅広いお立場からいろいろな御意見をちようだいしましました。御答弁を申し上げた中で、議員にしつかりそれでよろしいという評価をいたいたかどうか、私も先ほど来答弁を聞いておりまして、これからこの課題として我々は真剣に受け止めさせていただきたいと思っております。

○委員長(加納時男君) 山根隆治君の質問を終わります。

○小林正夫君 民主党・新緑風会の小林正夫です。今日はまず、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法案について質問をいたします。

今回、廃止の提案がされている民活法の実績に対する評価として、今年の二月の経済産業省の民活法政策評価研究会の報告によれば、例えば研究開発・企業化基盤施設についての経済効果としては六千八百六十九億円の効果があつたと、このようになります。

一つの質問として、民活法認定案件全体としてどの程度の経済効果があつたのか。また、雇用創出の効果を含めてどうだったのかということを債務超過の事業者は六十七社、こちらの方が上回っている、こういう数字になつています。さらに、株式会社大阪ワールドトレードセンター、ビルディングなどの一部の事業者では法的整理の動きも出ている、こういう動きもあります。

そこでお聞きをしたいのは、民活法による事業が失敗した理由はななのか。先ほど大臣はいいところもあつたというふうにおっしゃいましたけ

ど、今私が指摘したように悪い面も出ているんじゃないかと思います。そういう意味で、民活法による事業が失敗した理由は何か、それと、累積損失あり、債務超過の事業に対してもどう対処していくのか、質問をいたします。

○政府参考人(北畠隆生君) 民活施設のうち、バブル崩壊等の経済情勢の変化の中で財政状況が非常に厳しいものがあるというのは委員御指摘のところでございます。累積損失ありという企業が百二十二社中の五十四社でございますし、債務超過があるというのは十三社である御指摘のところであります。ただ、これは、まあ非常に公益性はあるけれども低収益で、長期的に解消していかなければならないという民活施設の性格もあるとかと存じます。

いろいろな努力がされておりまして、今、累積損失ありと言われた五十四社のうち二十四社、四割強は、二〇〇四年度の単年度では黒字を計上いたしております。また、債務超過十三社のうち五社、これは四割弱に相当いたしますけれども、これも単年度で黒字を計上いたしておりますし、累積損失があるので失敗をしたという評価にはならない、すべてがそういう評価にはならないのではないかと存じます。

ただ、御指摘の民活法政策評議研究会におきましても、そういう経営的に苦しい、経営の厳しい状況にある民活施設の問題点につきましては三点ほど御指摘をいただいております。

一つは、当初、この計画の見通しが現実的でなかつたということ、とりわけバブル経済下で進められたものにつきましては過大な想定の下で計画を策定しておつた、こういう問題点があるという指摘をされております。また、需要に比べまして過大な施設を整備した、これは民活法の問題点かと思いますが、施設ごとに非常にレベルの高い規模要件というのが定められておりまして、やや背伸びをした施設があつたということでござります。そ

ういった過大な施設を整備したり、またそれに伴つて過大な借入れをした、金利・償却費負担が

重くなつて経営を圧迫した、こういう指摘が二点目でございました。三番目としては、このようないつた指摘を踏まえつつ、現在、その事業の出資者あるいは支援者であります地方自治体、民間企業の御支援、御協力によりまして再建に向かう経営努力が進められているところでございます。私どもといたしましても、公共性の高い事業でございますので、そういった機能が維持されるよう、これらの事業者に対しまして経営再建に向けた努力を促すとともに、御相談に応じ、また適切に指導、助言を行つてまいりたいと考えております。

○小林正夫君 今答弁をいたいたように、失敗をした、それを次に生かしていく、このことが大変大事だなと思います。また、学習効果を更にいざるものに生かしていく、こういうことが大変必要だと思いますけど、そういう意味で一つ質問をいたします。

最近では、民間資金の活用による公共施設の整備に関する法律、こういう法律に基づいて新しい産業基盤整備が行われていると思います。この新しい今の中策について、民活法の失敗が再現されるおそれがないのか、民活法の失敗の教訓をどう生かしていくのか、このことを質問いたします。

○政府参考人(北畠隆生君) 民活法に代わる新しい公共施設の整備手法といしまして、平成十一年よりPFI制度が導入されております。十八年の四月三日現在で二百二十九件の事業がこの法律に基づいて実施され、推進されているところでございます。

このPFI制度を民活法と比較をいたしますと、民活法では十七類型の法定施設に限定をいたしましたが、支援対象となるものについては施設規模の要件、これかなり高い水準で定められておりましたと、こういう問題がありました。これに対しましてPFI制度は、幅広い公共施設を支援対象に

おります。二つ目は、民活法では主として第三セクター方式、第三セクターを支援対象と想定をしておりましたけれども、PFI制度では純粹の民間企業もこの支援対象にするという新たな工夫がなされております。

三点目は、PFI制度では競争入札制度を活用するということでございまして、より効率的で効果的な施設整備ができるような仕組みが導入されましたものと考えております。

したがいまして、民活法に問題点が幾つかあつたという御指摘はそのとおりでございますが、このようないくことを行つてまいりたいと考えております。

○小林正夫君 そこで、今日は資料を配付をさ

していただきました。民活法特定施設ごとの活用状況という資料を今日は提出をいたしましたが、これを見ながらお聞きを願いたいと思うんですけれども

、このように生かしていくための施設を推進して

いるふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会議場施設、そして特定大規模スタジアム施設について御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

設が整備されております。

御紹介の紙にもございますように、平均いたし

ますと稼働率四〇%台でございますけれども、現

在事業を統けて四施設を見ますと、稼働率は

実は様々でございまして、稼働率が六〇%を超え

する、硬直的な施設の限定はやらないという工夫がなされているところでございます。

二つ目は、民活法では主として第三セクター方式、第三セクターを支援対象と想定をしておりましたけれども、PFI制度では純粹の民間企業もこの支援対象にするという新たな工夫がなされております。

三点目は、PFI制度では競争入札制度を活用するということでございまして、より効率的で効果的な施設整備ができるような仕組みが導入されましたものと考えております。

したがいまして、民活法に問題点が幾つかあつたという御指摘はそのとおりでございますが、このようないくことを行つてまいりたいと考えております。

○小林正夫君 そこで、今日は資料を配付をさしていただきました。民活法特定施設ごとの活用状況という資料を今日は提出をいたしましたが、これを見ながらお聞きを願いたいと思うんですけれども

、このように生かしていくための施設を推進して

いるふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元

自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会

議場施設、そして特定大規模スタジアム施設につ

いて御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

設が整備されております。

御紹介の紙にもございますように、平均いたし

ますと稼働率四〇%台でございますけれども、現

在事業を統けて四施設を見ますと、稼働率は

実は様々でございまして、稼働率が六〇%を超え

しますのは、港あるいは海での適正なレクリエーション活動に関する知識の普及、それから研修、展示ということを行つて施設でございます。港湾における交流活動の拠点となる施設でございます。民活法に基づまして、これまで室蘭、伏木富山、それから博多の各港におきまして三施設が整備されてきてございます。

この港湾交流研修施設を始めとしまして、民活法に基づく各種の特定施設と申しますのは、あくまで民間事業者の能力の活用を図つて整備、運営をするということを基本としております。これら三施設についても、基本的に事業者が自らの努力によりその稼働率の向上に努めるべきものと

いうふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会

議場施設、そして特定大規模スタジアム施設につ

いて御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

設が整備されております。

御紹介の紙にもございますように、平均いたし

ますと稼働率四〇%台でございますけれども、現

在事業を統けて四施設を見ますと、稼働率は

実は様々でございまして、稼働率が六〇%を超え

しますのは、港あるいは海での適正なレクリエーション活動に関する知識の普及、それから研修、展示ということを行つて施設でございます。港湾における交流活動の拠点となる施設でございます。民活法に基づまして、これまで室蘭、伏木富山、それから博多の各港におきまして三施設が整備されてきてございます。

この港湾交流研修施設を始めとしまして、民活法に基づく各種の特定施設と申しますのは、あくまで民間事業者の能力の活用を図つて整備、運営をするということを基本としております。これら三施設についても、基本的に事業者が自らの努力によりその稼働率の向上に努めるべきものと

いうふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会

議場施設、そして特定大規模スタジアム施設につ

いて御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

設が整備されております。

御紹介の紙にもございますように、平均いたし

ますと稼働率四〇%台でございますけれども、現

在事業を統けて四施設を見ますと、稼働率は

実は様々でございまして、稼働率が六〇%を超える

しますのは、港あるいは海での適正なレクリエーション活動に関する知識の普及、それから研修、展示ということを行つて施設でございます。港湾における交流活動の拠点となる施設でございます。民活法に基づまして、これまで室蘭、伏木富山、それから博多の各港におきまして三施設が整備されてきてございます。

この港湾交流研修施設を始めとしまして、民活法に基づく各種の特定施設と申しますのは、あくまで民間事業者の能力の活用を図つて整備、運営をするということを基本としております。これら三施設についても、基本的に事業者が自らの努力によりその稼働率の向上に努めるべきものと

いうふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会

議場施設、そして特定大規模スタジアム施設につ

いて御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

設が整備されております。

御紹介の紙にもございますように、平均いたし

ますと稼働率四〇%台でございますけれども、現

在事業を統けて四施設を見ますと、稼働率は

実は様々でございまして、稼働率が六〇%を超える

しますのは、港あるいは海での適正なレクリエーション活動に関する知識の普及、それから研修、展示ということを行つて施設でございます。港湾における交流活動の拠点となる施設でございます。民活法に基づまして、これまで室蘭、伏木富山、それから博多の各港におきまして三施設が整備されてきてございます。

この港湾交流研修施設を始めとしまして、民活法に基づく各種の特定施設と申しますのは、あくまで民間事業者の能力の活用を図つて整備、運営をするということを基本としております。これら三施設についても、基本的に事業者が自らの努力によりその稼働率の向上に努めるべきものと

いうふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会

議場施設、そして特定大規模スタジアム施設につ

いて御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

設が整備されております。

御紹介の紙にもございますように、平均いたし

ますと稼働率四〇%台でございますけれども、現

在事業を統けて四施設を見ますと、稼働率は

実は様々でございまして、稼働率が六〇%を超える

しますのは、港あるいは海での適正なレクリエーション活動に関する知識の普及、それから研修、展示ということを行つて施設でございます。港湾における交流活動の拠点となる施設でございます。民活法に基づまして、これまで室蘭、伏木富山、それから博多の各港におきまして三施設が整備されてきてございます。

この港湾交流研修施設を始めとしまして、民活法に基づく各種の特定施設と申しますのは、あくまで民間事業者の能力の活用を図つて整備、運営をするということを基本としております。これら三施設についても、基本的に事業者が自らの努力によりその稼働率の向上に努めるべきものと

いうふうに考えております。

現在、事業者におきまして、港湾管理者や地元自治体と協力して広報活動を強化をすると、ある

いは地元の小学校とタイアップをいたしまして利

用促進活動を行うといったような、稼働率の向上

を図るための施策を推進しているというふうに承

知してございます。国土交通省といたしまして

も、これらの利用促進の取組を様々な形で応

援をしてまいりたいと、かのように考えてございま

す。

○委員長(加納時男君) 経済産業省、回答ありますね。

○政府参考人(豊田正和君) 私の方から、国際会

議場施設、そして特定大規模スタジアム施設につ

いて御説明をさせていただきます。

国際会議場施設は国際交流の場を形成するとい

う視点から、特定大規模スタジアムの施設は地域

コミュニティの健全な発展に寄与するという視

点から造られたものでございます。先生御指摘の

ように、民活法に基づいて国際会議場施設は四施

設、そして特定大規模スタジアムについては一施

</

て黒字を続けて出しているところもございます。そういったものの状況を見ますと、全国的な学会ですとか展示会ですか様なイベントの開催誘致などを行い、積極的な営業活動も行つております。施設が建設された後は、民間事業者が自助努力によつて活用促進を図ることが前提ではござりますけれども、経済産業省といった魅力ある事業の実施などによつて稼働率が向上していくように、利用環境の把握ですとか事業活性化のための課題を明らかにするよう調査事業などの支援もしております。

今後も、そういつた調査事業の結果も踏まえながら、適切な指導、助言を行つてまいりたいと思つております。

○小林正夫君 是非、その施設が有効に使われるようになつかりした取組をお願いをしておきたいと思います。

工業再配置促進法を廃止する法律案について質問をいたします。

昭和四十年代、我が国の経済社会、これは工業化と都市化、こういう方向で進みまして、三大都市を中心として大いに発展をした。また人口も集中した、こういう時代だったかと思います。逆に言えば、反面、過疎地を生み出したと、こういうことも言えるんじやないかと思います。ただ、この法律ができる三十年ほど経過をいたしますけれども、現在では工場が外国に移転をしていく、こういう例なども見られるようになります。産業の空洞化も大きな問題となつております。したがつて、この工業再配置促進法を廃止する方向は私は合っているのかなど、このように思います。

そこで、廃止に当たりまして、これまでの工業再配置政策が果たしてきた役割について経済産業省はどうのように総括されているのか、お聞きいたします。

○副大臣(松あきら君) 正に昭和四十七年にこの工業再配置促進法が制定されたわけでござります。それに基づいて、工場の再配置を促進するた

めに補助金の交付あるいは税制措置など各般の施策を行つてきたところでございます。この結果、ますけれども、こういう中でも地域活性化を大きな魅力ある事業の実施などによつて稼働率が向上していくように、利用環境の把握ですとか事業活性化のための課題を明らかにするよう調査事業などの支援もしております。

工业出荷額は大都市の工业出荷額を逆転しました。大都市の約三倍となつたわけでございます。

このように、先生先ほど、工業化、都市化、けれども過疎地もできたのではないかというお話をございましたけれども、私は、やはりこの工業再配置促進法に基づいて行つた工業再配置政策は一定の成果を上げ、その役割を、十分に役割を果たしたというふうに認識をいたしているところでございます。

○小林正夫君 今副大臣が答弁されたように、成績も確かにあつたと思います。ただ、移転促進地域の中には、工場が減少して、ものづくり産業の集積メリットが失われて産業が空洞化した地域もある、このように指摘もされております。

例えば東京の大田区。大変中小企業の多い地域ですけれども、この地域を調べてみると、昭和五十八年には九千百九十件の中企業があつた。しかし、二十年後の平成十五年には五千四十件、したがつて四千百五十件が少なくなつて四五%減つたと、こういうことが実際には東京の大田区では起きています。したがつて、工業再配置政策が産業集積地域の空洞化を加速させていると、

こういう指摘もあるんですが、このことに対するどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○政府参考人(奥田真弥君) お答えいたします。

工業再配置促進法は、今御説明ございましたように、昭和四十七年に制定されたといふことで、大都市における公害問題の発生などの過密のデメリットを解消して、過疎問題も同時に解消していくことがあります。

工業再配置促進法は、今御説明ございましたように、昭和四十七年に制定されたといふことで、大都市における公害問題の発生などの過密のデメリットを解消して、過疎問題も同時に解消していくことがあります。

ただ、その間、大都市から地方に工場は移転をしておりますけれども、日本全体として見まして

も工場数というのは一貫して減少しているというものが事実でございます。その中でも、集積によるメリットを必要とするような工場は引き続き国内にも存続をしておりますし、また今先生お話をございました大田区でございますが、確かに企業の数は事実でございますけれども、意欲のある中小企業の活動が今でも失われておりませんし、正に日本の中企業のメックカというような位置付けになつているわけでございます。

そういう状況に加えまして、近年では工場の国内回帰の動きも一部に見られるということでございまして、我々いたしましては、この工業再配置政策によって産業集積地が空洞化したというこ

とは必ずしも当たつていなんではないかというふうに考えております。

○小林正夫君 この工業再配置政策の基本的考え方、国土の均衡ある発展を目指したもの、このよ

うに私は理解をしております。そういう意味で、今回、この法律を廃止をしていくということにならわけですから、この国土の均衡ある開発という社会的、政策的なこういう理念を今回は転換をしてしまうのかどうか、このことについてお聞きをします。

○政府参考人(奥田真弥君) お答えいたします。

工業再配置政策は、国土政策と大変緊密に連携をいたしておるわけでございます。この国土政策でございますけれども、平成十三年から見直しに

関する議論が行われておりますので、この結果、平成十七年には、国土政策の軸足を開発を基調とした量的拡大から質的向上に移るという方向が決められております。こういう状況に加えまして、工

業再配置政策の有効性が減少したということなどをから、今回、工業再配置促進法の廃止法案を提出したところでございますけれども、しかしながら、地域の特性を生かしつつ国土利用の過度の偏在を是正するという国土の均衡ある発展の本来の趣旨は引き続き維持をしていく必要があると考えております。

○副大臣(松あきら君) 経済産業省におきましては、全国で約六千百社、二百五十大学の参加を得まして産業クラスター計画を推進しております。

これまでに地域で新事業を次々と生み出しております産学官ネットワークの基礎ができたというふうに評価をいたしているところでございます。

こうした取組を更に強化するために、今般、今年度から平成二十二年度まで五年間で四万件の新

事業を創出するという目標を定めた中期計画を策定しているところでございます。さらに、今般の計画では御指摘の地域間の広域的な連携、これは非常に重要であると思います。新事業の創出を加速するものとして、これは重点的に取り組むこととしております。

だきました。今日は、そのときにお聞きをした内容も含めて幾つか質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

少し、中小企業が日本の経済産業 産業構造を支えていると、あるいは先端的な部分を支えているという観点から、そういう視点で、日本経済の基盤を支えている中小企業という観点から中小企業の技術、基礎技術というところについて着目をして

常に上がったというような評価をしているわけでございます。

ただ、反省を述べよということでございますので、私ども、真摯に反省をいたしますと、こういつつでございます。

ささらに、新経済成長戦略におきましてどうかと
いう、中間取りまとめたけれどもどうかといふ
御質問でございました。これは、イノベーション
創出のためには産学官の連携が重要であり、産業
クラスター計画はそのための重要施策と、この新
経済成長戦略の中でも位置づけられています。

いうことを今まで長年にわたってやってきました。特に平成十一年、議員立法で成立をしたものづくり基盤技術振興基本法というもの、これに基づいて今日までずっと来てはいるわけですから、今回新たな法律が出てきました。したがって、ちょっとと整理する意味で、これまでの間、経済産業省二〇〇〇年三月三十日付の答申によると、

で集中的に選択と集中で支援をしようという法律を出したわけでございまして、若干これまでの法律とは毛色の変わった法律になつてゐるわけでございますが、それによつて基盤的技術を高度化していくという体系になつたわけでござります。

経済労働審議の中でも位置づけておられます。経済労働審議省といつたしましては、今後とも産業クラスター計画を強力に推進をしてまいる所存でござります。

業者として中小企業の支援に対する法律など全般挙げてくれというと時間が長いと思いますので、主な中小企業に対する支援策、どういうものであつたのか、それと、その支援策についてどの

○小林正夫君 新経済成長戦略について、今は、今後、この委員会を始めとしていろんな場面で論議をするとしていただく、あるいは質疑を交わしていく機会があると思いますので、十分その中でいろいろお聞きをしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次の法案の中小企業のものづくり基盤技術の高度化について、この法案についての質問をいたしま

ぐらいのお金を投じてきたのか、そのことをまずお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) その法律を中心とした支援策につきましては、ちょっと今思い出しながら申し上げますけれども、ただ一番大きいのは、昨年、過去にありました中小企業の支援の法律が三本ございまして、この三本が、歴史的経緯は幾つかございますけれども、重複があつて分かれにくいということがありましたのですから、

今日、私たちの方に配られましたこの「元気なモノ作り中小企業三百社」、大変立派な資料がで
き上がつたと思います。この中で、関東の東京都を見てみると、東京都には幾つかのここに紹介さ
れているところがあるんですけども、その中で
やはり大田区の中小企業の会社が非常に多いんで
す。東京、三十四社この中で紹介されていますけ
れども、そのうちの実に十五が大田区にある中小
企業ということになりました。

そこで、私、この法案が出された以降、大田区
のある中小企業をお訪ねして、実際に工場、ある
いは社長さんと懇談もさしていたときまして、今
回の法案に対する意見、あるいはものづくりの実
態、それと安全対策の取組など、どういうことが
行われているのか、実際足を運んで見させていた

中小企業の新たな事業活動を促進する法律として一本化をいたしまして、中小企業の支援をする法律はこの一本を見れば分かるという法律にしたことがございます。したがいまして、過去に技術開発を支援する法律であるとか、創業を支援する法律であるとか、あるいは経営革新を支援する法律であるというものが、累次平成十年ごろから続いてまいりましたものが、昨年、一つの法律にまとまつたというのが、ある種の歴史的経緯がある部分でございます。それは、中小企業が前向きにいろいろなことを努力しようとするときに、創業あるいは技術開発、経営革新という、それぞれの分野について力を入れて前向きのことについての対応をするということになつたわけでございます。今回、ものづくりの法律につきましては、もう

わけでございまして、特に私どもとしては、その成果としては、当然、その中小企業の方々が先端的な技術開発をするときに、それの底上げにつながってきたということはもちろんございますけれども、質的には、昨今の動きを中心として申し上げれば、産学官の連携みたいなものに対してもより焦点を当てて、その連携が具体的に進んできたというような一つの質的な成果がございますし、それからごく直近でございましたら、このものづくりの法律ができる前の先駆的な、先行的な予算としては、戦略的な技術開発の補助金としてこの三三三億円開発がその予算前に比べて一番質的なところが非

の十年間、この十年間で見てみますと、従業員四人以上の事業所の数は三十八万件から二十九万件と三四%も減っている。働く人は一千四十二万人から八百二十三万人に、実に二一%働く人も減っているという状況でした。したがつて、私は、必ずしも中小企業に対する支援策が効果あるとばかりは言えない。先ほど反省の弁もありましたけれども、大いにやはりそういう今までやつてきたんだけれどもうまくいかなかつた点を、今おしゃつたことも含めてよく自分たちのものにして、その反省を生かして次の施策を打つていくと、いうこと、このことが大変大事だと思いますので、是非そのような取組をお願いしておきたいと思います。

わけでございまして、特に私どもとしては、その成果としては、当然、その中小企業の方々が先端的な技術開発をするときに、それの底上げにつながってきたということはもちろんでございますけれども、質的には、昨今の動きを中心として申し上げれば、産学官の連携みたいなものに対してもより焦点を当てて、その連携が具体的に進んできたというような一つの質的な成果がござりますし、それからごく直近でございましたら、このものづくりの法律ができる前の先駆的な、先行的な予算としては、戦略的な技術開発の補助金としてここ三五年ぐらい、金型とロボットというものに対しまして集中的に支援をしてきたということがございまして、この分野におきましては、中小企業の研究

の十年間、この十年間で見てみますと、従業員四人以上の事業所の数は三十八万件から二十九万件と三四%も減つてゐる。働く人は一千四十二万人から八百二十三万人に、実に二一%働く人も減つてゐるという状況でした。したがつて、私は、必ずしも中小企業に対する支援策が効果あるとばかりは言えない。先ほど反省の弁もありましたけれども、大いにやはり、そういう今までやつてきてたんだけれどもうまくいかなかつた点を、今おしゃつたことも含めてよく自分たちのものにして、その反省を生かして次の施策を打っていくと、ということ、このことが大変大事だと思ひますので、是非そのような取組をお願いしておきたいと 思ひます。

わけでございまして、特に私どもとしては、その成果としては、当然、その中小企業の方々が先端的な技術開発をするときに、それの底上げにつな

の十年間、この十年間で見てみると、従業員四人以上の事業所の数は三十八万件から二十九万件と二四%も減つてゐる。働く人は一千四十二万人

がつてきたたることはもちろんございますけれども、質的には、昨今の動きを中心として申し上げれば、産学官の連携みたいなものに対してもより

から八百二十三万人に、実に三一%働く人も減っているという状況でした。したがつて、私は、必ずしも中小企業に対する支援策が効果あるとばかり

焦点を当てて、その進捗が具体的に進んできたというような一つの質的な成果がございますし、それからごく直近でございましたら、このものづくりの法律ができる前の先駆的な、先行的な予算など

りは言えない。先ほど反省の弁もありましたけれども、大いにやはり、そういう今までやつてきただんだけれどもうまくいかなかつた点を、今おつしゃつたことも含めてよく自分たちのものにし

しては、戦略的な技術開発の補助金としてここ三年ぐらい、金型と口ボットというものに対しまして集中的に支援をしてきたということがございまして、二つ分野でございまして、コトをきくだけ

て、その反省を生かして次の施策を打っていくということ、このことが大変大事だと思いますので、是非そのような取組をお願いしておきたいと思います。

して、この分野におきましては、中小企業の研究開発がその予算前に比べて一番質的なところが非

次 の 項 目 で す け れ ど も 、 四 月 の 十 三 日 に 参 考 人
思 い ま す

の方にお越しいただきました。同僚の藤木委員の方からも、当日、質問がありまして、要は、いろんな支援を受けるときの手続の関係の質問のときに、大変いろんな手続がふくそうしていく、これ何とかしてくれと、今日、午前中の林委員の質問にもそのお話がありました。大臣からも是非そういうことを検討するという旨のお話もありましたけれども、実は私が、この間、大田区の中小企業をお訪ねしたときに、正にその社長さんが同じことを言わていたんです。いろんな支援策はあるんだけれども、それを実際に適用を受けようと思つて役所に行つていろいろ聞いてみると、いろんな書類を書きなさいと。なかなか、書くことは余り得意じゃないので、一回駄目でまた次の日行つていろんなこう、そのために自分の工場を何日か空けなきゃいけないと。実際に中小企業といふのは、小林さん、自分の工場なんて空けられないんですよ。したがつて、是非この手続の簡素化について前向きに取り組んでもらいたいと。こしたがつて、今回法律を審議しているこのまた法律も、いい法律として多分定着をしていくんでしょうけれども、でも、実際に使われなきやしそうがない法律ですから、そのためには、この手続の簡素化をしていくことが私は一つのポイントになつてゐると思います。

是非このことについて大臣の御所見をお聞かせ願いたいということと、今まで中小企業に対する技術開発支援として、これまで研究開発補助金などを、こういうことも実施をしてきましたけれども、実際にこれらの施策を活用してきた企業がどのぐらいあるのか、把握をされていれば報告をいただきたいと思います。

是非この二点について御答弁をいただきたいと思います。

○大臣政務官(小林温君) 前半の手続面についてお答えをさせていただきます。

小林委員には、大田区まで足を運んでいただき

を何とかしてくれと、今日、午前中の林委員の質問にもそのお話がありました。大臣からも是非そういうことを検討するという旨のお話もありましたけれども、実は私が、この間、大田区の中小企業をお訪ねしたときに、正にその社長さんが同じことを言わていたんです。いろんな支援策はあるんだけれども、それを実際に適用を受けようと思つて役所に行つていろいろ聞いてみると、いろんな書類を書きなさいと。なかなか、書くことは余り得意じゃないので、一回駄目でまた次の日行つていろんなこう、そのために自分の工場を何日か空けなきゃいけないと。実際に中小企業といふのは、小林さん、自分の工場なんて空けられないんですよ。したがつて、是非この手続の簡素化について前向きに取り組んでもらいたいと。こしたがつて、今回法律を審議しているこのまた法律も、いい法律として多分定着をしていくんでしょうけれども、でも、実際に使われなきやしそうがない法律ですから、そのためには、この手続の簡素化をしていくことが私は一つのポイントになつてゐると思います。

そのため、申請書類や手続については可能な限り簡素化を進めることが必要だと考えておりまますし、今回の法案の具体的な申請手続の詳細は今後検討するということになつておりますが、

今の小林委員の御指摘も踏まえて、中小企業者の皆さんにとって利用しやすい制度となるように努めてまいりたいと思います。

また、申請事業者の事務負担を軽減するという観点から、各地の経済産業局や中小企業基盤整備機構においても、この申請についての利用者の視点に立つての指導、助言などを行つていくということも決めておりますので、またこれも是非御活用いただきたいというふうに思います。

○小林正夫君 委員長にお願いなんですかねも、やはり今までいろんな法律を作つて施策をしてきたけれども、いろんな理由で使い勝手が悪いと、こういうことも実際にあります。したがつて、今例えれば研究開発補助金だとか技術指導、試験研究費の税額の控除など、どのぐらいの企業が適用してきたのかという今お聞きをしたわけなんですが、今手元に数字がないというふうにおつしやつたもんですから、後日この資料の提出を求めるべきだと思います。

○政府参考人(望月晴文君) ちょっと大変恐縮でございますけれども、手元に資料を持つてまいりませんでございましたので、あれでございますけれども、税制につきましては、中小企業の設備投資

○委員長(加納時男君) 後段の回答、お願いします。この件につきましては、その御意見を理事会にて検討させていただきまます。御期待にこたえられるように委員長としては努力をいたします。

○小林正夫君 次の質問ですけれども、四月の十一日の当委員会で大臣の提案理由の中、製品開発等における大企業との連携協力の関係が弱ま

るが、そこで、この件につきましては、その御意見を理事会にて検討させていただきまます。御期待にこたえられるように委員長としては努力をいたします。

○委員長(加納時男君) この件につきましては、その御意見を理事会にて検討させていただきまます。御期待にこたえられるように委員長としては努力をいたします。

○小林正夫君 次の質問ですけれども、四月の十一日の当委員会で大臣の提案理由の中、製品開発等における大企業との連携協力の関係が弱まることかと思つておりますが、本来であれば明確な数字を申し上げなければいけないところ、ちょっと手元に数字がないので恐縮でございます。

それから、長い、ここどころの十年ぐらいのスパンで見てみると、幅広く多くの企業に利用

されてまいりました中小企業の支援制度といつたしては、経営革新制度という、中小企業が三%以上の、経営革新をして三%以上の売上げの増を目指す者に対して、法律に基づいて申請をして都道府県が認定をすれば、一定の融資あるいは場合によっては補助金がもらえるという制度があるわけですが、これはかなり都道府県レベルでの中小企業施策としては定着をしてまいりました。たしかに、過去の実施累計を勘定しました。たしかに、これは深く認識をしておりますし、分かりやすいそして使いやすい制度にしていくということが我々の務めだというふうにしっかりと認識をさせていただいております。

そのため、申請書類や手続については可能な限り簡素化を進めることが必要だと考えておりまますし、今回の法案の具体的な申請手続の詳細は今後検討するということになつておりますが、

そのため、申請書類や手続については可能な限り簡素化を進めることが必要だと考えておりまますし、今回の法案の具体的な申請手続の詳細は今後検討するということになつておりますが、

それでいるんじやないかというふうに思つてるのはあるんです。

先生方から、中小企業というと下請というイメージがあるのかと、このように先生から質問がされました。そのときに参考の方からは、外国ではパートナーと言わっている、下請という言葉は使うべきではないと、このように参考の方は答弁をされました。実態としては、仕事を依頼する川下の大企業は、物を作らせているとか、あるいは言うとおりに従わせる又は川上は下請であります。たしかに、このような思い込みが残念ながら私はまだ強いんじやないかというふうに感じておるんで

思つております。

も、やはり今までいろんな法律を作つて施策をしてきたけれども、いろんな理由で使い勝手が悪いと、こういうことも実際にあります。したがつて、今例えれば研究開発補助金だとか技術指導、試験研究費の税額の控除など、どのぐらいの企業が適用してきたのかという今お聞きをしたわけなんですが、今手元に数字がないというふうにおつしやつたもんですから、後日この資料の提出を求めるべきだと思います。

○小林正夫君 委員長にお願いなんですかねも、やはり今までいろんな法律を作つて施策をしてきたけれども、いろんな理由で使い勝手が悪いと、こういうことも実際にあります。したがつて、今例えれば研究開発補助金だとか技術指導、試験研究費の税額の控除など、どのぐらいの企業が適用してきたのかという今お聞きをしたわけなんですが、今手元に数字がないというふうにおつしやつたもんですから、後日この資料の提出を求めるべきだと思います。

○委員長(加納時男君) この件につきましては、その御意見を理事会にて検討させていただきまます。御期待にこたえられるように委員長としては努力をいたします。

○小林正夫君 次の質問ですけれども、四月の十一日の当委員会で大臣の提案理由の中、製品開発等における大企業との連携協力の関係が弱まることかと思つておりますが、本来であれば明確な数字を申し上げなければいけないところ、ちょっと手元に数字がないので恐縮でございます。

○大臣政務官(小林温君) 今、小林委員御指摘のように、川下の企業と川上企業との間の従来の固定的な取引が変化をしてきていると、これまた実だというふうに思いますし、そのことによつて関係も多様化しているだろうというふうに思ひます。まず、この両者の情報交換が日々円滑に行われる、信頼関係に懸念が生じないよう在我もサポートもしていただきたいというふうに思つているところでございます。

そうした中で、今般の施策は、川下企業の求められた技術開発の指向性を技術別に取りまとめて公表するということになつております。また、川下企業と川上企業との連携構築にも力を注ぐとの間に信頼感を醸成する、そして、正に我が国のもづくりの強みの源泉であります川下、川上間のすり合わせを促進をしていくということを目的としています。

なお、下請という言葉でございますが、先日の参考人からもパートナーという言葉もございました。

一般的には取引先から製造工程などを請け負う形式、取引の形態を指しております。ほかの多くの法律でもこの下請という言葉が用いられてるというのが現状でございます。我々いたしましては、むしろ今回の法案等により現実の取引関係を改善していく中で、御指摘のように、その下請という言葉が消極的に受け取られないよう努力をしていくことを考えていただきたいと

いうふうに思います。

○小林正夫君 今日の今までの質疑の中でも、例えは下請代金支払遅延防止法、法律の中でもそ

ういう下請という言葉が使われているんですね。ですから、これは一つの言葉だといえば言葉なんですが、やはりこういうところから私は直して

いつて、それぞれの人の気持ちの中に、やっぱり協力会社あるいはパートナーとしての位置付けをしていかなきゃいけないかと思うんですが、大臣、この辺、いかがですか。

○國務大臣(二階俊博君) 御意見のとおりであります。私も下請という言葉を平気で使われていることにや戸惑いを感じるものであります。ただいま御指摘のありましたように、下請代金支払遅延防止法なる法律を始めとして、下請という法律の中でも今日までしつかり使いこなしてしまって、これから私どもも努力をして、パートナーとしておるというものが現状でございます。したがいまして、これから私どもも努力をして、パートナーとしても努力を

れる企業に対して敬意を払った言葉がもつとほかにあるのではないかという思いをいたしております。

ただし、議員も大田区の方においてになつたとあります。

ただいて、中小企業の皆さんこのごろの概況とありますか、かなり我々が、今までともすれば

あります。中小企業といいますと社会福利的な考え方で中小企

業対策ということを言われた時期も否めないと思

うんですが、しかし、このごろは、我々のこの技術がなければ大企業の、具体的に○○会社の、も

う名前を指して、あの会社のテレビもある会社の自動車も我々の技術がなければできないんですと

いうことを胸を張つておっしゃる社長といいますか、創業者おられました。そういう人たちは、イ

ンターネットを駆使して、随分一日の先頭立つて働かれた後にまたおうちに帰つて勉強されるんだ

など。インターネットで財政諮問会議においては、こういうことをおつしやつて、財政諮問会議のそれぞれの発言等はみんな覚えておられて、そ

れに対しても御意見をちようだいすることができましたが、そうしたことからしますと、下請

という言葉がこの中小企業の経営者にふさわしいかどうかというのは、私はその場でも考えまし

た。

もう下請というような時代は去つていて、新

たな中小企業の存在、中小企業が日本の大企業をむしろ支えていくつておるんだ、技術面で、そういう

ことを思つたわけですが、これは我々もこれか

らもう少し研究、勉強していかなくてはなりませんが、下請という問題に対してもこれから課題として取り組んでいきたいと思っております。

○小林正夫君 次に、安全問題についてお聞きを

します。

今日、お手元に平成十七年度版の厚生労働白書の中から、「労働災害発生状況の推移」という資料を提出をさせていただきました。

この資料を見ていただくと分かるとおり、死亡

者数は減つてきている。ただ、減つてきている

けれども、平成十六年度現在でも千六百二十名の方が年間、労働災害で亡くなっている。これを三百六十五日で割りますと、一日平均四人から五人が労働災害で亡くなっている実態がまだまだ

あるということ。

それと、重大災害の発生率は、昭和六十年ぐら

いからずつと今日まで発生件数が伸びてしまつてあります。この伸びて

る理由はよく分析しなきや分からぬと思いますけど、私はある意味では、大変大競争時代に入つて、少ない従業員でより大きな効率を上げなきや

べど、私はある意味では、大変大競争時代に入つて、少ない従業員でより大きな効率を上げなきや

ぱり安全対策にしつかりお金を使つてはいるなど、このように正直私は思いました。したがつて、中小企業の支援策として、もう何しろ安全は何よりも大事であると。どこで働くが、大企業だろうが何だろうが、もうすべて安全最優先だと私は思

います。

そういう意味で、ものづくりの職場の安全対策への指導とか、あるいは財政的な支援について、この安全対策にかかる財政的な支援についてどのような取組をされているのか、お聞きをいたします。

それと、重大災害の発生率は、昭和六十年ぐら

いからずつと今日まで発生件数が伸びてしまつてあります。この伸びて

る理由はよく分析しなきや分からぬと思いますけど、私はある意味では、大変大競争時代に入つて、少ない従業員でより大きな効率を上げなきや

べど、私はある意味では、大変大競争時代に入つて、少ない従業員でより大きな効率を上げなきや

作業についても同様のものを、失礼、これは点検作業を記録、チェックするためのシステムづくりということでござりますけれども、そういう予算を講じております。

経済産業省としましては、引き続き、こういう産業事故防止に向けて必要な各種の対策を取つていきたいというふうに思つております。

○小林正夫君 是非、安全対策、何よりも大事だと思いますので、強力に進めていただきたいと思います。

次に、若い人へのものづくりの魅力あるいは必要性を教えていく、こういうことについて質問をさせていただきます。

私はなるんですけども、私、昭和三十四年に東京都が都立の工業高等学校に附属中学をつくったときがあつたんです。都立世田谷工業高等学校に都立の中学校併設をしたんです。で、私、その二期生で入学をいたしました。したがつて、中高と、世田谷工業の工業高校と附属中学で工業教育の一貫教育を六年間受けてきました。非常に、今でもその六年間の教育が非常に身に付いたなど、このように自分では思つていますけど、四十年たつた今、当時、四十年後に国議員になつて夢にも想像していませんでしたけど、でも、当時、その学校で六年間、私は電気の関係の勉強をしたんですが、その勉強したことは大変良かったなど、このように思つております。

それで、先日、大田に行つたのですから、その社長さんが、今、都立六郷工科高校というのが、あれは港工業と羽田工業を統括して新しい工科高校というのをつくつてあるんですね。で、そこの学校では地域の企業に実習に行くと。そうすると、実習に行くと授業の単位としてきちんと加算されるという、こういうシステムで、学校と地域の企業が本当に結び付いているなということを感じました。

そこで、社長さんが、うれしい話なんですけど、どう中に、今年実習に来た生徒のうち、親御さ

んがこの間お見えになつたそうです。是非、来年三月卒業するので、私はこの会社に入りたいと、いうふうに言つてきた方がいらっしゃつた。そうしたら、もう一組いたんですつて。したがつて、その社長さんは、地域のこの六郷工科高校が本当にいい学校でこれからもあつて、来年の卒業生は二十人なんだけど、もう一年間で三百人ぐらいい卒業できるように若い人をその学校に入れてものづくりの教育をしてもらうと有り難いなど、こんなようなお話をありました。

あわせて、その社長さんがおつしやつていたのは、もつと学校に新しい新鋭の機械を入れてやらないと、どつかの学校が廃校になつたからその機械を持ってきてそこで実習しろということも間々見られるんで、これは直してやらなきゃ駄目ですと、こういうお話をありました。

そういう点で、自分自身も中学、高校という、その教育受けて良かつたなと思っているんですけどね。したがつて、早い時期から技術教育だとか人材の育成についてやはり取り組んでいく必要もあります。したがつて、そういうお話をありました。

また、専門高校におきましては、もう一つ、目指せスペシャリストということで、スーパー・サイエンスハイスクールのことを先ほど御紹介いたしましたが、スーパー専門高校ということで、職業系の高校におきましてもしつかりとした技術者の養成を目指そうということで、メカトロニクスなどの先端的な技術、技能、あるいは伝統的な技術をしつかり高校の段階から地域の企業の方と連携してはぐくんでいこうと、そういう取組を進めているところでございますので、ものづくりの大切さというものを、学校教育を通じて、また体験を通してまいりたいと考えております。

○小林正夫君 時間の関係で、最後、大臣にお聞きをしたいと思います。

その先日訪問した社長さんに、中小企業の経営で喜びを感じるのはどんなときですかと、こういう質問をさせていただきました。返つてきました答えは、今は喜びを感じている時期ではない、二十数年前にゼロからスタートしたので土地や工場に相当の費用が掛かっている、今まで競争に勝てる企業づくりで精一杯であった、これからうちの社員を優遇してやる、このことが目標であり喜びかななど、このように語られておりました。私は、中企業の社長の心意気を聞いたような気がいたしました。大臣はどのように感じられるのか、このことをお聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(布村幸彦君) お答えいたします。

今、小林先生から大田区における六郷工科高校のいいお話をいただきまして、ありがとうございました。

ものづくりに資する人材の育成という観点から、学校教育におきましては、小学校で図画工作、中学校で技術家庭という形で教科で取り組んでおりますけれども、それを生かす場として、今、中学校では週五日間、丸々職場体験をしようということで、身近な企業あるいは中小企業の方々の御協力をいただいて、まず働くこと、物を作ることの実体験の場を生かすように取り組んでおります。

また、高校におきましては、先ほど御紹介いたしました東京都の都立の六郷工科高校につきましては、日本版デュアルシステムという形で、経済産業省等と連携しながら、働くことと高校で学ぶことを両方並行してやると。具体的には、大田区のものづくりの中小企業の方の御協力をいただき、一年次には十日間の企業実習を三回、また二年次には二か月間連続した企業実習を実施し、それらを高校の教育の中にしつかり取り組んで、いい人材の育成につなげるという取組をしてございます。

また、専門高校におきましては、もう一つ、目指せスペシャリストということで、スーパー・サイエンスハイスクールのことを先ほど御紹介いたしましたが、スーパー専門高校ということで、職業系の高校におきましてもしつかりとした技術者の養成を目指そうということで、メカトロニクスなどの先端的な技術、技能、あるいは伝統的な技術をしつかり高校の段階から地域の企業の方と連携してはぐくんでいこうと、そういう取組を進めているところでございますので、ものづくりの大切さというものを、学校教育を通じて、また体験を通してまいりたいと考えております。

特にこの満足感というのは、何によって満足感が得られるかということになりますと、人それぞれ人生もあり、また生い立ちもあり、いろんな経験によって各々満足感の評価というものは異なるものであるうと思いますが、私は、中小企業の皆さんのが今日までとにかく日々として築き上げてこられた、このことに対して、私ども経済産業省の立場から、単に中小企業の発展のために、この日本の産業を支えるその根幹は中小企業にありと、中小企業の経営者にあり、中小企業の労働者にありということを思うて、このことに對し、我々は次々と手を打つていかなくてはならない。

したがいまして、先ほどお配りしましたこのような冊子もこのほんの序の口でございました。私たちにはなすべきことはまだたくさんある。そして、すぐ予算のことのみんなが言及しがちであります。ですが、予算も大事です、予算がなければ何も仕事が進まないということも私も理解できないわけではないですが、やっぱり政策担当者はもっと汗を流すべきであると。もつと、この中小企業の皆さんが真っ黒になつて働いているあの姿を見て、我々もその同じような気持ちで中小企業の发展に取り組むべきである。そこに新たな展望が見いだされてくる。新たなパートナーとしての、ま

たもつとすばらしい日本語で表現できるようなお互いの関係も生まれてくるのではないか。その方向を目指して、私どもも及ばずながら一生懸命頑張つていただきたいと思つております。

○小林正夫君 どうもありがとうございました。

○委員長(加納時男君) 小林正夫君の質問は終わりました。

○浜田昌良君 公明黨の浜田昌良でございます。それでは最初に、中小企業ものづくり高度化法のその必要となる背景についてまず質問をさせていただきたいと思います。

ものづくり、中小企業にとってものづくりの力を高度化していくことの必要性についてはだれもが認めるところでございますけれども、それをどうやってやっていくのかと。その手法についてはいろいろ議論があるところだと思っております。

そこで、まず二階大臣に御所見を賜りたいと思ひます。が、本日、このよう元気なモノ作り三百社という資料もいただきました。こういうものづくりの強さを持った中小企業の源泉ですね、またアジアの中国、韓国に打ちかっていくその源泉、どういうところにそういう中小企業の源泉があるのか、御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 私たちの国のいわゆるものづくりの中小企業は、先ほども申し上げましたとおり、とにかく地道に、そして勤勉に研さんにつづいて、独自の高度な技術を培つてこられたのであります。したがいまして、大企業の厳しい発注に対応し、まず価格そして品質、スピードで高い競争力をおのずから実現していかれているものと思うものであります。

しかし、大企業の皆さんも近ごろは、発注するときの態度にしましても、中小企業がだんだんと力を付けてきているということを察知しておりますから、このような品物、製品を作つていただけますかということで大企業の部長や取締役と言われる肩書を持つ人たちが中小企業の現場に訪れることが珍しくないと。つま

たもつとすばらしい日本語で表現できるようなお互いの関係も生まれてくるのではないか。その方向を目指して、私どもも及ばずながら一生懸命頑張つていただきたいと思つております。

○小林正夫君 どうもありがとうございました。

○委員長(加納時男君) 小林正夫君の質問は終わりました。

○浜田昌良君 公明黨の浜田昌良でございます。それでは最初に、中小企業ものづくり高度化法のその必要となる背景についてまず質問をさせていただきたいと思います。

ものづくり、中小企業にとってものづくりの力を高度化していくことの必要性についてはだれもが認めるところでございますけれども、それをどうやってやっていくのかと。その手法についてはいろいろ議論があるところだと思っております。

そこで、まず二階大臣に御所見を賜りたいと思ひます。が、本日、このよう元気なモノ作り三百社という資料もいただきました。こういうものづくりの強さを持った中小企業の源泉ですね、またアジアの中国、韓国に打ちかっていくその源泉、どういうところにそういう中小企業の源泉があるのか、御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 私たちの国のいわゆるものづくりの中小企業は、先ほども申し上げましたとおり、とにかく地道に、そして勤勉に研さんにつづいて、独自の高度な技術を培つてこられたのであります。したがいまして、大企業の厳しい発注に対応し、まず価格そして品質、スピードで高い競争力をおのずから実現していかれているものと思うものであります。

しかし、大企業の皆さんも近ごろは、発注する

ときの態度にしましても、中小企業がだんだんと力を付けてきているということを察知しておりますから、この現場に訪れることが珍しくないと。つま

り、机に踏ん反り返つておつて、下請だ、中小企業だということ呼び付けて、仕事を発注してやるというふうな態度ではなくて、正にそれこそパートナーとして一緒にやつてこうという姿勢でいろいろ注文をいただけるようになつたと。こういうことを中小企業の経営者がおつしやつています。

○浜田昌良君 公明黨の浜田昌良でございます。そこでは最初に、中小企業ものづくり高度化法のその必要となる背景についてまず質問をさせていただきたいと思います。

ものづくり、中小企業にとってものづくりの力を高度化していくことの必要性についてはだれもが認めるところでございますけれども、それをどうやってやっていくのかと。その手法についてはいろいろ議論があるところだと思っております。

そこで、まず二階大臣に御所見を賜りたいと思ひます。が、本日、このよう元気なモノ作り三百社という資料もいただきました。こういうものづくりの強さを持った中小企業の源泉ですね、またアジアの中国、韓国に打ちかっていくその源泉、どういうところにそういう中小企業の源泉があるのか、御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 私たちの国のいわゆるものづくりの中小企業は、先ほども申し上げましたとおり、とにかく地道に、そして勤勉に研さんにつづいて、独自の高度な技術を培つてこられたのであります。したがいまして、大企業の厳しい発注に対応し、まず価格そして品質、スピードで高い競争力をおのずから実現していかれているものと思うものであります。

しかし、大企業の皆さんも近ごろは、発注する

ときの態度にしましても、中小企業がだんだんと力を付けてきているということを察知しておりますから、この現場に訪れることが珍しくないと。つま

り、机に踏ん反り返つておつて、下請だ、中小企業だということ呼び付けて、仕事を発注してやるというふうな態度ではなくて、正にそれこそパートナーとして一緒にやつてこうという姿勢でいろいろ注文をいただけるようになつたと。こういうことを中小企業の経営者がおつしやつています。

○浜田昌良君 公明黨の浜田昌良でございます。そこで、まず二階大臣に御所見を賜りたいと思ひます。が、本日、このよう元気なモノ作り三百社という資料もいただきました。こういうものづくりの強さを持った中小企業の源泉ですね、またアジアの中国、韓国に打ちかっていくその源泉、どういうところにそういう中小企業の源泉があるのか、御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(二階俊博君) 私たちの国のいわゆるものづくりの中小企業は、先ほども申し上げましたとおり、とにかく地道に、そして勤勉に研さんにつづいて、独自の高度な技術を培つてこられたのであります。したがいまして、大企業の厳しい発注に対応し、まず価格そして品質、スピードで高い競争力をおのずから実現していかれているものと思うものであります。

しかし、大企業の皆さんも近ごろは、発注する

ときの態度にしましても、中小企業がだんだんと力を付けてきているということを察知しておりますから、この現場に訪れることが珍しくないと。つま

も議論がありましたように、いわゆる下請のよう待ちの姿勢ではなくて、逆に組立て企業に対し

て課題の解決の案を提案するような提案型、開発型、そういうビジネスがものづくり中小企業にとって重要となると思いますが、この点についてお考えはいかがでしょうか。

○副大臣(松あきら君) 私からお答えを申し上げます。先ほど来、すり合わせあるいはメッシュというような言葉も出てきておりますように、やはり今はいろいろな関係が変わってきているというふうに思います。以前は、例えば企業が設計図を渡して、いわゆる、もう下請という言葉は良くないと私もそう思いますけれども、パートナーと言うか、どう言うかというのは今後これはまた私ども上の企業に設計図を渡してこういうものを作ってくれという、以前はこういうような注文だったと。でも、今はどちらかといいますと、簡単に言いますと、こういうものが欲しいんだけれども、ついては考えて作ってちょうだいというような時代になつたというふうに認識をしております。

ですから、やはりここは川上と言われます中小企業が、正に先生おつしやるように、待ちの姿勢ではなくて、反対に、こういうことを考えていますけれどもと正に提案をする、あるいはこういうふうにしたら更に開発しますという、そういうふうに從来にも増して中小企業はその提案力や開発力といふものが求められているというふうに思っております。

このようないは開発力をを持つには、その中小企業が川下企業、大企業が求める機能やそれには必要な技術の内容を的確に把握することがます必要であります。また、これを実現する独高い技術力をを持つことが中小企業も必要であります。大事であります。

今般の施策は、そのものづくり中小企業のこのような方向の努力を強力に支援するものであると

考えているところでございます。

○浜田昌良君 ありがとうございました。

ただいま御答弁いただきましたように、正に考えて作つてきてという、そういう中小企業群をいかに作るのかと、それが今回の法律の大きな目的だなと思つております。

それでは、法案の内容について質問させていただきたいと思いますが、まずこの特定ものづくり基盤技術、これについては鋳造、プレス加工、メッシュなど、その相当部分が中小企業において行わ

れて、その高度化を図ることが我が国製造業の競争力の強化又は新たな事業の創出に資する技術とのことであります、そこで経済産業大臣にお聞きしたいと思いますが、この特定ものづくり基盤技術について具体的にどういう尺度で網羅的に大臣指定されるんでしようか。産業界の側から提案できるようすべくと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(小林温君) 私からお答えさせていただきます。

特定ものづくり基盤技術は、ものづくり基本法で指定されているものづくり基盤技術の中から一

定の要件を満たすものについて経済産業大臣が指定をいたします。その具体的な要件としては、まず対象となる技術の相当部分が中小企業者によつて担われているもの、そして当該技術の高度化が我が国製造業の国際競争力の強化等に特に資するものという規定がされております。

産業界側からの提案ということでお答えしますが、この指定を行なうに際しては、中小企業政策審議会において、技術を有する中小企業あるいは川下の製造業者、技術ことの有識者など、産業界側からの御意見も聴取することにしております。また、その指定の原案はパブリックコメントに付しまして、関係者の方々の御意見を伺つた上で指定する技術を決定をさせていただくという手続になつております。

○浜田昌良君 ありがとうございました。

中小企業政策審議会の意見を聽かれるというこ

とは法律の条文であったわけではありませんが、多分、今、委員の分野は限られておりますので、是非パブリックコメントであつたりとか、また広く中小企業者から募るというような手続を是非入れていただきたいと思います。

次に、特定ものづくり基盤技術高度化指針の内容について経済産業省に質問したいと思いますが、この高度化指針には川下産業の最先端ニーズを反映した研究開発の内容を公表すると、そういうことのようですが、企業秘密とも言える

ような具体的なスペックは川下企業から聞き出すのは困難じゃないのかどうなのかという点ですね。また、技術進歩が激しい分野では目標スペックの改定が非常に頻繁になるんではないかと思いますけれども、実際にこの技術指針の策定及び改定の具体的な手順についてはどう考えておられるでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) お尋ねの高度化指針の策定に当たりましては、対象となる基盤技術を有する中小企業者と、ニーズを有する川下の製造業者などの意見を聴取いたしまして策定することにいたしております。

この中で、川下の製造業者から提示される製品のスペックについても可能な限り聴取することとしておりますけれども、おつしやいますように、企業秘密などとの関係でおのずと制限があるといふことは認識しております。

いずれにしても、技術別指針が川下のニーズを十分に踏まえた、川上中小企業者にとって意義のある内容にしてまいりたいというふうに思つています。

このようないは開発力をを持つには、その中小企業が川下企業、大企業が求める機能やそれには必要な技術の内容を的確に把握することがます必要であります。また、これを実現する独高い技術力をを持つことが中小企業も必要であります。大事であります。

今般の施策は、そのものづくり中小企業のこの

は、研究開発の内容だけではなくて幅広いものであります。そこで、経済産業省に質問しますが、指針には、研究開発の内容だけではなくて知的財産の活用の在り方、また取引慣行の改善に関する将来ビジョンと、こういうものを盛り込むと書いてございます。

○政府参考人(望月晴文君) 技術高度化指針においては、川下の大企業のニーズや技術課題を具体的な指針でどのようにそれを改善するのか、これについてお聞きしたいと思います。

きましては、川下の大企業のニーズや技術課題を踏まえました川上の中小企業の技術の高度化の方針を示すということにしておりますけれども、あわせて、研究開発などを実施するに当たつて配慮すべき事項というのがございまして、その中で知的財産や改善すべき取引慣行についても盛り込まれることといたしております。

具体的に申し上げますと、知的財産に関しましては、中小企業者が共同研究開発をする場合に、知的財産など、その成果の取扱いに関する事前の取決めに係る事項を盛り込むということを予定しております。また、取引慣行に関しましては、中小企業者における軽量化のための研究開発を阻害する要因となつてゐる铸物の重量取引などについて盛り込むなどを予定をいたしております。また、策定された指針につきましては業界団体などを通じて広く普及に努め、浸透させてまいりたいと思います。

取引慣行などにわたる部分につきましては、強制力のない部分かもしれませんけれども、それはむしろ、取引双方において共通の向かうべき認識としてある程度公的なものとして、業界団体全体の中で改善をするような努力を起こしていただくということを、ある意味では経済産業省全体として努力をしていくというようなことで、一步一歩改善をしていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○浜田昌良君 指針ですから、研究開発計画の認定には使えると思いますので、そういう認定を

使つたりとかいろいろと方法を使いながら、せつかくの知的資産の活用の在り方、また取引慣行の在り方、改善の在り方について普及がされるようお願いしたいと思います。

また、本法律によれば、特定ものづくり基盤高度化指針に沿つて、中小企業は研究開発に関する計画を作成し経済産業大臣の認定を受けると助成金が受けられるというわけですが、その点で経済産業省に質問いたしますが、この中小企業政策審議会の報告、審議会の報告ですね、によれば、本法案の支援措置の対象となる中小企業は、トップ／ベルの技術力はない限り、普段よりの支

術力を有しトップの次の位置に位置する、言わば八合目ぐらいですか、富士山でいうと、そういう中小企業とすべきであると、こうありますけれども、そういう企業がどの程度我が国に存在するのか、また具体的にどのような基準でその対象企業を認定するのか、お聞かせ願えればと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 本施策のねらいは、我が国製造業の国際競争力を支える優れた技術力を備えたものづくり中小企業群の層を厚くすると、いうことでございます。

御指摘の、トップの次に位置する中小企業の正確な数を申し上げることは非常に困難なことでございますけれども、我が国の製造業が求める世界に通用する高い技術水準を達成できる潜在的な技術力と経営基盤を有してトップレベルを目指すことができるものづくり中小企業というのは相当程度存在しているのではないかと考えております。

実は、先ほど大臣からお配り申し上げた三百社の企業につきましても、私どもがこれをまとめた過程において、日本のトップの中小企業の層というものの厚さというのを改めて勉強したというようなことでございますので、今それが何社と申し上げるのはなかなか難しいと思います。

ただ、私どもは、それを余り厳密に、トップの下とかどこかの何項目までということを申し上げるよりも、そういう、例えばこの三百社という具体的な姿をごらんになつて、大臣も言つておられま

するように、明日はここに入りたいという努力をされるような中小企業で、かつ自分の技術力を誇つてそれを磨いていこうと、そのためここに書いてあるようない指針というものを納得し、指針に沿つて努力をしていこう、そのときに関係の企業と連携をして手をつけないでその計画を作つていうと、そういうような、この法律が予定をしておりますような政策に対して御賛同いただき乗つてきてこられる中小企業については、できる限り前向きに、この層を厚くするということに私どもが資すると考えれば前向きに拾つていくということですが、この法律のある意味では本当の適正な運用ではないかというふうに考えているわけでござります。

このものづくり基盤技術高度化指針の作成に当たりましては、川下企業にとっておおむね三年とか五年以内に必要とされる高度な技術開発の方向性や目標というものをできる限り具体的に定めることによって、この指針の目標に適合しているかどうかを基準として認定されるということになるわけでございまして、双方相呼応してこの政策の対象を探していきたいということになつております。

でござります。
先般の参考人の質疑のときに、ある参考人の方が言つておられましたけれども、一部分だけの技術が強くなつても駄目なんだと、全体としてレベルアップしないと駄目なんだと、一つのものをつくるうとしても、ある鋳造品ですけれども、いろんな技術を使うんだと、レベルはいろいろあるんだと。それを全体を上げていくことが重要だと思ひますので、別に八合目に限定することなく、是非、層を厚くするという意味で取り組んでいただければと思ひます。

そういう意味で、この高度化指針の認定スキームを見ますと、先ほどの御答弁でも、年間数百の中小企業事業者が認定されるという話がございました。御答弁がございました。一方、中小企業事業者は全国四百三十万社あるわけでございますけれども、それを考えますと、もう少し認定の数を増やすことができないんでしょうか。この数倍、数十倍できるといいんではないかなと思うんですけれども、この点について、この波及効果を考えれば、認定数について増やしていく工夫についてどうお考えでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 私どもは、この指針に沿つてやる気のあるものづくり中小企業がその研究開発計画を作成した場合には、これを広く認め

定していきたいということは予定をしているわけ
でございます。

ただ、私どもが提示しております、提示という
か研究会で検討しております各技術に関する検討
状況を見ますと、恐らくその分野におけるこう
いった中小企業の数を予測していくと、先ほ
どの御答弁でもございましたように数百社になる
のではないかということをむしろ予想していると
いうことでございます。

しかしながら、特定の認定数を事前に決める必
要は必ずしもこの政策の上ではないわけでござい
ますので、そこはじっくりこれから私どもとして
は見てまいりたいとは思つております。

いずれにいたしましても、この本法律で支援対

象とする技術そのものは、我が国の製造業にとって不可欠で適用範囲の広い基盤技術でございます。このため、このような基盤的な技術について中小企業によるレベルの高い研究開発が行われて技術の高度化が図られるということは、我が国の中堅企業の国際競争力の強化や新たな事業の創出を通じて国民経済の健全な発展には大変大きな貢献をするものと期待しているところでございます。

○浜田昌良君 先ほども御答弁で、補正予算の話がございました。もしそういうことがあれば前向きに御対応いただけるというようなお話をございま

しかし、是非、数

を限ることなく、幅広くお願ひ

一方、中小企業における経営革新法制、いろんな法律については、従来の法制が錯綜して分かれにくいと、こういう批判もございまして、昨年、研究開発を中心の中小創造法と、こういう法律に、より幅広い経営革新法、新事業創出促進法の三つの法律を統合して中小企業新事業活動促進法、ここに一本化したばかりであります。さらに、今般提案のものづくり高度化法の法律事項の信用保険の特例や投資育成会社の特例も、この中小企業新事業活動促進法で既に措置されております。

そこで、経済産業省にお聞きしたいんですが、この昨年四月に施行された中小企業新事業活動促

○政府参考人(望月晴文君) 昨年の法律が、先生御説明ございましたように、経営革新及び新連携などを柱として中小企業の新たな事業活動への支援を実施しております。

具体的な成果でございますけれども、経営革新については、新商品や新サービスの開発、提供、新たな生産方式の導入など、個別の中小企業による新しい取組への挑戦を促すものでございまして、平成十七年度は四千四百二十五件の承認を

進法の新連携及び経営革新計画の認定の状況はまづどうなつているでしようか。それらの中でものづくりの高度化をねらつたものがある程度存在すると考えておりますが、実態はどうでしようか。

行っております。新連携につきましては、複数の中小企業者が連携して、それぞれ得意とする技術などを持ち寄つて新しい商品の開発・販売をしようとする取組を支援するものでございます。初年度である十七年度は百六十五件の認定を行つております。

経営革新及び新連携は、先ほどもちよつと言及いたしましたけれども、いずれも事業化を目指した中小企業の取組を支援するものでございます。

一環として、その事業化の際の技術開発に関する支援も行つております。例えば、新連携で今百六

十五件と申しましたけれども、百六十五件の認定案件中百三十二件において試作品の開発、事業化を目指した技術開発に対する支援も行っているところでございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

ただいまの御答弁で、新連携は百六十五件、経営革新関係は十七年度で四千四百二十五件ということで、事業化をねらったものでありますけれども、試作をねらつたものもあるという御答弁でございました。そこで、そういう意味では確かに事業化に少し、ちょっとと近いなというような感じはするんですけれども、とはいうものの、研究開発も含んでるなという感じがするんです、この中小企業新事業活動促進法というのではですね。

それで、経済産業省に再度質問しますが、今般のづくり高度化法を立案するに当たつて、昨年この中小創造法等三法を統合したこの新事業活動促進法を、その改正で対応した方が、中小企業事業者にとってみれば、一気通貫、ものづくりから事業化まで乗れるかもしれない、そう、使い勝手が良いとも考えられるんですが、どうではなくて本法案を独立した法案とした理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 今御答弁申し上げましたように、昨年の中小企業の新事業活動促進法は、新しいビジネスモデルを開拓する新連携や、新製品・新サービスを提供する経営革新を支援するということでございますので、支援対象となる産業やある分野を特定することなく、事業化が比較的短期間のうちに見込まれる中小企業の取組を幅広く支援するという、中小企業者側の工夫を是として私どもは支援していきたいと、こういうことになつてゐるわけでございます。

今般の法律は、支援の部分もさることながら、一番最初に、製造業の国際競争力の強化を目的として、競争力の源泉であるものづくり中小企業の技術に着目をしているわけでございまして、その技術をめぐる様々な今の日本の問題点について、まずもつて環境整備をするというところがあるわ

けでございます。

したがつて、先ほどちょっと出てまいりましたように、ある取引関係の親企業と、川上と川下の間の情報流通が不完全であると、あるいはだんだん難しくなってきた、メッシュ化をしたとかいうことで、事業化をねらつたものでありますけれども、試作をねらつたものもあるという御答弁でございました。そこで、そういう意味では確かに事業化に少し、ちょっとと近いなというような感じはするんですけども、とはいうものの、研究開発も含んでるなという感じがするんです、この中小企業新事業活動促進法というのではですね。

それで、経済産業省に再度質問しますが、今般のづくり高度化法を立案するに当たつて、昨年この中小創造法等三法を統合したこの新事業活動促進法を、その改正で対応した方が、中小企業事業者にとってみれば、一気通貫、ものづくりから事業化まで乗れるかもしれない、そう、使い勝手が良いとも考えられるんですが、どうではなくて本法案を独立した法案とした理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 今御答弁申し上げましたように、昨年の中小企業の新事業活動促進法は、新しいビジネスモデルを開拓する新連携や、新製品・新サービスを提供する経営革新を支援するといふことでございますので、支援対象となる産業やある分野を特定することなく、事業化が比較的短期間のうちに見込まれる中小企業の取組を幅広く支援するという、中小企業者側の工夫を是として私どもは支援していきたいと、こういうことになつてゐるわけでございます。

今般の法律は、支援の部分もさることながら、一番最初に、製造業の国際競争力の強化を目的として、競争力の源泉であるものづくり中小企業の技術に着目をしているわけでございまして、その技術をめぐる様々な今の日本の問題点について、まずもつて環境整備をするというところがあるわ

けでございます。

したがつて、先ほどちょっと出てまいりましたように、ある取引関係の親企業と、川上と川下の間の情報流通が不完全であると、あるいはだんだん難しくなってきた、メッシュ化をしたとかいうことで、事業化をねらつたものでありますけれども、試作をねらつたものもあるという御答弁でございました。そこで、そういう意味では確かに事業化に少し、ちょっとと近いなというような感じはするんですけども、とはいうものの、研究開発も含んでるなという感じがするんです、この中小企業新事業活動促進法というのではですね。

それで、経済産業省に再度質問しますが、今般のづくり高度化法を立案するに当たつて、昨年この中小創造法等三法を統合したこの新事業活動促進法を、その改正で対応した方が、中小企業事業者にとってみれば、一気通貫、ものづくりから事業化まで乗れるかもしれない、そう、使い勝手が良いとも考えられるんですが、どうではなくて本法案を独立した法案とした理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 今御答弁申し上げましたように、昨年の中小企業の新事業活動促進法は、新しいビジネスモデルを開拓する新連携や、新製品・新サービスを提供する経営革新を支援するといふことでございますので、支援対象となる産業やある分野を特定することなく、事業化が比較的短期間のうちに見込まれる中小企業の取組を幅広く支援するという、中小企業者側の工夫を是として私どもは支援していきたいと、こういうことになつてゐるわけでございます。

今般の法律は、支援の部分もさることながら、一番最初に、製造業の国際競争力の強化を目的として、競争力の源泉であるものづくり中小企業の技術に着目をしているわけでございまして、その技術をめぐる様々な今の日本の問題点について、まずもつて環境整備をするというところがあるわ

けでございます。

したがつて、先ほどちょっと出てまいりましたように、ある取引関係の親企業と、川上と川下の間の情報流通が不完全であると、あるいはだんだん難しくなってきた、メッシュ化をしたとかいうことで、事業化をねらつたものでありますけれども、試作をねらつたものもあるという御答弁でございました。そこで、そういう意味では確かに事業化に少し、ちょっとと近いなというような感じはするんですけども、とはいうものの、研究開発も含んでるなという感じがするんです、この中小企業新事業活動促進法というのではですね。

それで、経済産業省に再度質問しますが、今般のづくり高度化法を立案するに当たつて、昨年この中小創造法等三法を統合したこの新事業活動促進法を、その改正で対応した方が、中小企業事業者にとってみれば、一気通貫、ものづくりから事業化まで乗れるかもしれない、そう、使い勝手が良いとも考えられるんですが、どうではなくて本法案を独立した法案とした理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 今御答弁申し上げましたように、昨年の中小企業の新事業活動促進法は、新しいビジネスモデルを開拓する新連携や、新製品・新サービスを提供する経営革新を支援するといふことでございますので、支援対象となる産業やある分野を特定することなく、事業化が比較的短期間のうちに見込まれる中小企業の取組を幅広く支援するという、中小企業者側の工夫を是として私どもは支援していきたいと、こういうことになつてゐるわけでございます。

今般の法律は、支援の部分もさることながら、一番最初に、製造業の国際競争力の強化を目的として、競争力の源泉であるものづくり中小企業の技術に着目をしているわけでございまして、その技術をめぐる様々な今の日本の問題点について、まずもつて環境整備をするというところがあるわ

けでございます。

したがつて、先ほどちょっと出てまいりました。

て、これまで加工技術の、先ほども議論ございましたが、加工技術のデータベース化とかいうことをやつてしましましたけれども、なかなかそれだけでは熟練技術者のノウハウになつてているような部分というのを継承することは非常に困難であるということございまして、まあその一つの手法としてこういつた熟練技術者の方々のノウハウの部分ができるだけデジタル化、体系化するような手法、ソフトウエアのようなものを開発をいたしまして、中小企業の方々に提供していくということが大事ではないかと思います。

具体的には、熟練技能者がものづくりの現場で行つた製造手順や手法にかかる判断あるいはその根拠などをデータベースとして蓄積できる手法を開発いたしまして、中小企業の方々に提供してまいりたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 一方、即戦力として近年、先ほどもお話しございましたけれども、高等専門学校や工業高校が期待を集めております。先日の参考人質疑でも、工業高等専門学校卒業生は地元都道府県に定着すると、この比率が高いという御報告がございました。

そこで、経済産業省に質問いたしますが、ものづくり中小企業を引き継いでいく若い人材に高度技能を身に付けてもらうための高等専門学校、工業高校とともにづくり中小企業との連携ですね、特にまたそのOBでもいいんですけれども、そういう連携が重要と考えますが、その御見解はどうでしょうか。また、もし支援するとすればどのような支援策があるでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 若手人材に高度な技術を身に付けてもらうためには、高専や地域の中、OBの方々などとの連携をすることは非常に有意義であると思っております。今年度から、高専などが行う中小企業人材育成事業を、私ども、委託事業として実施することができるよう予算措置をいたしておりまして、地域の産業界が高専などと連携をして中小企業の製造現場を担っていく若手技術者を育成するという

ことを是非支援したいというふうに考えておりま

す。

配置政策がその役割を終えたとする中で、今後の方の経済格差にはどのように対応していくのか、考え方をお聞きしたいと思います。

○副大臣(松あきら君) お答え申し上げます。

我が国の景況は

喜ばしいことに改善をしてい

るところございます。

しかし一方、産業構造の

違い等を背景に、依然として業種間、地域間で格

差が見られるのもまたこれ現実でございます。例

えば、地域でいりますと、二月の有効求人倍率見

ますと、愛知県の約一・七倍に対しまして、青森

県、沖縄県は〇・五倍を下回っております。こう

した中で、地域経済の活性化は極めて重要な課題

だと私どもも認識をいたしております。

このために、経済産業省では地域活性化を柱の

一つとした新経済成長戦略の中間取りまとめを行

いました。午前中からこれは何度も出ております

けれども、大事な柱の一つがこの地域活性化であ

るというふうに認識をして中間取りまとめを行

ました。この新経済成長戦略の中では、五年間で

千の新たな取組を進めるための地方活性化総合ブ

ラン、これを実行することいたしております。

これらの実行を通じて今後とも地域の活性化に取

り組んでまいり所存でございます。

○浜田昌良君 ありがとうございました。是非積

極的にお願いしたいと思います。多分、今までと

手法は違いますけど、地域の経済の重要性は変

わっておりませんので、是非お願ひしたいと思

います。

○政府参考人(望月晴文君) 本法は一九七二年に均衡ある国土の発展を目的として制定されたものであります。近年では、東大阪市や尼崎市や堺市では構造改革特区として移転促進地域から除外について特例認定されるという事態にもなつていて、一般的にいうと今までと

ます。まず工業再配置法についてであります。

本法は一九七二年に均衡ある国土の発展を目的

として制定されたものであります。近年では、

東大阪市や尼崎市や堺市では構造改革特区として

移転促進地域から除外について特例認定されると

いう事態にもなつていて、一般的にいうと今までと

ます。まず工業再配置法についてであります。

一方、工業再配置計画は平成十二年末以降新たに計画が策定されておりません。また、工業再配

置法と表裏一体にありました工場等制限法、これ

は平成十四年に廃止されております。

そこで、経済産業省に質問いたしますが、工業再配置法の廃止はもつと早く行うべきではなかつたのか。本年まで遅れた理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(奥田真弥君) お答えいたします。

先生御承知のように、工業再配置政策は国土政

策の考え方と密接に関係をしているということで

ございまして、その議論の推移を見守つていたと

いうのが大きな理由でございます。

具体的に申し上げますと、平成十二年に今お話

ございましたように第二期の工業再配置計画の目

標を達成しまして、その後、新たな工業再配置計

画の策定を検討することとしたわけでございます。

けれども、工業再配置促進法上、全国総合開発計

画との調和を図るべきというふうにされておりま

すので、平成十三年から始まりました国土審議会

での全国総合開発計画の在り方の議論を注視して

おつたわけでございます。この議論が平成十六年

に終了いたしまして、昨年七月に新たに国土形成

計画法というのができまして、国土政策の軸足が

開発を基調とした量的拡大から質的向上に移るこ

とにになりました。こうした状況も踏まえて

いたしまして、午前中からこれは何度も出ておりま

す。それで、少し時間が過ぎましたので、廃止法

について次に質問移りたいと思います。

○浜田昌良君 させていただきて、法律も、ほかの、新事業法も

あるでしようし、そういう連携をうまく審議会を是

非、層を厚くお願いしたいと思います。

それでは、少し時間が過ぎましたので、廃止法

について次に質問移りたいと思います。

○浜田昌良君 ありがとうございました。是非積

極的にお願いしたいと思います。多分、今までと

手法は違いますけど、地域の経済の重要性は変

わっておりませんので、是非お願ひしたいと思

います。

○政府参考人(奥田真弥君) お答えいたします。

旧地域振興整備公团が行つております中核工業

団地の販売業務につきましては、現在、独立行政

法人の中小企業基盤整備機構が引き継いでおりま

す。引継ぎに当たりまして、特殊法人整理合理化

計画において早期に売却するということで定めら

れていますので、現在、同機構におきまして、

地方公共団体などの関係者の協力を得ながら、総

合的な分譲促進を進めているところでございま

す。

具体的には、いわゆる分譲価格の引下げでござ

いますとか、トップセールスの展開とか、あるいは積極的なPR、いろんな販売促進活動を実施し

ております。その結果、平成十六年度は三十三・二ヘクタール、また平成十七年度も五十二・二ヘクタールということことで、七年ぶりあるいは八年ぶりという高い水準の販売実績を上げております。

今後とも、未分譲用地が有効利用されまして地域の経済活性化につながりますように、早期売却のための努力を続けるよう、当方といたしましても機構に対応して促していきたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 ただいま答弁で七年ぶり、八年ぶりの分譲ができたという話もございましたが、是非目標達成に向けてお願いしたいと思います。

次に、民活法及びF A Z 法、輸入の促進及び対内投資円滑化に関する臨時措置法の両法案を廃止する法律について質問したいと思いますけれども、両法律とも附則で廃止期限が本年五月二十九日になつていることに対応して廃止するものであります。そこで、まず松副大臣に質問したいと思いますが、この民活法、F A Z 法が果たしてきただけでなく、その目的を果たしたと判断する根拠はどこにあるのでしょうか。

○副大臣(松あきら君) 民活法及び輸入対内投資法は、民間活力の活用によりまして、産業基盤施設の整備を促進して内需振興や輸入拡大を図ることを目的として制定された法律でございます。民活法につきましては、全国で百八十五件の施設が開業しまして、約三兆円の内需拡大効果がございました。また、全国十四の研究開発・企業化基盤施設により、四百社以上のベンチャーが創出をされているところでございます。

輸入対内投資法につきましては、全国二十二地域で三十九の輸入促進基盤施設が整備をされまして、地域の輸入促進について一定の効果があつたと思っております。また、製品輸入比率も制定時と比べまして一〇%ポイント強高まつております。なお、対日投資につきましては、初めて国を促進姿勢を法律上明記したことで、その後の対日投資会議、これは平成四年でございますけれども、これが設置をされまして、各種施設の施

策の充実等につながつたわけでございます。

このように、両法に基づく支援によりまして、内需拡大あるいは輸入振興、地域経済の活性化のための努力を続けるよう、当方といたしましても機構に対応して促していきたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

この両法律は、実は当初の期限が一九九五年六月二十九日でございましたが、そのためを自治体の要望で一度延長しております。

そこで、小林政務官にお聞きしたいと思うんです。が、今般の廃止に際して、このF A Z 法、民活法の廃止に対して地方公共団体はどのような御意見だつたんでしょうか。

○大臣政務官(小林温君) 民活法及び輸入対内投資法の廃止に向けた検討については、これは從来から地方自治体とも十分な連携、連絡を取つてきおりまして、廃止期限を延長しないことについて地方自治体からも十分な理解を得ております。

また、輸入・対内投資法については、平成十五年の参議院の本会議において、これは行政監視委員会の審議を経てでございますが、輸入・対内投資法に基づく地域輸入促進に関する政策については、意義、役割が薄れてきており、原則として新たな支援は行わないことと決議されているということも併せて御報告を申し上げます。

○浜田昌良君 ありがとうございました。

そういう形で、今回、廃止に至るわけでありますけれども、民活事業者の経営の状況については先ほど同僚議員から質問もございましたので再度質問いたしませんが、先ほどありましたように、半数が累積損失があり、また債務超過となつてゐるという民活法適用事業者の実態がありますので、是非引き続きお願いしたいと思います。

以上、聞きました、私の質問を終わります。

○委員長(加納時男君) 浜田昌良君の質問を終ります。

○田英夫君 私は、一点についてだけ御質問いたします。

先日、参考人においておいたときに、参考人から私の質問に対する、中小企業も二種類な

年に六・六兆円だったものを五年以内に倍増する

と、そういう目標がございます。現時点、二〇〇五年末は十・一兆円にとどまつておりますが、そこで最後に大臣に質問したいと思いますが、このF A Z 法は廃止いたしますが、対日直接投資倍増等の効果がございました。したがつて、両法によります支援措置の役割は達成されたということです。ごいまして、先生おつしやるとおり、五月二十九日、期限どおり廃止することとしたものでございます。

○國務大臣(二階俊博君) 御質問のように、小泉内閣の下で対日直接投資の促進に取り組んでおるところであります。その結果、当初の倍増目標は着実に達成される見込みであります。このため、先日、二〇一〇年までにG D P比倍増となる五%程度という更に大きな目標を掲げたところであります。現在、この新たな目標の達成に向けて、対日投資会議などで政府一丸となつて検討が行われておるところであります。

経済産業省としましても、特区制度の活用などにより、外国企業誘致に意欲のある自治体への支援を行いたいと思っております。また、ジエトロの対日投資ビジネスサポートセンターを拡充し、外国企業を更に支援をしてまいります。税制も含む一層の投資環境の整備、我が国市場の魅力の積極的な発信にも全力で取り組んでまいりたいと思つております。

この指針は、言わば市場のニーズを踏まえた技術開発の羅針盤になるべきものだと思います。それが関係なく、日本で中小企業であつてものづくりに関わる方々は、この羅針盤というの非常に役に立つものではないかと私どもは思つております。

その羅針盤に沿つて、私どもが今回御提示したメニューであるところの層を厚くするための技術開発の計画をお作りになるかならないかは別問題といたします。この羅針盤自身はものづくりの中

小企業の方、ほとんどの方々にとって、日本のものづくりの向かうべき方向はこういうことなんだということで、大変参考になるんじゃないかなといふふうには思つております。

また、今御指摘になりました、非常に層の広い、幅の広い、そんなに先端的な技術ではないけれども日本のものづくりの一端を担つておられる中小企業の方々にとりましては、上を目指して駆け上

るというよりは、日々のものづくりの中における様々な課題、運転資金の問題であるとか、自分の

経営上の様々な課題というものに対してもどうやつて対応していくかということに迫われている方々、大変多いんだろうと思うんです。

そういう方々に対しましては、私どもは中小企業施策のらち外に置くわけにはもちろんまいりますし、例えば昨年、中小企業の支援の法律を三本あつたのを一本にまとめましたと申し上げましたけれども、そこで言つてはる経営革新に対する支援などは、幅広い層の方々が前向きに活動しようとすることについて、都道府県レベルではございましたけれども、認定をして支援をしていくとか、そういうこともできるような体制になつておりますし、それから金融面でいえば、そういう中小企業の方々の資金的なその困難に対して、政府系金融機関や信用保証協会が支えておりますセーフティーネットと言わされている金融面の支援制度なども幅広く活用していただけるような状態にしているわけでございまして、私どもはそういうところについても十分な目配りをして政策の推進していくことが必要ではないかというふうに思つてゐるところでございまして、今回の法律が私どもの政策のすべてというわけではございませんので、できる限りこの法律自身も幅広い方々に役に立つものにしたいとは思ひますけれども、それなりのねらいを持つたものというふうにさせていただきたいと思っております。

○田英夫君 もう本当に、大部分の実はものが残る、残りの方の、数からいって圧倒的に多いだろうと思うんですね。その人のことを考えていかないとまずいと。それから、残るものの中の質の問題になると、これは千差万別だろうと思います。したがつて、一度に考えるんじやなくて、順次考えていかないと難しいだろうと思うんですね。この点をひとつ考えてあげてもらいたいといふことありますが、よろしくお願ひします。

終わります。

○鈴木陽悦君 本日最後の質問に立たせていただきます、鈴木陽悦です。

日本の中企業の元気からということ

で、私、最後の質問でございますから、かなり声を高らかに、元気にやらしていただきたいと思いませんし、例えは昨年、中小企業の支援の法律を三本あつたのを一本にまとめましたと申し上げましたけれども、そこで言つてはる経営革新に対する支援などは、幅広い層の方々が前向きに活動しようとすることについて、都道府県レベルではございましたけれども、認定をして支援をしていくとか、そういうこともできるような体制になつておりますし、それから金融面でいえば、そういう中小企業の方々の資金的なその困難に対して、政府系金融機関や信用保証協会が支えておりますセーフティーネットと言わされている金融面の支援制度なども幅広く活用していただけるような状態にしているわけでございまして、私どもはそういうところについても十分な目配りをして政策の推進していくことが必要ではないかというふうに思つてゐるところでございまして、今回の法律が私どもの政策のすべてというわけではございませんので、できる限りこの法律自身も幅広い方々に役に立つものにしたいとは思ひますけれども、それなりのねらいを持つたものというふうにさせていただきたいと思っております。

○田英夫君 もう本当に、大部分の実はものが残る、残りの方の、数からいって圧倒的に多いだろうと思うんですね。その人のことを考えていかないとまずいと。それから、残るものの中の質の問題になると、これは千差万別だろうと思います。したがつて、一度に考えるんじやなくて、順次考えていかないと難しいだろうと思うんですね。この点をひとつ考えてあげてもらいたいといふことありますが、よろしくお願ひします。

終わります。

○鈴木陽悦君 本日最後の質問に立たせていただきます、鈴木陽悦です。

日本の中企業の元気からということ

だつたんですが、たしか愛知、大阪、東京とか、それから北関東の方ですか、そういう代表的な部分が載つております。

一方で、その地方の中小零細企業というのは、こうした支援策に反応できていない企業が多く見られてゐるわけなんですか、こうした高度技術の分野で地方中小企業の参画をどのように支援できるのかという点をまず一つ目としてお聞きして、また新しい分野の開拓など、国際的な競争力を付けることはどの企業も望んでいますのでございまして、そういう機会は平等に与えられていいと思っております。もつと地方の企業に対して、委員のいろんな質問とちょっとダブりますが、もつと地方の企業に対して新しい分野の開発もお話出てますが、この中小企業技術協力についての計画によりますと、今日のものづくり政策懇談会のものづくり国家戦略ビジョン、それから今年一月の中小企業政策審議会経営支援部会の、何回もお話出てますが、この中小企業技術協力についての計画によりますと、今日のものづくりパラダイムにおける価値創造プロセスは、生産の拡大や能率化ではなくて、物質負荷や人間負荷を掛けずに顧客や消費者の満足を高めることに重点が移つてゐるところでございまして、このように述べております、文章載つております。

先ほどから議論されてきましたように、正に時代の変化を感じないわけにはいかないものであります、今回の改正案はこうしたこと反映させての提案と受け止めております。しかしながら、先日の参考人の聴取なんですが、今、田英夫先生からもお話をましたが、ナンバーワン、ナンバースリーが、ナンバーワンにする手だと理解しているとの意見を聽取いたしました。それでは実際対象となり得る企業がかなりこう限定されてくるんじやないかなと思うわけであります。

数日前、先週のちょうど参考人質疑の日の日経新聞には、設備投資の元気な企業が商工中金の調べで一面に載つてありました。たしか一面だったと思います。やはり東海とか関東の元気な地区の企業が投資意欲を示しておりまして、今回の支援策を歓迎している向きの記事が掲載されておりました。正に地域の取組の姿を象徴している記事

浦々にこの企業はあることも事実なわけでござります。したがいまして、こういう企業がむしろ地域にもあるんだということを我々はもつて自覚をあるんだという前提に立つて政策を実施するといふことが肝要ではないかと思つております。

そういつた面で、例えは一つの、非常に重要な技術の分野で地方中小企業の参画をどのように支援できるのかという点をまず一つ目としてお聞きして、この辺からちょっとお話をさしていただきたいと思います。

今、後半三人、浜田委員、そして田委員、私も地域の部分については同じ共通認識を持つてますので、この辺からちょっとお話をさしていただきたいと思います。

平成十七年の経済産業省のものづくり政策懇談会のものづくり国家戦略ビジョン、それから今年一月の中小企業政策審議会経営支援部会の、何回もお話出てますが、この中小企業技術協力についての計画によりますと、今日のものづくりパラダイムにおける価値創造プロセスは、生産の拡大や能率化ではなくて、物質負荷や人間負荷を掛けずに顧客や消費者の満足を高めることに重点が移つてゐるところでございまして、このように述べております、文章載つております。

先ほどから議論されてきましたように、正に時代の変化を感じないわけにはいかないものであります、今回の改正案はこうしたこと反映させての提案と受け止めております。しかしながら、先日の参考人の聴取なんですが、今、田英夫先生からもお話をましたが、ナンバーワン、ナンバースリーが、ナンバーワンにする手だと理解しているとの意見を聽取いたしました。それでは実際対象となり得る企業がかなりこう限定されてくるんじやないかなと思うわけであります。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

いろいろな形で施策を講じてその芽を育てていただくという今長官のお話でございましたけれども、そういえば厚い施策を実施していきたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○政府参考人(望月晴文君) 一面においては、先生おつしやいますように、集積をしている地域における企業がこういった面でのものづくり政策に参画を、手を挙げてこられるということが数の上では多いというのは事実だらうと思います。ところが、大臣もおつしやいましたように、このモノ作り三百社というのは、確かに有名な中小企業が固まつてゐるところに数が多いことも事実でござりますけれども、全国拝見をすると地域の津々

だつたんですが、たしか愛知、大阪、東京とか、それから北関東の方ですか、そういう代表的な部分が載つております。

一方で、その地方の中小零細企業というのは、こうした支援策に反応できていない企業が多く見られてゐるわけなんですか、こうした高度技術の分野で地方中小企業の参画をどのように支援できるのかという点をまず一つ目としてお聞きして、また新しい分野の開拓など、国際的な競争力を付けることはどの企業も望んでいますのでございまして、そういう機会は平等に与えられていいと思っております。もつと地方の企業に対して、委員のいろんな質問とちょっとダブりますが、もつと地方の企業に対して新しい分野の開発もお話出てますが、この中小企業技術協力についての計画によりますと、今日のものづくり政策懇談会のものづくり国家戦略ビジョン、それから今年一月の中小企業政策審議会経営支援部会の、何回もお話出てますが、この中小企業技術協力についての計画によりますと、今日のものづくりパラダイムにおける価値創造プロセスは、生産の拡大や能率化ではなくて、物質負荷や人間負荷を掛けずに顧客や消費者の満足を高めることに重点が移つてゐるところでございまして、このように述べております、文章載つております。

先ほどから議論されてきましたように、正に時代の変化を感じないわけにはいかないものであります、今回の改正案はこうしたこと反映させての提案と受け止めております。しかしながら、先日の参考人の聴取なんですが、今、田英夫先生からもお話をましたが、ナンバーワン、ナンバースリーが、ナンバーワンにする手だと理解しているとの意見を聽取いたしました。それでは実際対象となり得る企業がかなりこう限定されてくるんじやないかなと思うわけであります。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

いろいろな形で施策を講じてその芽を育てていただくという今長官のお話でございましたけれども、そういえば厚い施策を実施していきたいというふうに思つてゐるわけでございます。

○政府参考人(望月晴文君) 一面においては、先生おつしやいますように、集積をしている地域における企業がこういった面でのものづくり政策に参画を、手を挙げてこられるということが数の上では多いというのは事実だらう思います。ところが、大臣もおつしやいましたように、このモノ作り三百社というのは、確かに有名な中小企業が固まつてゐるところに数が多いことも事実でござりますけれども、全国拝見をすると地域の津々

地方の御用聞きみたいな、中小企業を訪ねて御用聞きをやるという、そういうユニークな発想もなさいましたが、この実践論を、そしてまたこうした地方独特のユニークな産学官の取組についてどのように評価なさつたか、感想を含めて聞かしていただければと思うんですが。

○政府参考人(谷重男君) お答えいたします。

今、先生の方から御指摘のありました東北大堀切川先生のような取組につきましては、地域における産と学の垣根を低くして、産学官による有機的な連携、こういったものが行わるやすい環境を整備する、そういう取組であるというふうに非常に高く評価しているところでございます。我々経済産業省といたしましても、我が国産業の国際競争力強化の観点から、産業クラスター計画の推進、こういったものを通じて、地域において新事業が次々と生み出されてくるような産学官のネットワークの形成等に取り組んできているところをございまして、このような地域における産学官の連携の促進というものが産業振興を促すものとしても非常に重要であると考えております。

今後とも、大学等と産業界による共同研究やあるいは技術移転あるいは人材育成等の取組、こういったものを地域においても促す施策というものを持続的に推進していく所存でございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございました。

堀切川先生は、地域の本当に元気人の代表という形で御登場いただいた、そんな感じがいたしました。やっぱり地域の活性化というのは、何回も言いますが、地域に元気な人がいるところはやっぱ活性化にしつかり結び付くということで、こうした人材育成も非常に大事だと思います。

堀切川先生は、官としてのかかわりを地域の現状に沿つたもの、ある意味、ケース・バイ・ケー

スで対処していかなければならぬと指摘されました。ですが、その産学官連携を、ちょっと面白いアイデアをいたいたんですが、産学官の連携を中心企業支援病院と見立てます、中小企業支援

病院。患者を企業、それから医者を大学などの学、それから官を看護師とか介護士、事務職員と見立てて、いろんな診療内容を準備していくのはどうあるかと、こういう提案も後でしていただきました。それにに対する御所見ちょっと伺いたいんですけど、その官の支援の在り方を含めてお願ひしたいんですが。

○政府参考人(望月晴文君) 看護師のような優しい気持ちはちゃんとされるかどうかというのでは、私どもとしては若干自信のないところではございませんけれども、ただ、今おっしゃいました堀切川

先生のお考えの中で、やはり技術とかあるいは事業とかいうビジネスの本質的なところとか企業の本質的なところについての識見というのは、やっぱり民なりあるいは産学の学のところにある知識というのを活用するというのがキーではないかと思つております。

私は、どちらかというと、そういう前向きの努力をされるような方々に対しても、國のいろんな、言つてみれば助力策でございますね、資金であります。それから、例えば近畿地方では大阪とか神戸の辺りの大学、それから企業、そういうものが連携いたしまして医療関係のクラスターになつております。それから、例え近畿地方では大阪といふんだけれども、そういう中で、先生お話をございましたように、やっぱ

りコーディネーター役とか、そういうものがやっぱりネットワークを形成していく上では非常に重要でございますので、そういう人々の役割を今後とも重視をしてこのクラスター計画を発展させていきたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君 成功している要因。

○政府参考人(奥田真弥君) はい。

成功している要因でございますけれども、やはり、そのネットワークをうまく形成をしていくといふこと、人間その中できちんと働いていくと、いうとどうも非難が大きくなりますので、やっぱり官の立場としては、いろんな意味でコーディネートといいますか、プロデュースとか、そういう面が求められるんじゃないかと思います。

そういう点で、今日、浜田委員からも質問出

いていましたね、小林さんから出たかな、産業クラスターの話も出ましたよね。新連携というものはまことにとらえた方がいいのかなと思いますが、

具体的には、今年度から開始をいたします地域産業界と高専等の、これもさつきから出ておりますれば、連携によります若手技術者の育成事業においてはOB人材の豊富な知識やノウハウも活用いたします。また、ものづくり体験等を通じて職業意識を養成するキャリア教育、これも先ほど文科省からも出していたと思いますけれども、地

う事例は出ないと思うんですが、産業クラスターがうまくいっているところの事例を、先ほどほかの委員からも出ましたんで、これ別に、何というふうに思つたんですか、具体的にしゃべってもいい例があるんだつたら出していただいて、そのうまくいっているところの秘訣、要因等も御紹介いただければいいんですが、その官の支援の在り方を含めてお願ひしたいと思います。

○政府参考人(奥田真弥君) お答えいたします。

確かに漠然として、具体的が余り出てこなかつたんですけれども、ただ、今おっしゃいました堀切川さんはどうもその先生の話が多いんですね。堀切川さんが話しておりましたが、建設業のシニアの皆さんに新たな仲間と一緒にリフォームとかメンテナンス業をやつていると聞きました。これはリターンじゃなくてそのまま、卒業してからもシニアとして、シニアベンチャーミーティング形でやっていきますが、もしこれは堂々と出せるものがありまして、これは非常に有名なクラスターでございます。それが連携いたしまして医療関係のクラスターになつてあります。それから、例え近畿地方では大阪といふんだけれども、そういう中で、先生お話をございましたように、やっぱ

りコーディネーター役とか、そういうものがやっぱりネットワークを形成していく上では非常に重要な役割を担つていて、また御指導していただけます。それから、例え近畿地方では大阪といふんだけれども、そういう中で、先生お話をございましたように、やっぱ

り

長い経験を積み、またしばらくの技能技術を持つているシニアの方が退職後も活躍をしていただけます。それで、もう一つ重要なことは、この辺のお考え、もしかしたら聞かしてください。

○副大臣(松あきら君) 先生の御指摘のとおり、

長い経験を積み、またしばらくの技能技術を持つ

て、それが両方相まってかかるべき有意義な結果

が生まれるという意味では、ある種納得できる、

何というんですか、例えであるかなというふうに思つておられます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

○政府参考人(奥田真弥君) はい。

成功している要因でございますけれども、やは

り、そのネットワークをうまく形成をしていくと

いうことで、人がその中できちんと働いていくと

いうところが大きな要素だというふうに考えてお

ります。

具体的には、今年度から開始をいたします地域

産業界と高専等の、これもさつきから出ておりま

すれば、連携によります若手技術者の育成事

業においてはOB人材の豊富な知識やノウハウも

活用いたします。また、ものづくり体験等を通じて職業意識を養成するキャリア教育、これも先ほ

ど文科省からも出していたと思いますけれども、地

二〇〇七年については、技術の伝承や空洞化など心配な点がいろいろと挙げられておりますけれども、私は一方で、元気なシニアベンチャーメンテナンス業をやつていると聞きました。これはリターンがいいかがでしようか。シニアベンチャーブランチ世代に、私も団塊の最後の方ですが、共通するところがあります。

この間の参考人質疑でも前向きにとらえています。

この間の参考人質疑でも前向きにとらえている

日はどうもその先生の話が多いんですね。堀切川

さんが新たな仲間と一緒にリフォームとかメンテ

ナナンス業をやつしていると聞きました。

先生いらつしやいました、堀切川先生ですね、今

日はどうもその先生の話が多いんですね。堀切川

さんが新たな仲間と一緒にリフォームとかメンテ

ナナンス業をやつしていると聞きました。

私は、どちらかというと、そういう前向き

の努力をされるような方々に対して國のいろんな

努力をされると、それが両方相まってかかるべき有意義な結果

が生まれるという意味では、ある種納得できる、

何というんですか、例えであるかなというふうに思つておられます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

○政府参考人(奥田真弥君) はい。

成功している要因でございますけれども、やは

り、そのネットワークをうまく形成をしていくと

いうことで、人がその中できちんと働いていくと

いうところが大きな要素だというふうに考えてお

ります。

具体的には、今年度から開始をいたします地域

産業界と高専等の、これもさつきから出ておりま

すれば、連携によります若手技術者の育成事

業においてはOB人材の豊富な知識やノウハウも

活用いたします。また、ものづくり体験等を通じて職業意識を養成するキャリア教育、これも先ほ

ど文科省からも出していたと思いますけれども、地

域のOB人材に中小学校の教育の現場に参加をしていただいている、ものづくりの魅力を直接伝えていたり、新事業展開等のアドバイザーを必要とする中小企業と自らの知識や経験を生かしたいという意欲を持つOB人材との橋渡しを支援する事業、これを実施いたしております。まだ少ないです。ですから、実は商工会議所でこうしたデータベースを作っているんですけども、現在約四千名が登録をされております。まだまだ多いです。ですから、民間の会社とまたこれは連携いたしまして、今年度末で一万人くらいは登録していただきたいと。そうすることによって、このOBの人材をより活用できるというふうに思つております。シニアベンチャーサポート政策ということもしっかりと念頭に置きまして、今後ともこうしたOB人材の活用に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

○鈴木陽悦君 副大臣、ありがとうございます。
人の育成というのは非常にものづくりの上で大事でございますが、人材育成という面でつながりがあるかと思いますので、ちょっと次の質問に触れさせていただきます。

去年初めて行わされましたものづくり日本大賞について伺いたいと思いますが、これはマークが、シンボルマークが天の沼矛、イザナギ、イザナミの神が日本をつくったときの矛、これが何かシンボルマークになつて、メダルもこれ使つているんですね。それで、去年はこの委員会でも、ものづくり日本大賞について中川大臣、一生懸命紹介していました。八月に表彰式が行われまして、いろいろと表彰された皆さんがいらっしゃいます。

私がいわゆるやる気という面では、この間の参考人質疑でも、お金そのものよりも、何というか、しるしがあつた方が、いわゆる手に仕事を持つた皆さん、中小の皆さんはそちらの方が張り合いであるんだという話をされておりました。やる気と

いうことで、意欲の向上には非常にものづくり大賞というのは大きな効果を發揮するんじゃないかなと思います。大賛成なわけなんですが。
この表彰は年に一度の、去年は一回目でございましたが、どうもその二年刻み、二年に一度の表彰の予定というところがちょっととスローペースかなどいうふうに思つてます。初年度の成果についてももうちょっと大きくアピールすればいいないと。中小企業間の情報交換とか、やる気につながってぐるんじやないかと思います。個人的な意見でございます。優れた企業、人をもつと積極的にアピールして、次のものづくりの意欲に結び付けていくのはいかがかと思うんですが、これは、二年に一度は多分変わらないんでしょう。最初、オリンピックみたいに四年に一度という話もあったそうですが、こうしたいものはもつと積極的に展開していただいた方がいいと思うんですが、その辺のお考へを聞かせてください。

○政府参考人(塚本修君) お答えを申し上げます。
今先生から、二年に一度ということでおちよつと頻度を高くしたらどうかということでおざいますけれども、やはり内閣総理大臣賞にふさわしいということで、ふさわしい案件を発掘するということもありまして、取りあえず二年に一度ということでスタートさせていただいています。

それで、今先生からも御指摘ありましたように、ものづくりのその人材の意欲を高めると、それから、そのものづくり人材が広くやはり社会に知られるということが大変重要なことだと思っております。

そこで、この受賞された方々を含めた、受賞者を招いてのシンポジウムとか、それから子供向けのものづくり教室、パネル等、全国で各経済産業局等を通じてその成果の普及に努めているということです。引き続きこういうことで一生懸命PRもしていきたいと思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。
突然、ありがとうございます。申し訳ありません。ものづくり日本大賞に、これから、そのものづくり人材が広くやはり社会に知られるということが大変重要なことをお聞きいたしましたが、私は全部にこれは当てはまるんじゃないかなと思います。しかし、今長官におつしやつておられたましたが、私は全部にこれは当てはまるんじゃないかなだきましたが、やっぱりいろんな意味で、今日何

さんもそう感じていらっしゃると思うんですが。一体、だけど、ものづくりって一言で言つたら、もう分かりになつていてる方いらっしゃつたら教えてほしいんですが、何だろうと思います。この表彰の中では、その技術の部分は設計に係る部分から二十六項目あります。ただ、いろんなところでものづくり使われていますが、非常に漠然と法規の中では、その技術の部分は設計に係る部分が、これ、中小企業庁の方から出ています。いつももうちょっと大きくアピールすればいいなと。中小企業間の情報交換とか、やる気につながってぐるんじやないかと思います。個人的な意見でございます。優れた企業、人をもつと積極的にアピールして、一生懸命政策進めていますが、もし分かつたら、もし駄目だつたらいいです。望月長官。

○政府参考人(望月晴文君) 識見を最後に問われたような感じがしますけれども、私どもは、やはり日本の国際競争力の源が我が国の優れた製造業にあるというふうに思つてます。そこで、そういう意味では、ものづくり基本法の議員立法していただいた以来、日本の製造業に対する思いというのをきちっとしないと日本経済全体についての真の理解はないだろうということで考えておりまして、なぜそれが単に製造業じゃなくてものづくりなんだということになりますと、一口には私どもで申し上げ難いところがござりますけれども、今の、今回の政策につきましては幅広い製造業について施策の対象にしたいといふふうに思つてます。

○鈴木陽悦君 突然、ありがとうございます。申し訳ありません。ものづくり日本大賞に、これ、経産省はもちろんですが、国交省、文科省、厚生省、いわゆる技術の部分から技能の部分、様々な分野がこのものづくり日本大賞に入つております。その意味で、ちょっと、ものづくりというのはどういう位置付けかなというんで伺いました。

製造業全般と答える人もいるでしようし、ある商品を完成させる過程を含めた行為と答える人もいるし、人づくりと答える人もいると思います。そこで、心な、また的を得た御指摘をたくさんちょうどいたしました。よいよ最後の御質問ということになりました。よくも私も緊張をしております。

そこで、今、さきにお述べになりましたこの分かりやすい中小企業政策ということ、特に地方にあります。しかし、今長官におつしやつておられたが、私は全部にこれは当てはまるんじゃないかなだきましたが、やつぱりいろんな意味で、今日何

昨年度、先ほど長官からも度々お話を申し上げおりましたが、三本あつた中小企業の支援のための法律を一本に整理した。また、中小企業金融公庫の貸付制度を見直し、平成十五年度の九つの制度を十八年度には六つの制度に整理統合するなど行っていますが、これからも中小企業にとって本当に利用しやすい、活用しやすい施策の体系をするということ、これが大変大事なことだと思っております。

中小企業の技術面等におきまして、できるだけ、このOBの皆さん等の熟練した技術、これを若い世代に継承していくためにどうすればいいか、そしてまた、せつかく熟練した日本の宝ともいうべきそうした人材を海外にどんどんと流出していくというさまで黙つて見ておるというのは、これはちょっと、政策といいますか、知恵がなさ過ぎるのではないかという我々も感じを持つております。そうした面でも、これからも十分配慮を

してまいらなくてはなりません。

同時に、やはり中小企業は何といつても金融が大事であります。金融の面につきましても、当委員会でもしばしば御指摘をいたしております。

これらは、やはり中小企業の宝とも思つてお

ります。そうした面でも、これからも十分配慮を

してまいらなくてはなりません。

同時に、やはり中小企業には何といつても金融が大事であります。金融の面につきましても、当

委員会でもしばしば御指摘をいたしております。

これらは、やはり中小企業の宝とも思つてお

ります。そうした面でも、これからも十分配慮を

してまいらなくてはなりません。

同時に、やはり中小企業には何といつても金融が大事であります。金融の面につきましても、当

委員会でもしばしば御指摘をいたしております。

これらは、やはり中小企業の宝とも思つてお

ります。そうした面でも、これからも十分配慮を

してまいらなくてはなりません。

（案）

したが、次長の答弁は次長の答弁としてそのとおりだと思いますが、しかし、四百三十万社あるわざですから、一年に一万社ずつ表彰したとしても、四百三十二年掛かるわけでありますから、そういうことからするすると、一年に一回という鈴木議員の御提案は正に傾聴に値することだと思っておりますが、これからもいろんな意味で議員各位から御意見をちょうだいして経済産業省は柔軟に対応していくと、こういう姿勢で頑張っていただきたいと思いますので、よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

○鈴木陽悦君 大臣、ありがとうございました。

○委員長（加納時男君） 他に御発言もないようですが、私の質問を終わらせていただきます。失礼します。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

○委員長（加納時男君） 他に御発言もないようですが、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

○鈴木陽悦君 まず、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について採決を行います。

○若林秀樹君 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加納時男君） 全会一致と認めます。

○若林秀樹君 よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○若林秀樹君 この際、若林秀樹君から発言を求められておりますので、これを許します。若林秀樹君。

○若林秀樹君 私は、ただいま可決されました中会又は予算委員会あるいは行革委員会等でお述べをいたしました皆さんのその心を体して、我々は制度設計におきまして万全を期してまいりたい

ことを決意しているところでございます。

○若林秀樹君 中小企業問題は極めて難しい問題であります

が、それは四百三十二万社という企業が存在する

わけですから、先ほどもものづくり日本大

賞ということに対して次長から御答弁申し上げま

我が国中小製造業の競争力を強化するために、中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化を図ることが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 技術力を有する中小企業の製品開発には、最終製品を提供する大企業・発注企業との連携協力が重要であることを踏まえつつ、特定のづくり基盤技術高度化指針を策定するに当たっては、中小企業者の技術力・意見を十分反映させること。

二 中小企業と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等との産学連携による研究開発を更に推進するとともに、その技術を中小企業が容易に活用できるよう指導すること。

三 中小企業におけるものづくり人材の育成・確保が課題となっている現状にかんがみ、初等教育におけるものづくり体験等による次世代のひとづくりの推進、大学、高等専門学校、工業高等学校等による高度な人材の育成については本法の目的を達成するよう、関係省庁が緊密に連携して取り組むこと。

四 我が国の産業競争力の源泉である中小企業の研究開発やその技術を活用した事業活動を促進するため、事業の将来性、技術力を評価した融資制度の拡充、中小企業信用保証制度の充実及び政府系金融機関による低利融資の拡大等金融支援、知的財産保護の強化、取引慣行の改善を図るなど、事業環境の整備に努めること。

○委員長（加納時男君） 本件に賛成の方の挙手を願います。

○若林秀樹君 〔賛成者挙手〕

○委員長（加納時男君） 全会一致と認めます。

○若林秀樹君 よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○若林秀樹君 次に、工業再配置促進法を廃止する法律案の採決を行います。

○若林秀樹君 本案に賛成の方の挙手を願います。

○若林秀樹君 〔賛成者挙手〕

○若林秀樹君 全会一致と認めます。

○若林秀樹君 よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○若林秀樹君 次に、工業再配置促進法を廃止する法律案の採決を行います。

○若林秀樹君 本件に賛成の方の挙手を願います。

○若林秀樹君 〔賛成者挙手〕

○若林秀樹君 全会一致と認めます。

（案）

よつて、若林君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣（階俊博君） ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（加納時男君） ありがとうございます。

○委員長（加納時男君） 次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案の採決を行います。

○若林秀樹君 本件に賛成の方の挙手を願います。

○若林秀樹君 〔賛成者挙手〕

○若林秀樹君 全会一致と認めます。

○若林秀樹君 よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○若林秀樹君 次に、工業再配置促進法を廃止する法律案の採決を行います。

○若林秀樹君 本件に賛成の方の挙手を願います。

○若林秀樹君 〔賛成者挙手〕

○若林秀樹君 全会一致と認めます。

○若林秀樹君 よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○若林秀樹君 次に、工業再配置促進法を廃止する法律案の採決を行います。

○若林秀樹君 本件に賛成の方の挙手を願います。

○若林秀樹君 〔賛成者挙手〕

○若林秀樹君 全会一致と認めます。

（案）

政府から趣旨説明を聴取いたしました。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減約束の達成に向けて、政府は、平成十七年四月に京都議定書目標達成計画を開議決定しました。

本計画に基づき、現在、我が国においては、環境と経済の両立という基本的な考え方の下、これまでの省エネルギーの経験や世界最高水準の技術等を最大限生かしつつ、各界各層が総力を挙げて温室効果ガスの排出削減を取り組んでいるところであります。その一環として、国内での取組に最大限努力してもなお排出削減約束の達成に不足する排出削減量について、他国における温室効果ガスの排出削減量を取得して対応する必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正であります。この一部改正においては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として温室効果ガスの排出削減量の取得を規定することとともに、通

常五か年度以内である債務の負担期間の年限を八か年度以内とする特例を設けることとしております。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正であります。この一部改正においては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う温室効果ガスの排出削減量の取得に係る業務に必要な費用の一部を歳出するための根拠を規定することとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○委員長(加納時男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、太平洋パイプライン計画への日本の協力・融資に

(八号)

融資に関する請願(第一一二二二号)(第一二二六

第一一二二二号 平成十八年四月三日受理

太平洋パイプライン計画への日本の協力・融資に

(九号)

請願者 埼玉県川越市並木三八七ノ五 重

紹介議員 谷 博之君

田泰男 外百九十六名

関する請願

太平洋パイプライン計画において、現在予定されているターミナル建設地であるアムール湾西岸(ペレボズナヤ湾)は、数々の小島で取り囲まれた浅い湾でタンカーの航行に危険が伴うこと、油流出事故の発生リスクも高いことなどからロシアの環境団体が調査報告書を出し、問題が指摘されています。

また、ロシア最古の国立公園及び唯一の海洋保護区が存在し、絶滅寸前のアムール

ひようを始めとする希少な野生生物が生息しているため同計画による地域の生態系への影響が懸念されるが、これらはターミナルの建設場所をナホトカ湾近辺に変更させることによって回避できること。

ついては、次の事項について実現を図られたことは、日本政府は、ターミナル施設の建設予定地がアムール湾・ペレボズナヤ湾付近である限り、同計画に対する国際協力銀行などを通じた公的融資を行わないこと、及び民間融資を支援・促

進しないこと。

第一二六八号 平成十八年四月五日受理

太平洋パイプライン計画への日本の協力・融資に

関する請願

請願者 東京都日野市三沢二ノ三三ノ一

紹介議員 岡崎トミ子君

外二百七名

この請願の趣旨は、第一一二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二二二号と同じである。

第一二六八号 平成十八年四月五日受理

太平洋パイプライン計画への日本の協力・融資に

関する請願

請願者 一 江頭英雄

外二百七名

この請願の趣旨は、第一一二二二号と同じである。

第一二六八号 平成十八年四月五日受理

太平洋パイプライン計画への日本の協力・融資に

関する請願

請願者 埼玉県川越市並木三八七ノ五 重

紹介議員 谷 博之君

田泰男 外百九十六名

関する請願

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改め

第三条に次の二項を加える。

2 機構は、前項に規定するもののほか、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取

引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行することに寄与することを目的とする。

第十五条中「第四条を「第四条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

第一 京都議定書第六条3に規定する排出削減

単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証され

た排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること。

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百七十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。の防止に寄与する事業を行う者に対し

て、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行

うこと。

第十六条第一項及び第四項中「前条第十二号」を「前条第一項第十二号」に改める。

第十七条第一号中「第十五条各号」を「第十五条各号」に改め、同条第二号中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に改め、「除く。」の下に「及び第二項各号」を加え、同条第三号中「第十五条第十号」を「第十五条第一項第十一号」に改める。

第十八条中「第十五条第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第三章中「第十五条第十号」を「第十五条第一項第十一号」に改める。

第十九条の二 国が第十五条第二項に規定する業務について債務を負担する場合には、当該

第十九条の二 国が第十五条第二項に規定する

業務について債務を負担する場合には、当該

債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降八箇年度以内とする。
第二十条に次の二項を加える。

2 第十五条第二項に規定する業務に関する事項については、前項の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び環境大臣並びに経済産業省令・環境省令とする。

附則第一条の次に次の二項を加える。
(廃止)

第一条の二 第四条第二項、第十五条第二項、第十九条の二及び第二十条第二項の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則第六条第二項中「前条第十二号」を「前条第一項第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)及び第十一号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)及び第十一号を除く。)に掲げる業務並びに改める。

附則第九条第六項及び第十二条第三項中「第一条第十二号」を「前条第十二号」に改め
附則第十四条第二項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務並びに改める。

附則第十五条第三項中「前条第十二号」を「第一条第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務並びに改める。
(廃止)

29 第一条第二項第三号及び第三条第二項第五の二 第二項第三号の補助金
附 則

及び第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務及び」を「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務並びに」に改める。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第一条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号口中「この号」の下に「及び次号」を加え、同号ヲ中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同号の次に次の二項を加える。

三 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策(京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第七条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。)で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

第三次第一項第七号中「次項第四号」の下に「及び第五号の二」を加え、同条第二項第五号の次に次の二項を加える。

五の二 第二項第三号の補助金
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項第一項中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同号ヲ中「第三百四十九条の三第二十一項中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

平成十八年四月二十七日印刷

平成十八年四月二十八日発行

參議院事務局

印刷者
國立印刷局

K